



68
633

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5

始



6.9.2

18

18-633



六法
詳解

法律顧問

辯護士 江木 衷先生校閱
中央大學 法學士 岩崎勝三郎著

東京 求光閣發行

大正
4. 3. 18
丙寅

帝國憲法目次

第一編 國體

第一章 國家

一 國家の意義

第二章 君主國體

二 君主國體とは何か

第三章 憲法

三 帝國憲法の本義

第二編 統治の主體

第一章 皇位

四 皇位とは何か

五 皇位承繼の制限

第二章 攝政

六 攝政を置くべき場合

七 攝政の地位

八 攝政の順序

第三編 統治の客體

第一章 國土

九 主權と所有權との區別

十 主權と領土との關係

第二章 臣民

十一 臣民たるの資格

十二 臣民たるの身分

十三 臣民籍得失の場合

第四編 統治の機關

第一章 帝國議會

十四 帝國議會の性質

十五 帝國議會の組織

十六 帝國議會の有する職權

十七 貴衆兩院組織の差異

第二章 政府

一三

一三

一五
一六
一六

一八
一九
一九
二一

二 三 五 七 九 一七 二十

| | | | | | |
|-------------------|-----------------|----|------------|-----------------|----|
| 十八 | 國務大臣の地位と職分 | 二二 | 二十八 | 立法權の範圍 | 三二 |
| 十九 | 樞密顧問とは何か | 二三 | 二十九 | 何をか法律と謂ふ | 三四 |
| 第三章 裁判所 | | | 三十 | 法律を制定する手續 | 三五 |
| 二十 | 裁判所の職權 | 二四 | 第五章 | | |
| 二十一 | 裁判所の構成と判官任免 | 二四 | 三十一 | 大權命令の性質 | 三八 |
| 第四章 自治團體 | | | 三十二 | 法律に代るべき勅令を發する場合 | 三九 |
| 二十二 | 自治團體の本質 | 二五 | 三十三 | 行政命令 | 四〇 |
| 二十三 | 自治團體の種類及び權力 | 二六 | 三十四 | 條約の性質 | 四一 |
| 第五編 統治權の作用 | | | 三十五 | 司法とは如何 | 四二 |
| 第一章 統治權 | | | 三十六 | 行政の意義 | 四四 |
| 二十四 | 何をか統治權と謂ふ | 二八 | 三十七 | 豫算は訓令か命令か | 四五 |
| 第二章 憲法上の大權 | | | 三十八 | 豫算不可分の理由 | 四六 |
| 二十五 | 憲法上の大權とは何か | 二九 | | | |
| 二十六 | 憲法上の大權に屬する事項の範圍 | 二九 | | | |
| 第三章 立法權 | | | | | |
| 二十七 | 立法權の意義 | 三一 | | | |

首卷に序す

夫れ國民は其國の法律命令に服従し、遵奉するの義務を有す、近時人文の發達、社會の進歩に伴ふて、吾人が權利義務の關係又頗る複雑を極め、加ふるに年々歳々法令の改廢を見るあり、一々之を記憶すること難し、殊に法律素養に乏しき者は、單に法條のみを一讀して、忽ち其意義を解する事能はず、茲に於てか本書始めて成る。然り、本書は我憲法の大典を始め、民法商法民事訴訟法刑事訴訟法等重要なる六大法典の各條項を逐ひ、學理及び實際を詳解説明し、以て法律一般の素養を得せしめ、一面其實用に至便ならしむるに努めり、蓋し世に専門の著書は多々ありと雖も、何れも皆學理に偏し

憲

法

實用に適せず、初學者をして充分に解得せしむるものなし、著者茲に鑑み、本書に於て此缺點を排せり。

想ふに、諸氏は其如何なる業務に在るを問はず、一國の法令を知り、之れを遵奉して以て、國法の保護を全ふし、權利の實行を期することを怠るべからず、國民として是等法律の素養なからんか、國民たるの資格なく、時に自己の權利利益を失ふに至るべきものあるを、即ち本書は諸氏の顧問として出づ、若し夫れ本書に依つて得る處あらんか、著者の幸之れに過ぎず、以て序となす。

著者識

實用に適せず、初學者をして充分に解得せしむるものなし、著者茲に鑑み、本書に於て此缺點を排せり。

想ふに、諸氏は其如何なる業務に在るを問はず、一國の法令を知り、之れを遵奉して以て、國法の保護を全ふし、權利の實行を期することを怠るべからず、國民として是等法律の素養なからんか、國民たるの資格なく、時に自己の權利利益を失ふに至るべきものあるを、即ち本書は諸氏の顧問として出づ、若し夫れ本書に依つて得る處あらんか、著者の幸之れに過ぎず、以て序となす。

著 者 識

憲

法

帝國憲法

帝國憲法詳解

前司法次官
法學士辯護士

鈴木充美校

法學士 清水鐵太郎著

第一編 國體

帝國憲法の説明を下すに先ち、論究すべきものは國體即ち是れなり、凡そ國に依りて其國體を異にする、之れ統治主權の所在に由りて分かるる所以なり、熟々惟るに我帝國は君主國體にして、實に立憲政體に由る者なり、乞ふ以下章を分ちて明白する所あるべし

第一章 國家

一 國家の意義

抑も家は國權の主體にして、人民及び土地より組織せらる、然り國家は永久的に人民の確信に因りて存する人格者なり、然れども國家は無形なるが故に、國權の主體なりと謂ふも、國家自ら其權力を行使することを待す、茲に於てか國家權力の行使者を必要となす、我國に在つては國家の有する國權即ち統治權は、天皇に依つて總攬せられ、統治權は實に天皇なる國家の心の所在に存し、之れを天皇と云ふも、我帝國の統治權者と稱するも、決して不可なし、天皇と國家は固より同一ならずと雖も無形の國家なる人格者の心意は即ち天皇に存し、天皇に依つて統治權は行使せらる、從つて統治權は國家の心意の所在に屬すといふも、又國家に屬すといふも、辭に於て異なるも意味に於て同一と知るべし、國家は土地人民より組織せらるるも、之れを以て國權は人民に在るが如く説明するは非なり、歐米の國家或は然らん、然れども我國家を論ずるに於ては之を許さず、國家は土地人民より成立するも、國家なる人格は人民を離れ

て別に存在すべく、又國家なる人格に付て、其の意思の存在が天皇に在りといふは、我憲法上至當の解釋と云はざるべからず、只茲に一言すべきは、國家の權力と云ひ、或は國權と云ふ、又主權と云ひ統治權と稱するも、之れ即ち皆國家最高の權力を意味し、憲法の所謂統治は即ち國權の作用なり、故を以て統治權と云ふときは結局國權を意味するものと解すべし、然らざれば天皇は統治權を總攬せらるゝ眞意を、了解するに難からざるべし、又實に此く解するを以て正鴻を待たるものとす。

第二章 君主國體

一 君主國體とは何か

我帝國は君主國體にして然も立憲政體なり、國體と政體とは決して混同すべきもの非ず、國體は統治主體の所在に由りて分れ、政體は統治權の行動する形式に依りて分る、君主一人が國體を總攬し其國を統治する時は、其國體を稱して君主國體と云ふ、

英國の如きは皇帝一人にて、其國權を總攬せずして、上下兩院と皇帝とを合せ、國會即ちパリアメントと稱して此國會が國家を統治す、従つて英國は君主國體の國にあらず、其故に君主なる皇帝を存するも、一概に君主國體なりと思ふは大なる誤解なり、又我帝國が立憲政體たることは、明治八年四月立憲政體の詔書に依るも憲法の精神を汲むも、事明白にして更に疑ふの餘地なし、立憲政體の國家には常に議會が統治權の一部を占むるが如く考ふるものあるも、統治權は圓滿にして一あるのみ、決して之が分割を許すべきにあらず、只其作用が各方面に働くものなり、此理を了解すれば、以上の如き誤解起らず、尙ほ一言すべきは、君主國體に對して民主國體なるものあり、斯る國體に在ては國家の統治權が國民に存するは通例にして、即ち國會が國民を代表し以て其統治權を行使するの觀念なれば、全然君主國體の觀念と相反す、我國の憲法を解するに當り、彼の民主國體の觀念を以てするものあるは、實に許すべからざることにて、國體の如何を忘却したる者と云はざるべからず。

四

第三章 憲法

三 帝國憲法の本義

憲法は國家統治の大法にして、國體の本體と行用との大綱とを規定す、凡そ國家あれば、必ず國體の體用を規定する法のあるは強ち論を俟たず、熟々惟るに、大日本帝國憲法は天皇の制定に係り、統治主權の行用をして一定の軌轍に由らしめ、臣民の權利及び財産の安全を保護する大典にして、國民は之を敬重遵奉すべく、之を犯し之を紛更するを許さず、大憲の犯すべからざるは、神聖にして犯すべからざる天皇の詔命なるに由る、而して憲法ありて國家を認められたるにあらずして、國家は既に存在し居るものなり、國家は統治上其權力の運用上自から秩序を定めんとし、既存の國家は少しも動かすことなく、最新の思想たる三權分立の越旨に基き、三つの各別の機關を通じ、統治を行ふことのみ憲法を以て定められたるものなり、然して憲法の規定せる

五

所は統治の大綱に止り、時機に臨み便宜を追ふて法律命令なるものを以て施政の準則を立て、憲法は立法施政の上に最高の準則を示し、法律命令を以て變更すること能はず、憲法の改定は天皇の大權に屬し、憲法は決して法律にあらす、今若し憲法を以て法律なりとせんか、憲法は容旨に普通の立法手續を以て存廢し得らるゝなり、然れども我憲法は全く立法權と立憲の權力とを區別し、法律と憲法との分界を明かにするが故に憲法の法律にあらざる事は、我が國法の神髓なりと云ふべし、而して將來若し憲法を改定するの必要ありとせば、勅令を以て議案を帝國議會の議に付せらる、此場合に兩議院は各其總員の三分の二以上出席し、出席議員三分の二以上の多數を得るにあらざれば、改正の議定を爲し得ざるは、憲法第七十三條の規定する處なり、要するに議會は大皇の諮詢に應へ、其議を奉るの外に自ら進んで發議の權を執るを許さず、又其議定する所を採納するに否とは、固より大權に存せり、憲法は國體の體用を規定するものなりと謂ふは、統治權を主體、客體、機關と其作用の大則を掲ぐるの意味に解

せらる、而して主體は統治主權の存在にして、客體は統治の及ぶ所、機關は治國の設備にて、作用は統治權を行使する形式なりと知るべし。

第二編 統治の主體

夫れ統治の主體とは、萬世一系の天皇として有せらるる皇位を意味す、國土臣民は統治の客體なり、我憲法第一條は之れを明かにす、然れども天皇は此の明文あるが爲めに、統治權を有するに非ず、統治權を有せらるるが故に、此憲法を制定せられたることとなり、換言せんか、天皇が統治權を有せらるる事實を、憲法第一條が之れを表彰したるに止まるのみ、以下順を追ふて詳細の説明を加へん。

第一章 皇位

四 皇位とは何か

皇位は統治の主體なり、天皇は主權者にして、皇位は國權の存する所、所謂統治の本
源と知るべし、皇位は獨立自存にして、天皇は神聖侵すべからず、然り皇位は國法に
因りて成立せず、天皇は國に因りて其權力を傳承せず、自立して主權者たり、國法は
主權者より出づべきも、憲法法律命令は君主の制定する所にして、君主は實に國法の
源泉たり、彼れ白耳義の憲法は現今立憲政體の模範と稱せらるも、其皇帝の位は世襲
にして、外形に於ては我帝國と差異ある點甚だ尠なしと雖も、只同國の憲法には、明
かに總て國權は國民より生ずることを明言し、又君主の權は憲法に掲げたる事項以外
に及ぶものあらざることを明示せり、之れ即ち君主の外形ありと雖も、君主必らずし
も統治の主體にあらざる好適例なり、此點に於て我國體と相違する所あるを忘るべか
らず、然り國家主權は皇位と須臾も離るるなし、我日本帝國は萬世一系の皇位と相終
始す、皇位亡れば帝國滅す、憲法は改修し得べしと雖も、國體は變更すること能
はず、若し夫れ君位系統を更へ、又は國體を變じて尙其の國家を保有すといふが如き

外國の事例は我皇祖立國の基礎と正に相反するものなり。

五 皇位承繼の制限

皇位は萬世一系の皇統之れを繼承す、皇統とは祖宗の正統を承くる皇胤を謂ふ、然り
皇位は男系の男子繼承すべく、而して男系の女子と、女系の子孫とは共に皇祚を踐む
ことを得ざるなり、今之れを皇室典範の條下に見るに、皇位は皇長子に傳へられ、皇
長子在らざる時は、皇長孫に傳ふ、若し皇長子及び其の子孫在らざる時は、皇次
子及び其の子孫に傳ふるものとす、然して皇子孫の皇位を繼承するは嫡出子を先にし、
皇庶子孫の皇位を繼承するは、皇嫡子孫皆在らざる時に限る、其直系盡きて支系に
至らば、皇兄弟及び其の子孫に傳ひ、皇兄弟及び其の子孫皆在らざる場合は、皇伯叔
父及其の子孫に傳ふ如く、之れ又皆在らざる時は、其の以上に於て最近親族に傳ふ
るの順序とす。

第二章 攝政

十

六 攝政を置くべき場合

夫れ皇位の繼承とは、前既に述べるが如く、年齢の老弱に拘はらず、又智力體力の如何に關せず、國法當然の結果として君主の位に即くことを謂ふ、是故に若し君主未成年にして、實際政務を行ふの能力なき場合又は久しきに渉るも絶對的の故障ありて政務を取ること能はざる場合に於てに、茲に攝政を置くの要あり、然り天皇及び皇太子皇太孫は僅十八年を以て成年とす、然れども成年に達せずして、皇位を繼承するに於て妨げなし、只天皇が未成年なるときに當り、皇室典範の規程に従ひ、攝政を置くものとす、之れに反し天皇久しきに亘るの故障に因つて、大政を親らする能はざるべきの攝政を設くるは、皇族會議及び樞密顧問の議を経べきものとす。(憲法第十七條、皇室典範第十二條、第十九條)

攝政を置く必要

七 攝政の地位

攝政とは皇室典範直接の結果に依り、君主の外に統治權の全體を行ふものを謂ふ、是故に攝政は君主の代理にあらず、天皇の名に於て天皇の統治權を行ふものなり、自己の名に於て大權を行ふ能はず、若し夫れ君主に於て代理を命じ得るの能力あるときは、毫も攝政を置くの必要なし、其の之れを置くの必要なるは、絶對的に君主が政務を執ること能はざる場合にあり、要するに皇位と攝政とは合して同體を爲し、統治權の體と用とを全ふするものなり。(憲法第十七條)

攝政の地位

八 攝政の順序

攝政の順序は皇位繼承の順序に依るものにして、通常の場合に於ては皇太子先づ其位地に就くべきものとす、されど若し皇太子未成年るときは、即ち其の次位に在る皇位繼承者の成年に達したる者其の局に當らざるべからず、即ち皇太后又は皇太孫在らざるか、又は未だ成年に達せざるべきは、(第一)親王及び王、(第二)皇后、(第三)皇

攝政となる順序

十二
太后、(第四)太皇太后、(第五)内親王及び女王といふ順序に従ふべし、但皇太子皇太孫成年に達したるときは、既に攝政の任に當れる他の皇族は、其の任を皇太子及び皇太孫に譲るべきは當然なりとす、只茲に注意すべきは、攝政は皇位繼承と異り、女子と雖も尙之を行ふことを得るの一事と、未成年者及び配偶ある女子は、攝政たることを得ざる事、并に攝政は皇族に限るべき事是なり、然るに歐洲の國法に於て、非常異例の場合に當りて、内閣、國務大臣が臨時其任に就き、又時には國會が攝政を選擧するが如きを見る、之れ我國體の容れざる所と知るべし。

第三編 統治の客體

統治の客體は國土及び臣民より成立す、統治權の及ぶ所は實に國土と臣民に在り、統治權は此二者に行はる唯一絶對の權力と解すべし、之れ憲法第一條に於て昭かなりとす、以下國土と臣民の何物たるかを説明する所あらんとす。

第一章 國土

九 主權と所有權との區別

所有權と國權とは更に其種類を異にし、完全なる所有權と國權とは更に兩立するものなり、何となれば所有權は、土地に對し自由にこれを處分する權力にして、國權は國界を標準とし、其の地に生活する人を統治するの目的を有せり、然らば所有權は物に對するものなるも、統治權は人身の自由に對し、國土を以て其效用を及ぼす範圍の標準とするものなること明かなり。

十 主權と領土との關係

苟くも國土の上に在る人は、内外人を問はず絶對に國權に服從せしむるは、之れ即ち國家の特色にして、土地が國家の成立要素たるは疑ひなく、只茲に注意すべきは、國土の上に他國の權力の行はるる一事是れなり、例へば居留地の治外法權領事裁判權の

如きものと知るべし、然らば斯る土地は自國の領土にあらざるかといふに、否、依然として、居留地にも主權は圓滿に完全に絕對に行はるものなるも、只自己の自由意思にて、其活動の一分を停止し、他の權力が之れに代りて行はるる事を、認定したるに過ぎず、之れ恰も所有權に地上權を設定するも、所有權其物は依然として失はざると同様なり、今假りに日露戦争に於ける一例を示さんか、我國が清國の領土の上に兵力を用ひしも、滿洲は清國の領土にあらざるといふ能はず、滿洲に行はれし吾權力は絕對無限のものにあらずして、戦争の目的を達する爲に限定されたる權力を行ひしに止まり、我國は滿洲を領したるにあらず、故を以て苟も領土たるには、絕對に圓滿に自己の自由意思に基かざる限りは、寸時だも他の權力の行はるる事を許さざる土地ならざるべからず、尤も其事實上侵害する事は別論なるも、學理上は然かく解釋するの至當なりと信す。

第三章 臣民

十一 臣民たるの資格

夫れ臣民が統治權の客體なる所以は、常に其國內に存在する結果たるに止まらず、素々臣民として資格在るに因る、茲を以て臣民が其外國に在りと雖も臣民たる資格に於て服從義務を有す、而して主權と一個人との關係を名けて臣民籍といふ、然らば此臣民籍は權利なるや否や、曰く唯だ或一身の一の價値にして、其人の身分即ち資格たるに止まり、毫も權利といふ能はず、抑も國家と臣民との關係は、權利義務の關係にあらずして、命令服從の關係なり、故に臣民籍を目して臣民が國家に對する權利を有せずとの説明は、決して臣民たるの資格に伴はざる觀念なり、然らば權利とは何か、他ならず、吾人が他人に對して法律上與へられたる力にして、苟も法律が之を制定し、之れを認めたるものにあざれば成立せず、以て臣民籍の何たるを知るべし。

十二 臣民たるの本分

臣民と云ひ人民と稱し、又國民と謂ふ、固より何等の區別なし、唯歐洲の沿革上より君主に對する臣民といふ服従者たる名稱を好まず、殊更に人民と稱したるのみ、統治の客體たる實質に至つては差異あるを見ず、殊に我國法に於ては一層然りとなす、即ち臣民は帝國を構成する分子にして、國權を維持し、獨立を擁護し、國家の目的のためには身體財産を國事に供するは、之れ即ち當然の本務となす、之れと同時に國法は臣民に對し、國事に參與し得るの權能を認め、又國用を負擔すべき責任を明かにせり、即ち公職を奉じ、統治の作用に參與し、兵役に服し租税を納むるが如き、臣民が一國の分子として、國家の目的を達するが爲に有する職分にして、此の如く憲法は臣民が其本分に背かざる限に於て、人身の自由を保全す、従つて臣民の自由の主要なる者は法律以外の權力に依つて侵さるゝことなきを規定し、以て其自由を保障せり。

十三 臣民籍得失の場合

臣民たる資格、即ち臣民籍は如何なる原因に依つて得、又は失ふべきかは、之れ憲法第十八條に明示する所にして、一に法律の定むる處による、されば帝國臣民にあらざる外國人が、我臣民たらんと欲せば、法律の規定に従ふ、試みに外國人の帝國臣民たる場合は、通常之れを歸化と稱せり、歸化は命令の性質を有し、此命令を受くること否とは、當事者の自由意思に依るべし、要するに通例得べき臣民籍は、親族法の結果に依つて繼承すべく、子は親の民籍を得て妻は夫の民籍を得、彼れ外國の婦人が日本の男子と結婚したるときは、其夫の民籍即ち日本臣民たる分限を得るものとせり。

第四編 統治の機關

統治の機關

夫れ天皇は統治權者なり、然れども上御一人を以て萬機を執り行はせらるゝことは、到底其煩に堪へざる處、茲を以て統治の機關を設けて、之れに相當の權限を與へ、萬機に參與せしむることと定めり、然らば之が機關とは何か、第一帝國議會、第二政府

第三裁判所、第四地方自治體とす、以下夫れに付詳細なる説明を試むる所あるべし。

十八

第一章 帝國議會

十四 帝國議會の性質

帝國議會は統治機關の一にして、立法と豫算の二つを議定し、決して人民を代表するものにあらず、人民は議員の選舉に參與するも、代表者に依りて國家の立法に參與すべきものならぬこと明白なり、従つて議員其者が國家の機關にあらず、議會其者が統治の機關なり、併し他の統治機關とは異なり、只統治權の作用に參與するのみ、人民に對して統治權の一部を執行するものにあらず、又議會が議定したる立法も直ちに人民に對し何等の効力をも生ぜず、所謂議會は外部に對して命令するの職權を有せず、學者偶々議會は人民の代表者なるが如く説くは政治論にして、憲政上期の如き意味は決して存せざるものなり。

帝國議會
さは何か

十五 帝國議會の組織

帝國議會は貴族院と衆議院との二局部より成る、所謂二院制度にて、元來此二院制度を採用するは、重大の事を議する議會なるに拘らず、一部の勢力に驅られて、無理な決議を爲すが如き弊あるべからず、又事を鄭重にするも上下兩院の議決を待つ必要あり、而して衆議院は、選舉權を有する者の選舉せる議員にて組織せられ、貴族院は皇族、公侯爵、伯子男爵にして其同爵中より選舉せられたる者、國家に勤勞あるか又は學識ある者にして、特に勅任せられたる者、各府縣にて土地或は商工業につき、多額の直接國税を納むる者の中より其一人を互選し、且勅任せられし者など相集りて組織せらる、衆議院より貴族院は種々の階級の人より成るも、其勢力に上下あるにあらず、上下兩院を合せて帝國議會を組織せる故、何れの一方に重きを置くの道理なきは明白なりとす。

帝國議會
の組織

十六 帝國議會の有する職權

十九

二十
帝國議會は統治の機關として大政に參與するは、憲法の規定に因るものにて、憲法上帝國議會の協賛を要すと規定せば、即ち議會の事務となり又權限若くは職權となる、憲法第三十七條に依れば凡て法律は帝國議會の協賛を経ることになる、之は立法の事務にて此協賛なくては立法權行はれず、従つて議會は立法權に參與する職權を有す、如何なることが抑立法事項となるか、之を明に示しあらざれば議會の職權も範圍も不明なり、憲法第二章に法律を以て規定すべき立法事項を示し、第一章に大權行政の下に施行せらるべき事項を定め、之に屬する事項は、立法事項にあらざることを消極的に示し、是等立法事項は議會の協賛を要すると、協賛が法律を完成せしめ且議會が立法の全權を有するが如く想惟するは誤りにて、議會は協賛と云ふ形式に於て立法に參與するに過ぎず、協賛ありて且裁可なきときは立法手續は完成せず、又議會は豫算を議定する職權を有す、決算を審査するの職權も亦議會にあるは、畢竟豫算議定權あるの結果に過ぎず、而て豫算に準據せざる政府の歳入歳出は違法なるも、爲に歳入歳出の

無効を來さず、又豫算は議會の協賛を要すも法律とは異なり、法律の性質なく従つて違背するも無効にあらず、議會は又天皇に上奏し、政府に建議し、人民より提出する請願を受くる事を得べし、こは形式上議會の事務に屬するも、實質上必ず議會に屬する事務にあらず、従つて彼の立法及び豫算に協賛する憲法上の職權とは異なれり。

十七 貴衆兩院組織の差異

貴族院は貴族院令の定むる所に依り、皇族華族及び勅任せられたる議員を以て組織す即ち(一)皇族、(二)公侯爵、(三)伯子男爵各其の同爵中より選舉せられたる者、(四)國家に勳勞あり又は學識ある者より特に勅任せられたる者、(五)各府縣に於て土地又は工業、商業に付て、多額の直接國税を納むる者の中より、一人を互選して勅任せられたる者とし、衆議院は選舉法に従ひ、公選せられたる議員を以て組織す、即ち(一)帝國臣民の男子にして年齢滿二十五歳以上の者、(二)選舉人名簿調製の期日前滿一年以上其の選舉區内に住所を有し、仍引續き有する者、(三)選舉人名簿調製の期日前滿

一年以上、地租十圓以上又は滿二年以上地租以外の直接國稅十圓以上、若くは地租と其他の直接國稅とを通じて十圓以上を納め、仍引續き納むる者は選舉人たる資格を與へられ、又被選舉人たることを得る者は日本臣民たる男子にして、年齢滿三十歳以上の者に限らる、故に被選舉人は納稅義務を負ふと否とを問はざること明かなり。

第二章 政府

十八 國務大臣の地位と職分

國務大臣は施政最高の官府にして、法律命令其他國務に關する詔勅に副署し、常に天皇を輔弼し奉るの重大なる責任を有す、副署と輔弼は差異あり、假令副署を拒むことあるも輔弼の責を免がれず、輔弼より生ずる責任は、大臣が君主の責を負ふにあらずして、大臣夫れ自身の職務を盡さぬ結果にあり、而して輔弼は進んで爲さざりし不作爲に付ても、其責を免がる能はず、輔弼に過失あるときは勿論其責あるも、君主の

國務大臣の地位

過失は大臣の過失にあらずして、君主に過失あれば、大臣に輔弼を過るの事實を來すべく、従つて大臣は其自己の失策に對して、責任を負はざるべからざるに至らん。

十九 樞密顧問とは何か

樞密顧問は天皇至高の顧問府たり、彼は國務大臣と異りて、君主の諮詢を俟つて後其意見を奉るべきものにして、自から進んで政務に關係せず、而かも又其諮詢に應ふる意見は、採用せらるると否とに關係なし、君主は自ら其宜しきに從つて行ひ、顧問官の意見如何に頓著せらるる處なし、憲法第五十六條に依るも、『樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り、天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議す』とありて、君主が重要と認めて諮詢に付せざるときは、國務に參與するを得ず、又顧問は大臣の如く、外部に向つて君主の勅令等に副署することなく、只内に在つて天皇の聰明を啓くことを務むるに在り。

何をか樞密顧問と云ふ

第三章 裁判所

二十 裁判所の職權

裁判所の職權

司法權は天皇の名に於て之れを行ふとは、憲法第五十七條の規定する所なり、夫れ司法權は統治權の一部にして、君主に屬する權なるも、君主自から之れを行ふことなく裁判所をして行はしむ、亦それを行ふや法律に於て定められたる手續に準據して裁判するものなり、然り裁判所の適用する法則は法律のみを適用するに止まらず、人の權利義務の實質を定むる命令をも適用して、權利義務を判斷す、加之權利義務に關するものにして、國法の認むる所は彼れ不文の慣習法も亦適用するものと知るべし。

二十一 裁判所の構成と判官任免

裁判所の構成は法律を以て定むることは、憲法第五十七條第二項に之れを明示す、凡そ官制は勅令を以て定むるを一般の通則とするも、獨り裁判所の官制は裁判所構成法

裁判所の構成と任免

なる、法律を以て定めらる、即ち一般通則の例外なりとす、而して勅令を以て定めし官制は性質に於て差異なしと雖も、只法律を以て定めたる以上は、更らに法律に依らざれば改廢するを許さず、此點に付て稍鄭重なり、又裁判官の任免は君主の大權なるも、裁判官たるを待るの資格は、法律に定めたる所に基き、然かも刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外は、當人の意思に反して其の職を免せらるる事なきは、憲法第五十八條の保障する所、之れ畢竟裁判官の職を重んじ、所謂司法の獨立を保たしむるの趣旨に出でたり。

第四章 自治團體

二十二 自治團體の本質

自治體とは何か

自治團體及地方の區域に依りて、一定の土地と人民との團結より成立する組合體と定義すべし、自治團體は法人の性質を有し、一方又國權の機關として利用せらる、即ち

國家より委託を受けて人民の自由を束縛するの法規を發し、且此類の處分を行ふの權を附與せらる、然かも自治團體が團體としての行爲に付ては、自ら獨立して其の責に任するも、國家の機關として働く上に於ては、中央機關の監督を受くべきは勿論の事と謂ふべし、然り彼れ自治團體の働きにして、國家の行政に屬するものは、特に法律が自治團體に委託して行はしむるものに限定す、例へば警察權を行ふ如き、又或る租税を徵收するが如き、何れも法律を以て自治團體に委託せり、之れ即ち統治機關としての働きとなるべし、即ち自治團體が自己獨立の權利として働く行爲は、自治團體の目的に適合する以上、自由に之れを行ひ得べきも、若し特に法律が其行爲を禁止したるときは、之れに背戾するを許さざるなり。

二十三 自治團體の種類及び權力

自治團體とは府縣郡市町村を謂ふ、府縣知事、郡長、市町村長は之れ即ち各自治體の機關にして、更に一方に於ては中央行政官たり、今自治團體が其土地人民に及ぼす

自治團體
の種類
權力

處の權力は所謂國權にして、自己獨立の權力にあらず、夫れ權力は權利とは異り、權利は私人同等の間に存するも、權力は治者と被治者との間に於ける絶對無限の勢力にして、前述べたるが如き警察行爲、租税徵收は公力を用ひても尙其目的を達すべき必要あるが故に、之れを權力と稱へて全然權利とは區別せり、只茲に一言すべきは自治團體は法律に認められたる範圍に於て、法人として權利義務を有し、生動するの力あるのみ。

第五編 統治權の作用

統治權の運用行使の意なり、統治權は如何にして活動するか、曰く之れを學理上より區別して、(一)統治權、(二)憲法上の大憲、(三)立法權、(四)法律、(五)命令、(六)條約、(七)司法、(八)行政、(九)豫算となすべし、以下順次説明了解せしむる處あらん。

統治權の
作用

第一章 統治權

二十四 何をか統治權と謂ふ

統治權とは一國の主權の意なり、憲法第一條を案するに「大日本帝國は萬世一系の天皇之れを統治す」とあり、即ち帝國を統治するの主權は、萬世一系の皇位にあることを明かにせり、然し此統治權は唯一無限のものにして到底分割するを許さず、只憲法上統治作用を定むるは便宜に止まるのみ、統治權は全能にして若し之れを侵し、之れを制限せんか、統治權の本質を失ふに至る、然し統治權は獨立にして且永久なり、憲法上天皇は固有獨存の權力に依りて、我帝國を統治したまふ統治權に在せば、天皇の大權は永久にして斷絶せざること、敢て説明を俟たざるなり。

統治權とは何か

第二章 憲法上の大權

二十五 憲法上の大權とは何か

憲法上の大權とは、君主が親裁專斷したまふ所の統治權の行使なり、總て統治權の働は君主の親裁に屬するは勿論にして、憲法上統治機關の干渉を受くるものにあらず、大權を廣義に解すれば、君主が自ら裁斷し得るものは何れも大權と稱し得れど、憲法上の大權は狭き意味にして、君主が憲法上必らず親越專斷せざるべからざる事項の行使を意味するものと知るべし、而して此大權なるものは、憲法の下に立ちて立法權と對等の働きを爲し、立法權を以て大權を侵し得ざるものなれば、又彼の行政とも大に異なる所あり、行政は大權と立法權との下に立ちて活動し、大權と立法權とに依つて左右せらるるを本質とす。

憲法上の大權

二十六 憲法上の大權に屬する事項の範圍

之れ憲法第一章に明示せり、即ち法律の裁可、條約の締結、大赦、榮典授與の類にして、君主に專屬し立法權も此範圍を侵すこと能はず、(一)法律案は國會の議定を経た

るまゝにては法律たり難し、必らず天皇の御裁可なくんば、法律の形式を具備せず、立法者が法律と爲すの意思の決定は、獨り天皇の親裁し得る處の憲法上の大權なり、(二)帝國議會の開閉、之れ頗る重大切のものなれば、必らず天皇の親裁に依る者とせり、(三)法律に代るべき勅令、元來立法府たる議會の參與を要すべきものなりと雖も、緊急にして議會の開會を待つ能はず、且公共の安寧を保たれず、又或は公共の災厄を避くることを得ざる場合に於て、勢ひ命令を以て法律に代はらしむる必要あり、之れを天皇の大權事項に屬せしむるは當然とす、(四)命令を發し又は發せしむること(五)行政各部の官制の制定と官吏の任命、之れ又統治權の行使に直接間接に重大なる關係あれば、天皇の大權に屬せしめたり、(六)其他の大權事項として陸海軍の統帥、宣戰講和及び條約締結、戒嚴宣告、榮典授與、恩赦、財政上の緊急處分、戰時又は事變に際する非常處分等、何れも君主自から親裁專斷せらるべきものなれば、他より之れを侵すこと能はず、學理上に於ては君主は大權事項を他の行政官府に委任するを得

ずとするを穩當と認むるも、實際は委任して行はしむる事實あり、されば大權事項は他より侵し得ざるも、君主自から之れを他に委任して行はしむるは、敢て差支あるを見ずと論結するを得べきか。

第三章 立法權

二十七 立法權の意義

法律と稱する特殊の形式を備へ、特殊の效力を有する法則を制定する統治權の作用は是れ則ち立法權なり、廣義に立法とは總て國の法則を設くる働きを包含す、憲法上に在つては之を狹義に解し、法律と稱する特殊の形式を備へ、且つ特殊の效力を有する法則を設くるもののみを指して、立法權と稱するは、之を狹義の立法權と云ふも可なり、立法權は統治の主體たる君主の權力にして、議會の協贊を経て之を行ふものにて決して國會即ち議會の權力にあらず、又君主と議會の合同行爲にもあらず、元來統治

權は唯一にして圓滿なるものなれば、立法權たる一の統治權が存する所以にあらず、統治權が法律制定の爲め働く方面を指して、立法權と稱するものなり。

二十八 立法權の範圍

立法權作用の範圍は、憲法に定むる所に從ひ之を知り得らる、憲法上之を定むる主義に二方法あり、即ち原則主義と列記主義なり、凡そ人の自由を束縛し權利を制限するの法則は、總て法律として之を定むべしと云へる原則を設け、立法權の範圍は一に此原則の適用に依りて定む、之を原則主義と稱し多く外國の憲法にて採用せるが、我憲法は此主義を捨てて列記主義を採用せり、先づ大權事項を規定し、立法權は此範圍を侵す可らざるを明白にし、次に積極的に法律の形式に依らざれば定め難き事項を掲げ而して立法權の働くべき範圍を定め、最後に大權、立法何れにも自由に働き得べき範圍あるを示せり。

立法權の範圍

茲に積極的に示せる立法事項を擧ぐれば、憲法第十四條に戒嚴の要件及び效力、第十

八條に臣民たる要件、第二十條に兵役の義務、第二十一條に納税の義務、第二十二條に居住及び移轉の自由、第二十三條に逮捕監禁審問、第二十五條に住所の侵入及搜索、第二十六條に信書の秘密、第二十七條に所有權、第二十九條に言論著作集會及結社の自由、第三十五條に衆議院議員選舉法、第五十一條に議員法、第五十七條に司法權の行使及び裁判所の構成、第五十八條に裁判官の資格及び懲戒、第六十條に特別裁判所の管轄、第六十一條に行政裁判所の管轄、第六十二條に租税の賦課稅率の變更、第七十二條に會計検査院の組織及職權、以上何れも法律に定めらるゝことを窺ふを得る、其事項は主として人の自由權利に關係せる、重大の事柄に屬するものにして、彼の原則主義と異なるは、列記すると否とにあり、其適用上に於ては別に差異なく、尤も其範圍を定むる標準の異なる結果、二者必ずしも同一の範圍に歸し難きは、亦止むなきことなり。

自由に立法し得べき事項は、亦大權命令を以て定め得べき事項となり、從つて二者同

時に同一の事項を規定せしときは、命令は法律に依らざる可らずと云ふ原則に由り、法律の規定を適用すべきこと論を俟たず。

第四章 法律

二十九 何をか法律と謂ふ

法律は天皇が議會の協賛を経たる草案を裁可し、之れを公布する手續に因りて成る法規に外ならず、命令は法律にあらず、之れ議會の協賛を経るの手續に依らざればなり。夫れ法規は國政上多々あるべきも、議會の協賛、裁可、公布といふ嚴格の手續を要するものは只法律あるのみ、彼れ憲法上法律に代るべき命令あるも、其の本質は同じく命令にして、只其效力が法律と同一なるのみ、要するに法律の實質は法規あるを要し、其形式は議會の協賛を経て、天皇之れを裁可し且公布したるものたるを要す、然り其結果として法律の改廢は、又法律を以てせざるべからず、命令を以て法律を改廢する

法律の性質と法律の改廢

を得ず、否命令は法律を以て改廢し得べきも、法律の改廢は同じく議會の協賛を経たる法律を以て、之れを改廢するの外なし、説あり、法律は國家最高の意思なりと云ひ、命令は國家の意思にあらずして、政府の意思なりと主張するが如きは、決して取るに足らざる愚論と云ふべし。

三十 法律を制定する手續

法律を制定する手續には、法律案の提出、法律案の議定、裁可、公布の四を経ざるべからず、(一)法律案の提出は、法律たるべき内容を具へし草案を議會に提出し、憲法第三十七條に要する協賛を得るを目的とす、此提出を爲し得るものは、政府、貴族院、衆議院の三機關に限らる、上下兩院の議員が議案を發議することは、茲に成謂提出とならず、其提出を爲すべき附議を發するのみに止まり此發議に因り院の可決するとき始めて提出となる、而して右議案の提出に付て一制限あり、即ち兩議院の一に於て否決せられたる法律案は、同一會期中再び之を提出するを許さず、若し此の如き制限な

法律制定の手續

此の如きは、一定の會議ある議會に、再三再四同一の議案を提出し、徒らに無用の手續を要すのみならず、立法の慎重を缺き、非理を遂げんとする弊なきを保し難し、是れ此制限を設けし所以なり、(二)法律案の議定は法律案が議會に提出せられしとき、其法案に對し兩院が同一の議定を爲せば、是れ即ち法律案の議定にて憲法の成謂協賛となる、若し同一案に就き兩院が異なる議決を爲したるときは、兩院協議會を開き其協議會にて成立せる案を、再び各議院に回付し、其儘議決せらるれば議定となるべきも、若し兩院の一に於て否決せるときは、同會中再び提出し得ざるべし、以上の協會を開き其決議を同一にする手續は、議院法に規定せらる、決議は三議會を経るを要し、又必ず先づ委員會を附託し其案に對する審査報告を爲さしむる事を要す、而して其決議は多數決に依る、斯の如くして議決せられたる意思是、院の意思にあらず、兩院を合せたる議會の意思にもあらず、只院内に多數議員の意思の同一方向に向ひたる事を示すに止るのみにして、之を目して議會の意思が、議案に同意せるなど云ふは、

議會は人格あるものとせる、誤謬の見解なることを忘るゝ可らず、(三)裁可とは法律案を議會に提出し、議會が之に對し議決を爲せば、其法律案は議會の協賛ありたるものなるも、未だ之を以て法律と稱する能はず、矢張り法律案たるに止まり、法律案が法律となるば、天皇の裁可を要す、此裁可が法律案を法律とする國家の意思決定なり、此裁可なきときは國家の意思は未だ決定せず、此の如く法律案は議會の協賛ありたる上に裁可すれば、之に依て國家の意思決定し、法律は絶対に確定するものなり、然り裁可を以て單に議會に對する返答など云ふは、未だ究めざる皮相の見解にて採るに足らず、而して外部に對し其效力を發するには、裁可の外別に公布なる一の手續が必要なり、(四)公布とは裁可に依り成立したる法律を公布といふ、法律案が議會の議定を経て裁可せられ、既に法律と確定するも、是れ國家の内部關係に止り、只國家の意思が法律案を法律と爲すことに決せる迄、國民をして之を周知せしむるには、之れを公布する事肝要なり、此公布は法律を有效ならしむる手續なれば、未だ公布せざる以前

は、其法律の存在を外部に對して主張し得ざることとなり、従つて國民は法律として之を遵奉する義務なし、法律が一般國民を羈束する効力は、此公布に因る、苟も公布あるときは、法律が完全に効力を發生するが故に、實際其公布のことを知らざるも、其不知を唱へ遵奉の義務を免るること能はず、併し公布には一定の公式あれば之に依るべく、違式の公布は公布たるを得ず、苟も正式の公布あるときは、法律は法律として完成し、國內一般に遵奉せらる、是れ公布が法律制定の上に缺くべからざる要件たる所以にて、決して此手續を省略するを許さざる所以なり。

第五章 命令

三十一 大權命令の性質

大權命令は命令の一種にして、即ち憲法第一章に列記しある事項を、其實質として規定せる命令なり、此大權命令は性質上法律と對等の力を有し、大權命令を以て法律を

大權命令の性質

侵すことを得ざると同じく、法律を以て大權命令を變更するを許さず、二者兩々並立して相侵すなきは、之れ大權命令の特色と謂ふべきか、蓋し大權事項に屬する事は、法律を以て規定し得ず、従つて法律を以て大權命令の變更を許さることとなる、要するに法律と大權命令とは、性質上決して抵觸することなく、従つて二者活動の範圍を無にすればなり。

三十二 法律に代るべき勅令を發する場合

之れ憲法第八條に明示せり、曰く「天皇は公共の安全を保持し、又は其の災厄を避くる爲め、緊急の必要に因り、帝國議會閉會の場合に於て、法律に代るべき勅令を發す」とあり、元來立法事項は法律を以て規定するを原則とするもの、憲法第八條は即ち此例外にして緊急已むを得ざる場合に於ては、勅令を以て立法事項を規定し得べき旨を定めり、夫れ此の如く法律に代るべき勅令を發するは、安寧秩序の保持のために緊急の必要ありて、帝國議會の閉會中なる二條件を要す、然れども其果して緊急なる

法律に代るべき勅令

や否やは大權之れを認定すべきものとす。

三十三 行政命令

此命令は憲法第九條に依り、發する所の命令にして、曰く「天皇は法律を執行する爲め、又は公共の安寧秩序を保持し、及び臣民の幸福を増進する爲めに命令を發し、又は發せしむ」とあり、抑も行政とは法律の執行、秩序の維持及び公益増進の爲めに法律及び大權の下に活動する國家の行爲なるが故に、若し本條に規定すべき範圍に相當せんか、即ち命令を發することを得べし之れ即ち行政命令の名聲を付したる所以なり而して此命令は立法事項及び大權事項に屬せざる、以外の政務を實質と爲すものにして、君主が大權を以て自身に發する場合と、大權を以て行政官廳に命じて發せしむる場合とあり、何れも其效力に於て差なし、而して此行政命令を以て、法律を變更することを得ざるも、法律を以て此命令を變更することの容易なるは、前既に説明せし所あれば茲に再びせず。

行政命令
とは何か

第六章 條約

三十四 條約の性質

條約は國と國との約束にして、其效力は相手方たる國家若くは政府を束縛するは勿論其國民も亦之を遵奉するの義務を生ずるものなり、條約を爲すは國家相互間なるも、其國家を成立する國民も第三者の位置に立つことを得べく、此理に由り國民も亦之を遵奉するの義務を免れず、又條約は天皇の大權に基き締結するものなれば、國內の既存の法令に對し絶對の變更力を有すべきものなり、然らざれば條約の締結權を君主の大權とせる理に背き、條約の趣旨は國內に行はれざるに至る、豈に斯る道理のあるべき筈なく、而して又條約は絶對に國民をも拘束すべき性質のものなるも、其存在を國內に公知せしむるにあらざれば、國民たるもの之に従はんと欲するも事實不能なり、故に法律の公布の如く之を公布する事を要す、尤も公布に依り國民を拘束するにあら

條約の性質
如何

で、其本來の性質が拘束力を有するに由る、公布は國民に周知せしむる方法にして、公布なき一事を理由とし、服従の義務なきものと速断するは誤見なり。

第七章 司法

三十五 司法とは如何

司法とは國法を正し、社會の秩序を維持するが爲め、刑罰を判断し、權利を審理し、以て人民の安康を保全するの目的なり、故に立法は人民共存の準則を示し、司法は之れを適用するものを知るべく、何れも統治權の作用に屬し、以て國法の效用を全ふるものなり、然り司法權は天皇の名に於て、法律に依り裁判所が之れを行ふ、君主は法の源泉にて、之れを立てて之れを行はせらるゝは、一に天皇の統治權に屬し居るものなり、彼の司法權は獨立なりといふは、只君主の權の外に存するの意にあらず、裁判所は獨立して權力の主體たる譯なく、結局司法權は法律に依り之を行ひ、裁判所は

統治機關の一として憲法の委任に由り此職權を有す、而して人民は裁判所の外に於て審問せらるゝことなく、又法律に依らずして裁判せらるゝ理なし。

普通司法裁判は刑事と民事との二つに區別し、刑事は刑罰を適用し、民事は専ら新權の争訟を裁斷するを目的とす、彼れ刑法は公安を保持し、罪惡を防制するに依り、國權が人民各自に臨む直接の制裁なり、然るに民法は主として人民たるの私權を保證す判決は特定の人に對して強制の力を有し、其法力は當事者以外に及ばず、之れ法令と異なる所以とす、裁判所は各獨立して法令を解釋し、其判決を下すに當り敢て上官の訓示を受けず、此邊は行政官が上官の監督の下に立つ、其訓令を受け處分するものと異れり、即ち司法判決は法理の決定にして、行政處分は便宜の裁量なり、其何れも本領を異にし夫々行政は行政、司法は司法としての效用を全ふせんとするにあり。

第八章 行政

行政とは
何か

三十六 行政の意義

行政とは大權及法律を施行して、公共の安寧秩序を保持し、並に臣民の幸福を増進するが爲め、法律勅令の範圍内に於て政府が之れを行ふものなり、即ち行政が政府に命じて、行はしむる以上の事柄と知るべし、然り政府は行政の機關なり、大權及法律は行政上に在るものなれば行政は法律に準據せざるべからず、然れども法律の執行は決して行政の目的にあらず、司法と行政とは實質に於て違ふものなり、今現行の官制上より政府の實際を分類すれば。

- 一 内政
- 二 軍事行政
- 三 財政
- 四 外務
- 五 司法行政

の五項とす、此の如く行政とは大權により、官府の權限に委任して行使せしむる處の統治の作用にて、法律に牴觸せざる限りに於て自由に國家の目的を達するものなり。

第九章 豫算

三十七 豫算は訓令か命令か

憲法上豫算とは、國庫の歳計を豫め計算せる見積なりと承知あるべし、豫算は法律なりと云ふも、豫算の性質を違ひたる謬説たるを免れず、憲法には國家の歳入歳出は總て豫算を以て、豫め議會の協賛を経べき旨を規定せるも、何故に豫算を要するやは不明なり、別に會計法ありて行政官に對し豫算に依つて會計の取扱ひを命じ、會計法の效力に依り間接に豫算が行政官の行爲を束縛する力を有す、之を目して豫算其物が獨立の力として、法律の同一の效力を有するが如く思惟するは誤解にして、豫算は法律命令にあらずして、其性質訓令と同じく行政内部に於て準則たる效力を有するものな

豫算は訓
令か命令
か

り、是れ畢竟會計法の之に従ふべきを命ずるに由る、豫算が會計法上の豫算たるには議會の協賛を経るを要するも之が爲なり、豫算は單に行政内部の關係なれば、外部即ち國民其他に對して存す、國家の權利義務は此豫算の爲めに動さるゝことなく、法律命令は豫算を動かすの力あるも、豫算は法律命令を動かすこと能はざるなり。

三十八 豫算不可分の理由

豫算は分割すべからざる性質を有し、一年間に於ける國庫の歳入歳出の全部を一表に作製するを要す、彼の追加豫算は聊か違法の嫌あるも、實際上の必要に基くものなれば己むを得ざる次第にして、豫算は款項に分ち其款項に定めたる金額を超過するを許さず、尤も収入は豫算に合せずとも違法ならざるも、支出は豫算額の超過を禁ず、若し豫算を超過し又は豫算外の支出を爲したるときは、議會の事後承諾を求むべきものとす。

豫算は以上に述べたる如き性質を有するものなれば、行政上の効果として會計検査の

豫算不可
分の理由

基礎を爲す、而して會計検査は算數上、法令上、經濟上より算豫と照合對比して之を爲す、政府が豫算外の支出にして、緊急の必要に應じて爲したるときは、憲法第七十條に依り次の會期に於て議會に提出し承諾を求むるを要す、承諾とは猶協賛と云ふが如く、貴衆兩院の可決を意味し、若し承諾なきときは、法令は大權を以て更に廢止せざるべからず、此承諾は追認と其性質を異にせり、若し之を追認と觀るときは、其追認せざる場合は、最初に遡りて無効となるも、法理は然らず、故に承諾は議決を意味せるものと解すべきなり、若し議會に於て承諾せざるときは、勅令は其效力を失ふも、議會の決議より生ずるは當然の結果ならずして、更に勅令を以て之を廢止する後の勅令の效力と稱するは至當なりとす。

憲法顧問 終

民

法

民法目次

第一章 總說

| | |
|-------------|----|
| 第一 權利の思想 | 一 |
| 第二 法律及權利の意義 | 九 |
| 第三 法律の種類 | 一三 |
| (一) 公法と私法 | 一三 |
| (二) 強行法と任意法 | 一四 |
| (三) 通法と特別法 | 一六 |
| 第四 民法及商法の大意 | 一六 |

第二章 人の能力

| | |
|-----------------------------------|----|
| 一 人の成年となるは幾歳なるや | 一七 |
| 二 未成年者の爲したる法律上の行爲は如何なる効力を有するや | 一七 |
| (附) 未成年者が其相手方より受取りたるものを消費したるときは如何 | 一七 |
| 相手方は未成年者に對して取消を求むることを得る | |

| | |
|-----------------------------------|----|
| 三 未成年者が有効の行爲を爲さんとするには如何すべきや | 一八 |
| (附) 未成年者が法定代理人の承諾を要せざる行爲の一 | 一八 |
| 四 未成年者の有する學資金の範圍内に於て爲したる取引は有効なりや | 一九 |
| (附) 法定代理人の承諾を要せざる行爲の二 | 一九 |
| 五 未成年者が遊蕩の爲め費したる金錢の取引は取消し得べき行爲なるや | 二〇 |
| (附) 法定代理人の承諾を要せざる行爲の三 | 二〇 |
| 六 法定代理人の許諾を経て爲したる未成年者の商業上取引は有効なりや | 二〇 |
| 七 禁治産者は如何なるものを云ふや | 二一 |
| (附) 癲癲、白痴、心神喪失者は法律上如何なる能力を有するや | 二一 |
| 八 禁治産宣告の請求は何人が爲すべきや | 二一 |
| 九 準禁治産者は如何なるものを云ふや | 二二 |
| (附) 心神耗弱、啞者、盲者、浪費者は法律上如何なる | 二二 |

効力を有するか

- 十 禁治産者と準禁治産者とは如何なる差あるや 二二
- 十一 準禁治産宣告の請求は何人が爲すべきや 二三
- 十二 準禁治産者が保佐人の同意を要する行爲は如何なる場合なるや 二三
- (附) 準禁治産者は元本を受取り又は利用することを得るや
- 十三 準禁治産者は借財を爲し又保證人となる事を得るや
- 十四 妻が夫の許可を得ずして爲すことを得る行爲は如何

第三章 財物の區別

- 十五 動産と不動産との區別 二八
- (附) 水門、橋梁、水道の鐵管は動産か不動産か 二九
- 十六 債權の證書は動産なるや
- (附) 版權、商標權、專賣權は動産か不動産か
- 十七 假りに設けたる小屋、足場、類、植木屋の植物家屋に附屬したる疊建具の類は動産なりや不動産なりや 二九
- 十八 主物從物の區別 三〇
- (附) 疊建具は主物なりや從物なりや
- 椅子、机、本箱は主物なりや從物なりや
- 主物從物の區別を設くる必要如何
- 十九 果實とは如何なるものを云ふや 三二
- 二十 天然果實と法定果實とは利益を收取するに如何なる差異あるや 三二
- (附) 成熟前に果實を收穫したるときは何人の所有となるや
- 二十一 (一)代理とは何そや 三三

第四章 代理に関する規則

- (一) 代理人の爲したる行爲は本人又は第三者に對して如何なる効力あるや 三三
- (二) 代理と委任とは如何なる差異あるや 三三
- (附) 權限外の代理は有効なるや
- 本人の名義を以てせずして爲したる代理は有効なるや
- 二十二 代理人は無能力者にも可なるや 三五
- 二十三 權限の定なき代理人總代理人は如何なる權限を有するや 三五
- (附) 總代理人部理人の區別は如何
- 二十四 代理人は更に復代理人を選任することを得るや
- 二十五 代理人が復代理人を選任したるときは如何なる責任を負ふべきや 三七
- (附) 代理人が本人の承諾を得て復代理人を選任したるときは如何
- 二十六 本人の指名に從て復代理人を選任したるときは如何
- 二十七 法定代理人は復代理人を選任することを得るや 三八

第五章 期限及期間

- 二十七 復代理人の爲したる行爲は如何なる効力を生ずるや 三八
- 二十八 代理人は當事者双方の代理を爲すことを得るや 三九
- 二十九 代理は如何なる場合に於て消滅するや 三九
- (一) 期限とは何ぞや 四〇
- (二) 期間とは何ぞや 四〇
- (附) 期限に始期を付したるときは如何
- 期限は何人の利益の爲めに設けられたるや
- 期限の利益は勝手に之を拋棄することを得るや
- 債務者は如何なる場合に期限の利益を喪ふや
- 時を以て期間を定めたるときは何時より起算するや
- 日、週、月、年を以て期間を定めたるときは何時より起算するや
- 期間の終りが休日なるときは如何
- 一ヶ月は卅日なりや卅一日なりや
- 年に閏あるときは如何

閏年二月廿九日より一ヶ年を計算するときは翌年何日を以て一ヶ年と定むべきや

第六章 時効に関する規則

三十一 時効とは何ぞや 四四

(附) 法律に時効を設けたる理由如何

時効の効力は其起算日に遡ることは如何

時効を援用する者は何人ぞ

時効の利益は之を抛棄することを得るや

三十二 (一)時効の中断とは何ぞや 四八

(二)時効の中断を爲すには如何なる方法を要するや

(附) 口頭の催促は何故不利益なるや 四八

債務者が利息を拂ひ又猶豫の請求を爲したるときは時効は中断するや

三十三 (一)時効の停止とは何ぞや 五一

(二)時効は如何なる場合に停止するや 五一

(附) 時効の中断と停止は如何なる差あるや

取得時効

四

三十四 幾年間占有すれば他人のものも我ものさなるや 五三

三十五 善意にして過失なく不動産を占有する者は幾年にして其所有者となるや 五五

(附) 善意の占有とは如何

三十六 善意にして過失なく動産を占有するものは如何なる時期に其所有権を得るや 五六

三十七 所有権以外の財産権の取得は幾年なりや 五六

○消滅時効

三十八 消滅時効の進行は何時より始まるや 五七

三十九 消滅時効の期間は幾年なるや 五七

四十 定期金の債権は幾年にして時効にかゝるや 五七

四十一 一年又は月を以て定めたる定期の債権は幾年にして時効にかゝるや 五八

四十二 三ヶ年の時効によりて消滅するものは何なるや 五八

四十三 辯護士、公証人、執達吏に托したる書類は幾年にして時効にかゝるや 五八

四十四 辯護士、公証人、及執達吏の職務に関する債権は

幾年にして時効にかゝるや 五九

四十五 二ヶ年の時効に因りて消滅する債権は何なるや 五九

四十六 一ヶ年の時効に因りて消滅する債権は何なるや 六〇

第七章 占有に関する規則

四十七 占有とは何ぞや 六一

(附) 法律が占有権を設けたる理由如何

四十八 善意の占有と悪意の占有の區別を問ふ 六四

(附) 善意の占有者は果實を取得することを得るや

悪意の占有者が果實を消費したるときは如何

元本に付ては善意の占有者と悪意の占有者とは如何なる差あるや

四十九 動産の占有者は如何なる場合に於て其所有者となるや 六七

(附) 買主は賣主の身元を取調ぶる義務ありや

五十 盗品の被害者遺失物の遺失主は幾年の年限内にあらざれば其物を取戻すことを得ざるや 六八

五十一 善意にて買取りたる占有者が盗品又は遺失物を

返還するときは其請求に對し代金を請求することを得るや 六九

五十二 他人が飼養せし家畜外の動物を占有したる者は直に其所有者になるを得るや 七〇

五十三 占有物返還のとき占有者は其物の爲めに費したる費用の償還を受くることを得るや 七一

五十四 占有者が占有を妨害せられたるときは如何にして之を防ぐべきや 七一

(附) 他人が我地内に入りて耕作を爲し建物を作るときは如何すべきや

五十五 我隣地に於て煤烟の落つべき烟突を建んとする時或は隣地の家屋が朽廢して倒れ來らんとするときは如何にすべきや 七二

五十六 占有物を奪はれたるときは如何なる名義の訴を起すべきや

第八章 隣地間關係

○隣地立入の權

五十七 (一)隣地の界又は其近傍に於て工事を作さんとき

五

するとき自分の土地に餘地なきときは隣地に
立入りて可なるや 七四

(二) 右の場合に於て隣地の家屋内に入るこ
を得るや 七四

(附) 借地人、隣地に入ることを得るや

立入者が隣地に損害を加へたるときは如何

○他人の土地を通行する權

五十八 (一) 如何なる場合に他人の地内を通行すること
を得るや 七五

(二) 他人の土地を通行するときは如何なる場合
を選ぶべきや 七五

(附) 袋地とは如何なる土地を云ふや

袋地所有者は隣地の所有者に報酬を拂ふ義務ありや

○水の流通に關する事

五十九 隣地より流れ來りて迷惑なるときは如何 七七

六十 水流が低地に於て自然に阻害したるときは如何 七八

六十一 甲地にある水事工作物が破壊阻害して乙地に損
害を及ぼし又は損害を及ぼさんとするときは如何すべ
きや 七八

六十二 水流に伴ひて流れ來れる砂石は之を阻塞するを
得るや 七九

六十三 隣地に於て雨水の注下すべき根屋又は建物を設
けたるときは如何 八〇

六十四 水流地の所有者は水路又は幅員を變ずることな
得るや 八〇

(附) 水流地の所有者は如何

六十五 高地の所有者は餘水を排泄せしむる爲め隣地を
通はして水路を設けることを得るや 八一

六十六 水流地の所有者は水堰の一端を對岸に附著せし
むることを得るや 八二

右の場合に於て對岸者は水堰を共用することを得るや

○經界に關する權利義務

六十七 (一) 經界は何人が作るべきや 八三

(二) 經界に關する費用は何人が負擔すべきや 八三

○圍障に關する事

六十八 (一) 圍障を設くるに相互の協議調はざるときは

側を設けたるときは如何 八九

七十三 井戸、用水溜、下水溜、肥料溜を穿つには隣地と
幾何の距離を隔つべきや 九〇

七十四 地窖、厠坑を穿つには幾何の距離を隔つべきや 九〇

七十五 水樋を埋め、溝渠を穿つには幾何の距離を隔つ
べきや 九〇

○先占

七十六 甲者鹿を射て未だ死せず之を躡追して方に第二
丸を發せんとする際、乙者傍より射て鹿を斃したり、
鹿は甲乙何れの所有に屬するや 九一

○遺失物

七十七 遺失物を拾ひたる者は幾年にして其所有者とな
るや 九二

七十八 店頭に置き忘れたる物は遺失物なりや 九三

七十九 洪水の爲め流れ來りたる物、難破船より投棄せ
られたる物品は遺失物なりや 九三

○先占

七十六 甲者鹿を射て未だ死せず之を躡追して方に第二
丸を發せんとする際、乙者傍より射て鹿を斃したり、
鹿は甲乙何れの所有に屬するや 九一

○遺失物

七十七 遺失物を拾ひたる者は幾年にして其所有者とな
るや 九二

七十八 店頭に置き忘れたる物は遺失物なりや 九三

七十九 洪水の爲め流れ來りたる物、難破船より投棄せ
られたる物品は遺失物なりや 九三

第九章 所有權の取得

如何なる材料を以て作るべきや 八四
(二) 其費用は何れが負擔すべきや 八四
(附) 圍障の高は幾尺なるや 八四

○互有權

(一) 圍障は何れの所有に屬するや 八五

(二) 一方の建物の一部を爲す牆壁は互有に屬す
るや 八五

六十九 (三) 高さの異なる二個の建物の間にある牆壁
も互有に屬するや 八五

(四) 防火用に設けたる牆壁も互有に屬するや 八六

七十 隣地より我地内へ出て居る竹木の枝又は根は之を
剪除することを得ざるや 八七

○隣地に接し建物、窓、井戸等を設くるべきの注意

(一) 隣地の界に建物を築くには幾何の距離を殘
すべきや 八八

(二) 一尺五寸の隔離を餘さずして建物を作り又
は作らんとするときは如何 八八

七十二 隣地の者我が地内を窺見ることを得る窓又は椽

○埋蔵物

八十 埋蔵物を発見したる者は幾年を経て所有することを得るや 九三

八十一 衣服の中に縫込みたる貨幣、壁又は屏風の中に塗込みたる物品は埋蔵物なりや 九四

○添附

八十二 不動産の上に従として附加せしめたる物の所有権は何人に屬するや 九五

(附) 甲者家屋を所有し乙者其所有の材木を以て建増を爲したるときは何れの所有となるや

甲者が乙者の材木を以て自分の所有に係る家屋の建増を爲したるときは何れの所有に歸するや

地上権者、永小作人、賃借人が自己の費用を以て借用物の上に加へたる附屬物は添附物なるや

八十三 各別の所有者に屬する數個の動産が附合によりて合成物と成りたるときは何れの所有者に屬すべきや 九七

(附) 他人の指環に自己の寶石を嵌め他人の机に自己の抽出を附けたるとき指環又は机は何人の所有に歸するや

するや

八十四 各別の所有者に屬する金屬又は液體が合して混和となりたるときは如何 九八

(附) 甲者の銅と乙者の錫と混和したるときは何れの所有になるや

八十五 如何にしても動産合成物の主従を區別する能はざるときは如何 九九

八十六 他人の動産に工作を加へたるときは如何 九九

第十章 共有物

八十七 共有物の使用法は如何にするや 九九

八十八 各共有者の持分は如何なる推定を受くるや 一〇〇

八十九 共有物に變更を加へんときは如何の同意を要するや 一〇一

九十 共有物の管理、保存の行爲をなすには如何の同意を要せざるや 一〇一

(附) 管理行爲と保存行爲は如何なる差異あるや

○共有物の分割

九十一 共有物の分割は何時にても請求するを得るや 一〇二

(附) 共有物は幾年間分割せざるときを約束するを得るや

九十二 相隣地にある界標、圍障、溝渠も分割するを得るや 一〇三

第十一章 永小作權及地上權

○永小作權

九十三 永小作權とは如何なる權利なりや 一〇三

九十四 永小作人は借地に變更を加ふるを得るや 一〇四

九十五 永小作人は小作地を他人に賃貸し又は更に他人に小作せしむることを得るや 一〇四

九十六 永小作人は天災等の爲め小作料の減額又は免除を請求することを得るや 一〇五

九十七 三年以上不作の續きたるときは如何 一〇五

九十八 地主は小作人が小作料を拂はず又は破産したる爲め之を解約することを得るや 一〇五

九十九 永小作權の年限は如何 一〇六

(附) 年限の約束を爲さざるときは如何

○地上權

百 他人の土地の上に建物竹木を所有せる者は其土地を使用する權利ありや 一〇七

百一 借家主は何時にても立退申候とある證書の爲め貸主の請求次第立退く義務ありや 一〇八

百二 地上權者は何時にても立退く權利ありや 一〇八

百三 地上權の地代は何の規則に據るべきや 一〇九

百四 地上權者が立退ときは工作物及び竹木を取去ることを得るや 一〇九

百五 地上權者は相隣者間に有する諸權利を有するや 一一〇

第十二章 留置權

○留置權とは何ぞや

百六 (一)物品を賣渡したるに買主其代金を支拂はざるときは我は其物品を留置くことを得るや 一一〇

(二)他人の物品を預り居りしに其物品の爲め生じたる損害を受けたるときは我は其を差押へ置くことを得るや 一一〇

(附)留置物が一旦其占有を離れたるときは如何 一一〇

留置物は必ず其債務者の所有物なることを要するや 百七

留置物より生ずる果實は如何すべきや 一一二

留置者は留置物を使用貸貸することを得るや 百八

債務者が相當の擔保を供して留置物の取却を請求し來りたるときは之に應ずる義務ありや 一一三

第十三章 先取特權

先取特權とは何ぞや 一二四

先取特權の附着しある動産不動産が賣却、貸貸、毀損せられたる時は先取特權は消滅するや 一一七

○一般の先取特權

債務者の一般財産に對して有する先取特權は何なりや 一一九

公益費用の債務とは何ぞや 一一九

葬式費用の債權者は如何なる限度に於て先取特權を有するや 一二〇

雇人が其給料に付て有する先取特權は如何なる限度に従ふべきや 一二〇

日用品を供給する債權者の有する先取特權は如何なる限度に従ふべきや 一二一

○動産の先取特權

債務者の動産に付て有する先取特權は如何なる債權に限るや 一二二

不動産貸貸より生ずる先取特權とは如何なる債權なるや 一二三

土地の貸貸人の有する先取特權は如何なる動産の上に行はるゝや 一二四

賃借物を他人に貸したるときは其轉借人に對して先取特權を主張することを得るや 一二五

敷金あるに係らず未済の借賃の爲に貸主は借主の動産に對して先取特權を主張するを得るや 一二五

旅店宿泊料の先取特權は如何なる限度に於て 一二五

主張するを得るや

運輸の先取特權は如何なる限度に於て主張するを得るや 一二六

(附)旅客の携へたる牛、馬、車等の上に先取特權を主張するを得るや 一二七

公證人、執達吏の爲めに損害を受けたるものは如何なる限度に於て先取特權を有するや 一二八

動産保存費の先取特權は如何なる限度に於て主張するを得るや 一二八

動産賣買の先取特權は如何なる限度に於て主張するを得るや 一二九

種苗、肥料を供給したる者は如何なる者の上に先取特權を有するや 一二九

(附)桑の葉又は蠶種を供給したる者は其蠶兒の上にも先取特權を有するや 一二九

農工業勞役者の有する先取特權は如何なる限度に於て主張するを得るや 一三一

○不動産の先取特權

不動産の上に先取特權を有するものは誰なる

や

債務者の不動産を保存する爲め費用を投じたる債權者は誰ぞ 一二二

不動産工事を爲したる者は如何なる限度に於て先取特權を有するや 一二二

職工、下働人も不動産工事に關係あるときは先取特權を有するや 一二三

○先取特權の順位

一般の先取特權が相競合するときは其順位は如何 一二四

一般の先取特權と特別の先取特權と競合するときは如何 一二五

(一)同一の動産の上に特別の先取特權が互に競合するときは如何 一二六

(二)果實に關する先取特權者の順位如何 一二六

(一)同一の不動産に付特別の先取特權が競合する時は如何 一二八

(二)同一の不動産を甲より乙、乙より丙と逐

次に轉賣したときの先取特権は如何

一三八

百三十七

(一)同一の財産に付同一順位先取特権者数人あるときは如何

一三九

(二)動産質権と先取特権と競合するときは如何

一三九

百三十八 質取主が物品を携へて旅店に宿泊し又は之を運送人に托したるときは優先権を有するものは何人なるや

一三九

第十四章 質に関する規則

百三十九 質とは如何なるものを云ふや

一四一

(附) 質物は必ず債務者の所有なることを要するや

他人の物を許可なくして質入れしたる者は罪ありや

好意を以て質物を質入主に貸與したるときは質権は消滅するや

質権の先取特権順位は如何

百四十 質物となすことを得ざる物品は何ぞや

一四二

百四十一 質物は何人が占有しても可なりや

一四三

百四十二 質権は元本の外利息、違約金等の附随費用に付て擔保たることを得るや

一四四

百四十三 質権は更に轉賣となすことを得るや

一四五

(附) 轉賣取主は最初の質取主よりも長期の質を取ることを得るや

轉賣を爲したる爲め損害を生じたるときは何人が其責に任すべきや

百四十四 流質は法律の許す所なるや

一四六

(附) 質取主が質物を競賣しても猶ほ債権額に充たざるときは質入主をして其不足額を償はしむることを得るや

百四十五 質物は之を使用貸貸又は之より生ずる果實を收取するを得るや

一四八

○動産質

百四十六 質物を奪はれたるときは質権は如何になるや

一四九

百四十七 質物が詐欺により奪はれたるときは質権は如何になるや

一四九

百四十八 質取主が貸金の返済を得ざるときは質物は如何

百五十七 公債買入の手續は如何

一五五

百五十八 無記名債権、無記名公債の買入手續如何

一五五

百五十九 記名の社債の買入手續は如何

一五五

百六十 指圖債権の買入手續は如何

一五六

百六十一 質入したる債権は如何にして取立るや

一五六

第十五章 抵當に関する規則

○抵當權

百六十二 抵當と質とは如何なる差あるや

一五七

(附) 抵當物は使用収益することを得るや

百六十三 地上權、永小作權は抵當とすることを得るや

一五八

百六十四 抵當物に附隨物を生じたるとき抵當權は其附隨物にも及ぶや

一五八

(附) 倉庫は家屋の附隨物なりや

百六十五 抵當取主は抵當物より生ずる果實を取ることを得るや

一六〇

何になるや

(附) 質物を競賣に付することなく質取主が之を所有することを得るは如何なる場合なるや

百四十九 同一の動産に付數個の質権を設けたるときは如何

一五一

○不動産質

百五十 不動産の占有は如何にして爲すや

一五一

(附) 不動産質物は之を使用収益することを得るや

百五十一 不動産質取主は債権の利息を請求することを

得るや

一五一

百五十二 不動産を管理する費用又は租税は何人が負擔すべきや

一五二

百五十三 不動産質には一定の年限ありや

一五二

○權利質

百五十四 權利質とは如何なるものを云ふや

一五三

百五十五 債権を質入にするには如何なる手續を要するや

一五三

百五十六 株式の質入は普通の債権と同一の手續に據るや

一五四

百六十六 抵當入主は抵當地の上に建物を作りても差聞なきや 一六〇

(附) 抵當地と建物(抵當ならざる建物)とを合せて賣却したるときは其代金の分配は如何するや

百六十七 債権の一部分の辨償を受けたるときは抵當物も之に應じて幾部分の減少を爲すべきや 一六一

百六十八 抵當に取りたる家屋が他人の所爲により破壊されたるときは如何すべきや 一六二

○抵當權の効力

百六十九 同一の不動産に數個の抵當取主あるとき其順位は如何 一六三

百七十 延滞したる利息又其他の定期金に付ては抵當權は幾年前のものにも及ぶや 一六三

百七十一 抵當權は更に之を抵當とすることを得るや 一六五

○抵當權の滌除

百七十二 滌除を爲すことを得る者 一六五

百七十三 滌除を爲すに付て要する條件如何 一六六

百七十四 滌除の手續は如何にするや 一六七

十四

百七十五 抵當物を以て債権の全部の返済を得るときは如何 一六八

百七十六 右の場合に於て未だ抵當物の代價を受けざるに先ち他の債権者と共に債務者の他の財産を分配するときは如何 一六九

百七十七 地上權、永小作權を抵當に取りたる抵當入主が其等の權利を抛棄したるときは抵當權は消ゆるや否や 一七一

第十六章 債権の効力(損害賠償)

百七十八 債務と義務とは如何なる區別あるや 一七二

百七十九 債務者は如何なる時より遲滞の責を負ふべきや 一七四

(附) 遲滞の責とは何ぞや
確定期限ある債務は如何なる時より遲滞の責に任ずるや

不確定期限の債務は何時より遲滞の責に任ずるや

無期限の債務は何時より遲滞の責に任ずるや

百八十 債務者が債務を履行せざるときは債権者は如何

にして債権の目的を達すべきや

百八十一 損害賠償は如何なる場合に於て請求し得べきや 一七五

(附) 強制履行と損害賠償とは合せて請求することを得るや

債務が不可抗力の爲め履行する能はざる場合にも債務者は猶ほ損害賠償の責に任ずるや

百八十二 損害賠償の額は如何なる標準によりて定むるや 一七九

(附) 通常生すべき損害とは如何なる損害を云ふや
當事者が豫見し得べき損害とは如何なる損害を云ふや

百八十三 債権者債務者双方に過失あるときは損害賠償の額は如何にして定むるや 一八二

百八十四 金錢を目的とする債務の不履行に付ての損害賠償額は如何にして定むるや 一八三

(附) 法定利率は幾何なりや
金錢を目的とする債務は何故に損害を賠償するに及ばざるや

百八十五 當事者が豫め定めたる損害賠償の額は事情に因り之を増減することを得るや如何 一八四

百八十六 豫定の損害賠償額を拂ひたる時も當事者は猶債務の履行には解除を請求し得るや 一八五

百八十七 違約金は契約上の罰金なるや損害賠償の豫定額なりや 一八六

百八十八 債権者は自己の債権を保全する爲め其債務者に屬する權利を行ふことを得るや 一八七

(附) 代位することを得ざる場合は如何 一八七

百八十九 債権者は債務者が其債権者を害せんとして爲したる所爲の取消を請求することを得るや 一八九

(附) 如何なる行爲は廢罷訴權を以て取消すことを得るや

第十七章 多數當事者間の債権

○可分債務

百九十 數人の債権者又は債務者ある場合に別段の約束なきときは其間の權利義務は如何なる割合に従ふべきや

○不可分債務

百九十一 不可分債務の當事者は如何なる割合にして權利義務を有するや 一九一

百九十二 不可分債権者の一人と債務者との間に更改又は免除ありたるときは如何 一九二

百九十三 不可分債務の債務者數人ある場合には如何なる條件に従ひて履行すべきや 一九三

○連帶債務

百九十四 連帶債務の効力如何 一九三

(附) 連帶債務者二人に無効の行爲又は取消の原因あるときは他の債務者の義務に影響するや否や

連帶債務者の一人に對する履行の請求は何れの債務者に對しても有効なりや

連帶債務者の一人と債権者との間に更改ありたるときは債権は總債務者の爲めに消滅するや否や

連帶債務者の一人が債権者に對し相殺の原因を有せしときは債権は總債務者の爲めに消滅するや

連帶債務者の一人に對し債務の免除ありしときは如何

連帶債務者の一人と債権者との間に混同ありしときは如何

百九十五 連帶債務者の一人が債務を辨済したるときは他の共同債務者に向て利息又は損害の賠償を請求するを得るや 一九七

百九十六 連帶債務者の一人が他の債務者の分を辨済したる場合に於て他の債務者が債権者に辨済するを要せざる事由を有せしときは其事由を以て辨済をなしたる債務者に對抗することを得るや 一九八

百九十七 連帶債務者の一人が取代金償還を爲す實力なきときは其分は何人の負擔となるや 二〇〇

第十八章 保證に關する規則

○總則

百九十八 保證人は主たる債務者より重き保證を爲すことありや 二〇一

(附) 保證人は元本に附隨したる義務にも保證義務ありや

保證人は自己の保證義務に付て違約金又は損害賠償

を約することを得るや

百九十九 主たる債務が取消し得べき原因あるにも係らず債務者が債権者に對し之を主張せざるときは、保證人は其原因を主張して保證を免るゝことを得るや 二〇三

二百 無能力の原因を以て主たる債務が取消されたるときは、保證も亦取消する、や否や 二〇四

(附) 主たる債務者の無能力なることを知りつゝ、保證を爲したるときは如何

(イ) 相當なる保證人を立つべしと命ぜられたるときは債務者は如何なる保證人を立つべきや 二〇五

(ロ) 債権者は保證人の變更を請求することを得るや 二〇五

○債権者と保證人との關係

二百二 主たる債務者が債務履行を爲さざるときは保證人は直に保證義務を履行する義務ありや 二〇七

(附) 催告要求の權とは何ぞや

檢索要求の權とは何ぞや

二百三 保證人は主たる債務者の債権を主張し相殺を以て債権者に對抗することを得るや 二一〇

○保證人と主たる債務者との關係

二百四 保證人は主たる債務者に對し豫め求償權を行ふことを得るや 二一一

(附) 主たる債務者が破産宣告を受けたときは保證人は其財團に加入することを得るや

債務が返済時期に至りたるときは保證人は主たる債務者に對し豫め求償することを得るや

債務辨済期限が不確定なるときは保證人は主たる債務者に對し豫め求償することを得るや

二百五 前節の賠償を爲したるときは主たる債務者は保證人に對し如何なる請求を爲し置くべきや 二一四

二百六 保證人が主たる債務者に代り辨済をなしたる場合に於て主たる債務者が債権者に對し辨済するを要せざる事由を有せしときは、主たる債務者は其事由を以て保證人に對抗するを得るや 二一六

二百七 保證人が主たる債務者の已に辨済したることを知らずして債権者に辨済(二重拂)したるときは、其取

戻は債権者に對して爲すべきや、債務者に向て爲すべきや

二一六

二百八 連帶債務者中の一人の爲めに保證を爲したる者は、他の債務者に對しても求償權を有するや

二一七

○各保證人間の關係

二百九 數人の保證人ある場合に於て一人の保證人が金額又は自己の負擔外に辨濟したるときは他の保證人に對して求償權ありや

二一九

第十九章 債權の讓渡

二百十 總て債權は讓渡すことを得るや

二二〇

(附) 讓渡すことを得ざる權利は何なりや
當事者が債權讓渡を欲せざるときは如何

○指名債權の讓渡

(イ) 指名債權の讓渡は之を債務に通知し又は其承諾を要すべきや

二百十一

(ロ) 又其通知及び承諾は證書を以て證明する必要ありや

二百十二 前節の通知又は承諾をなしたるときは如何なる効果を生ずるや

る効果を生ずるや

二二四

○指圖債權の讓渡

二百十三 指圖債權とは如何なる債權なりや

二二六

二百十四 指圖債權の讓渡は如何にしてなすや

二二六

二百十五 指圖債權の債務者は其證書の所持人、署名、捺印の眞偽を調査する義務ありや

二二七

二百十六 指圖債權の債務者は舊債務者に對して有したる事由を以て新債權者(讓受人)に對抗するを得るや

二二九

第二十章 辨濟(履行)に關する規則

二百十七 辨濟とは何ぞや

二三〇

(附) 辨濟は第三者より爲すことを得るや
辨濟者が他人の物を引渡したるときは之を取戻すことを得るや

辨濟者が他人の物を引渡したる場合に於て債權者が之を消費したるときは如何

債權の準占有者に對して辨濟したるときは如何

辨濟を受くる權利なきものになしたる辨濟は如何なる効果を生ずるや

る効力ありや

受取の持參人は正當の受取人を見做して可なるや

二百十八 辨濟物は如何なる時の状態にて引渡すべきや

二三四

(附) 總て物品は現状の儘にて引渡して可なるや

二百十九 辨濟は如何なる場所に於て爲すべきや

二三五

二百二十 辨濟の費用は何人が負擔すべきや

二三六

二百二十一 同一の債權に對し數個の同種類の債務ある場合に於て、辨濟が總債務を消却するに足らざるときは、如何なる方法にして其充當を定むるや

二三六

(附) 數個の債務中辨濟期に達したるものと未だ達せざるものとあるとき充當は如何にすべきや
何れの債務も未だ辨濟期に達せず或は皆達したるとき其充當は如何にすべきや

二百二十二 月々若くは年々支拂ふ債務にして辨濟が全部を消却するに足らざるときは、何れの債務に充當すべきや

二三九

二百二十三 元本の外利息費用を支拂ふべき場合に於て

辨濟者が其全部を消滅せしむるに足らざる金額を支拂ひたるときは何れの債務に充當すべきや

二百二十四 債權者が辨濟の受領を拒み又は之を受領すること能はざるときは、債務者は如何にして辨濟すべきや

二百二十五 辨濟物の供托は如何にして爲すや

○相殺に關する規則

二百二十六 相殺とは何ぞや

二百二十七 相殺は如何なる場合に行ふことなるや

二百二十八 相殺は双方の債務履行地が異るときは雖も行ふことを得るや

二百二十九 時効に因りて消滅したる債權を以て相殺を主張することを得るや

二百三十 不法行為に因りて負擔したる債務は相殺を以て債權者に對抗することを得るや

二百三十一 差押を禁じたる債權を有する者に對し相殺を主張することを得るや

○更改に關する規則

二百三十二 元本の外利息費用を支拂ふべき場合に於て

二百三十二 更改は何ぞや

二四八

二百三十三 条件付債務を無条件債務とし、無条件債務に条件を附するは更改なりや

二四九

二百三十四 履行に代へて手形を發行したるときは更改なりや

二四九

二百三十五 債務の數量品質を變更するは更改なりや

二四九

二百三十六 債権者の變更による更改と債権譲渡とは異なるや

二五〇

二百三十七 債権者の交替による更改には別に證書を要するや

二五〇

二百三十八 債務者の交替による更改には證書を要するや

二五一

二百三十九 舊債務に附着したる質權又は抵當權は更改に因り新債務に移轉するや

二五一

○免除及び混同に關する規則

二百四十 債務の免除は默示にて爲すを得るや

二五二

(附) 長き間債権者が催促を爲さざるときは免除ありたりと推測することを得るや

二十

二百四十一 債権者が故意に債權證書を破毀し、又は證書の要部を毀損したるときは債務の免除ありたりと推測することを得るや

二五二

二百四十二 混同とは如何なることを云ふや

二五三

第二十一章 契約に關する總則

二百四十三 契約の申込は之を取消することを得るや

二五三

(附) 承諾の期間を定めて爲したる申込は取消することを得るや

承諾の期間を定めずして遠地にある者に爲したる申込は如何なる期間中取消することを得ざるや

二百四十五 期間に後れたる承諾は全く無効なるや

二五五

二百四十六 承諾は正當の期間内に送りたるも途中に意外の故障ありて到達の後れたるときは如何

二五六

二百四十七 遠地にある者となす契約は承諾の通知を發したるとき成立するか、其通知の到達したるとき成立するか

二五七

○廣告、張紙、揭示、正札

二百四十八 新聞紙の廣告は申込なりや誘引なりや

二五九

二百四十九 店頭に陳列せる正札附の商品、貸家札を貼りたる貸家、停車場の流車貸錢表及び發着時間表は契約の申込なりや

二六〇

二百五十 廣告に定めたる行爲を爲したる者數人ありたるときは如何

二六一

○双務契約

二百五十一 双務契約とは何ぞや

二六二

二百五十二 双務契約當事者の一方が債務を履行せざる時は他の一方も其債務を履行せざるを得るや

二六二

二百五十三 或る家屋を買受くる契約をなし未だ其引渡を卒へざるに先ち火事、天災等買主の過失にあらずして、其家屋の滅失したる損失は何人が負擔すべきや(即ち買主代金を支拂ふ義務ありや)

二六三

(附) 不特定物の危険は何人が負擔すべきや

二六三

二百五十四 停止条件付契約の場合に於て天災に出づる危険は何人が負擔すべきや

二六五

二百五十五 作爲の義務を爲したるに不可抗力の障害によりて爲すこと能はざるに至りたるるとき其損失は何人が受くべきや

二六七

○賣買の總則

二百五十六 贈與は一方の意志によりて取消することを得るや

二六七

(附) 書面を以て爲したる贈與は取消することを得るや

二六七

二百五十七 贈與によりて得たる物に瑕疵あり又は其物が他人の所有物なりし爲め取戻されたる時は受贈者は贈與者に對し損失の賠償を請求することを得るや

二六八

○賣買の總則

二百五十八 賣買は如何なるとき成立するか

二七〇

二百五十九 手附は賣買契約に於て如何なる効力ありや

二七一

二百六十 賣買契約に要する費用は何れが負擔すべきや

二七一

○賣買の總則

二十一

○買主の権利

二百六十一 買受けたる物が約束通りよりは數量に不足ありたるときは、買主は代金減少を請求することを得るや、或は契約全部を取消し得べきや 二七一

(附) 契約全部を破約する場合如何
契約全部の破約及び代金減少の請求は幾年間に爲すべきや

二百六十二 買受けたる物の一部分が契約の當時已に滅失したるときは買主は代金減少の請求を爲すを得るや 二七三

二百六十三(甲) 買受けたる物の一部分が他人の所有に屬し居たる爲め全部を所有すること能はざるときは、買主は代金減少の請求を爲し、或は契約破談をなすを得るや 二七三

二百六十三(乙) 買受けたる物に地上權、永小作權、地役權、質權等の附著し居りたるときは買主は如何にすべきや 二七四

二百六十四 買受物に隠れたる虞ありたるときは如何

二百六十五 債權の賣主が債務者の資力を擔保したるときは如何なる限度に於て擔保の責任あるや 二七五

(附) 債務者の未來の資力を保證したるときは如何

○賣主の権利

二百六十六 未だ引渡を終らざる物より果實を生じたるときは何れが取るべきや 二七七

二百六十七 代金は賣主の場所に於て拂ふべきか、買主の場所にて拂ふべきか 二七七

二百六十八 賣主は遅延したる代金を拂に付て利息を請求することを得るや 二七八

○買戻契約

二百六十九 買戻契約は如何なる條件を要するや 二七八
二百七十 買戻契約の附きたる不動産の上に買主が或る費用を投じたるときは買主は賣主より其償還を請求するを得るや 二八〇

二百七十一 賣主の債權者が代位訴權によりて不動産の買戻を爲さんとするとき、買主は如何にして之を拒むを得るや 二八二

第二十四章 消費貸借に關する規則

二百七十二 消費貸借とは如何なるものを云ふや

二八三

二百七十三 外國の通貨を借用したる者は如何なる貨幣を以て返却すべきや 二八四

二百七十四 利息は如何なる制限に従ふべきや 二八四

二百七十五 利息は之を元金の中に組入ることを得るや 二八四

二百七十六 金錢の借主が期限に至り返済する能はざるときは、貸主は損害賠償を請求するを得るや 二八五

二百七十七 消費貸借の豫約は當事者の一方が破産宣告を受けたるに因り効力を喪ふや否や 二八五

二百七十八 借受けたる物に隠れたる瑕疵あるときは、破談又は損害賠償の原因となるや 二八六

二百七十九 借受けたる物と同一種類、同一品等の物を以て返却すること能はざるに至りたるときは如何すべきや 二八七

第二十五章 使用貸借に關する規則

二百八十 使用貸借とは如何なる者を云ふや 二八九

(附) 燈籠砥石の貸借は消費貸借なりや使用貸借なりや

○借主の義務

二百八十一 使用貸借の借主は如何なる義務ありや 二九〇

(附) 使用貸借の借主は無礙にて借用物を他人に轉貸するを得るや
借主は借用物の上に要する費用を負擔する義務ありや

○貸主の権利

二百八十二 使用貸借の貸主は如何なる權利ありや 二九三

(附) 返却の時期を定めざるときは貸主は何時返還を請求し得べきや

二百八十三 借主が未だ使用收益を爲さざる前に死亡したるときは直に借受物を返還する義務ありや 二九四

第二十六章 貸借に関する規則

○貸借の總則

- 二百八十四 貸借とは如何なるものを云ふや 二九四
- 二百八十五 貸借の年限は幾年なるや 二九五
- 二百八十六 處分の能力又は権限を有せざる者が貸借を爲したる場合は幾何の期間を越るを得ざるや 二九五
- 二百八十七 不動産貸借は登記するを要するや 二九六

○貸借の權利義務

- 二百八十八 貸物使用及び收益の修繕費は當事者の内何れが負擔すべきや 二九七
- 二百八十九 貸人が貸物の修繕をなす爲め賃借人が使用收益の妨害を受くるときは如何すべきや 二九八
- 二百九十 收益を目的とする土地の賃借人(小作人)は天災の爲め收益非常に少きを理由として借賃の割引を請求し得るや 二九九
- 二百九十一 貸借物の一部が滅失したるときは借主は借賃割引又は解約を請求し得べきや 三〇〇

- 二百九十二 賃借人は賃借物を他人に轉貸するを得るや 三〇〇
- 二百九十三 賃借人が適法に賃借物を轉貸したる時は賃借人、賃借人及び轉借人の關係は如何になるや 三〇一
- 二百九十四 借賃は如何なる時期に拂ふべきや 三〇二

○貸借の終了

- 二百九十五 賃借人は何時にても賃借物を返還する義務ありや 三〇三

(附) 貸主より立退を請求せられても借主は何ヶ月間留まることを得るや

- 二百九十六 貸物の返還時期を經過したる後も猶賃借人は賃借人の使用收益に放任したるときは如何なる効力を生ずるや 三〇四
- 二百九十七 賃借人が破産宣告を受けたるときは賃借人は解約することを得るや 三〇四

第二十七章 雇傭に関する規則

- 二百九十八 勞務者の報酬は如何なる時期に於て受取ることを得るや 三〇五

- 二百九十九 使用者は其權利を他人が讓渡することを得るや 三〇五

- 三百 勞務者は他人をして自己の勤務に代らしむることを得るや 三〇六

- 三百一 雇傭契約は如何なる長期の約束にても爲し得るや 三〇七

- 三百二 雇傭の解約は幾日前に申入るべきや 三〇七

- 三百三 當事者は如何なる理由あるも期間の途中にて解約するを得ざるや 三〇八

- 三百四 使用者が破産宣告を受けたるときは勞務者は解約を請求するを得るや 三〇九

第二十八章 請負に関する規則

- 三百五 (イ)請負とは如何なる契約を云ふや 三〇九

- 三百六 (ロ)運送業、人力車夫は請負契約なりや否や 三〇九

- 三百七 請負契約の報酬は如何なる時期に拂ふべきや 三一〇

- 注文者は請負品に瑕疵あるときは如何すべきや 三一一

- (附) 注文者は瑕疵を修繕せしむる代りに損害賠償をなさしむることを得るや

- 土地の工作物の請負にても其瑕疵を理由として解約するを得るや

- 三百八 土地の工作物の請負人は幾年間擔保の責任を負ふべきや 三一一

- 三百九 請負人は特約により瑕疵擔保の責任を免るを得るや 三一二

- 三百十 注文者は仕事半ばにて解約の權利ありや 三一二

- 三百十一 注文者が破産したるときは如何 三一二

第二十九章 委任に関する規則

- 三百十二 (イ)委任とは何ぞや 三一五

- 三百十三 (ロ)準委任とは何ぞや 三一五

- 受任者の義務 三一七
- 委任者の義務 三一七

- 三百十四 委任者は如何なる義務あるや 三一九

- (附) 費用は前拂すべきものなるや 三一九

○委任の終了
三百十五 委任は何時にても解約するを得るや 三二一
三百十六 當事者の一方が死亡又は破産したるときは委任は當然解除せらるゝや 三二二
三百十七 第三者が委任の解約せられたるを知らずして取引をなしたるとき其取引は如何になるや 三二二

第三十章 寄托に關する規則

三百十八 寄托とは何ぞや 三二三
三百十九 受寄者は受寄物を使用し又は之を他人に寄托するを得るや 三二四
三百二十 受寄者は如何なる注意を爲すべきや 三二五
三百二十一 受寄者が受寄物の爲め損害を受けたときは如何 三二五
三百二十二 寄托者は何時にても寄托物を取戻すことを得るや 三二七
三百二十三 受寄者は何時にても寄托物を返還することを得るや 三二七
三百二十四 受寄物の返還場所に就き争あるときは如何 三二七

第三十一章 不當の利得

なる場所に於て返還すべきや 三二七
三百二十五 受寄者は受寄の消費物を消費することを得るや 三二八
三百二十六 湯屋に於て衣服を盗まれ、旅店、飲食店にて荷物衣服を失ひたるときは盗まれたる者の損失なるや 三二八
三百二十七 受くべき理由なくして他人より財産を受け又は其勞働により利益を受けたるときは如何なる限度に従ひて返還すべきや 三三〇
三百二十八 悪意の受益者は如何なる限度に於て利益を返還すべきや 三三一
三百二十九 返済期限にあらざる債務を辨濟したる者は之を取戻すことを得るや 三三一
三百三十 債務者にあらざる者が誤りて債務の返済を爲したる場合に於て債權者が善意にて證書を破り、擔保を返却したるときは如何 三三二
三百三十一 不法の原因によりて物を給付したる者は其

給付したる物を取戻すことを得るや 三三三

第三十二章 不法の行爲

三百三十二 不法の行爲とは何ぞや 三三四
三百三十三 生命を害せられたる者の父母、配偶者、子は財産上の損害なしと雖も損害賠償の請求權ありや 三三六
三百三十四 未成年者の爲したる不法行爲に對して損害賠償の請求を爲し得るや 三三七
三百三十五 泥酔其他心神喪失の間になしたる不法行爲に對して損害賠償ありや 三三八
三百三十六 辨識力なき未成年者、心神を失へる禁治產者のなしたる不法行爲に付ては何人が責任を負ふべきや 三三九
三百三十七 或る事務の爲め使用せる被用人が事業執行中他人に損害を加へたるときは使用者は其賠償の責任すべきや 三四〇
三百三十八 注文者は請負人が他人に加へたる損害に付き責任を負ふや 三四二

第三百三十九

(イ) 屋根の瓦 土藏の壁が墮落して人を傷け或は塀、堤が倒れて人に損害を及ぼしたるときは其占有者又は所有者は賠償の責に任ずるや 三四三

第三百四十

自家に飼養せる牛馬犬虎等の動物が他人に損害を負はしたるときは賠償の責任ありや 三四五

第三百四十一

(イ) 數人の共暴者あるときは、何人に對し賠償すべきや 三四七

第三百四十二

(ロ) 數人の共暴者ありて何人が下手人なるか判別し難きときは如何 三四七

第三百四十三

(ハ) 教唆者又は幫助者は不法行爲の責任ありや 三四七

第三百四十四

自分の身體財産に暴行を加ふる者は之を殺傷しても可なるや 三四八

第三百四十五

危害已に去り勢に乗じ暴行人を害したるものは正當防衛なりや 三四九

第三百四十六

他人の身體財産を保護する爲め加へたる行

爲は正當防衛なりや

三四九

三四十五 正當防衛の執行中第三者が損害を受けたるときは何人が責任を負ふべきや

三五〇

三四十六 他人の物より生じたる危害を避くる爲め其物を毀損したるときは不法行爲なりや

三五〇

三四十七 危害を避くる爲め已むを得ず障礙物を毀損したるときは無責任なるや

三五一

三四十八 胎兒は損害賠償の請求權に付ては已に生れたるものと見做すを得るや

三五二

三四十九 被害者に過失あるときは損害賠償の請求權は消滅するや

三五三

三五十 名譽を毀損せられたる者は損害賠償に代へ新聞紙に廣告して謝罪せしむるを得るや

三五三

三五十一 損害賠償の請求權は幾年にして時効に罹るや

三五四

第三十三章 法人

○法人の設立

三五十二 法人とは何ぞや

三五五

二十八

(附) 法人の設立手續を問ふ

三五十三 定款は如何なる事項を記載すべきや

三五八

三五十四 定款の變更は如何にして爲すや

三五九

三五十五 寄付行爲とは何ぞや

三五九

三五十六 法人の登記手續を問ふ

三六〇

三五十七 法人の財産目録及び社員名簿は如何なるとき之を調成する義務ありや

三六二

○法人の管理

三五十八 理事は如何なる権利と責任を有するや

三六三

三五十九 監事は如何なる職務を有するや

三六五

三六十 總會の開會及び議決方法は如何

三六六

○主務官廳

三六十一 法人に對して主務官廳は如何なる權利を有するや

三六七

○法人の解散

三六十二 法人は如何なる場合に於て解散するや

三六八

三六十三 解散したる法人の財産は何人の有に歸するや
三六十四 清算とは如何
三六十五 清算人とは如何なる人なるべきや
三六十六 清算人の職務は如何
三六十七 法人の理事、監事、清算人は如何なる場合に於て過料に處せらるゝや

三七〇

三七〇

三七〇

三七〇

三七〇

三七四

第三十四章 親族、戸主及び家族

三六十八 親族とは如何なる者を云ふか

三七五

(附) 血族とは如何

直系親、傍系親、尊屬親、卑屬親とは如何

親等の計算方法を問ふ

配偶者とは如何

姻族とは如何

三六十九 養子は親族なるか

三七八

三七十 養子は何時より血族と同關係を生ずるか

三七九

(附) 養子縁組の日養親の胎内に男子あるときは相續

三七九

權は何れに屬するか

離縁と離婚とは異なることあるか

三七十一 右血族、姻族、配偶者及び養子の外に尙ほ親族あるか

三七九

三七十二 親族關係より生ずる効果を問ふ

三七九

三七十三 戸主權は如何にして得るか

三八〇

三七十四 親家創立は如何なる場合に之れあるか

三八〇

(附) 推定家督相續人は他家の養子入夫となることを得るや

三八〇

三七十五 家族とは如何なるものを云ふや

三八二

(附) 婚婦は實家の氏を稱することを得るや

三八二

三七十六 戸主及び家族の義務を問ふ

三八三

三七十七 養子若くは寡婦は其養家若くは婚家より直に婚姻若くは縁組をなして他家に入ることを得るや

三八三

三七十八 戸主權を喪失する場合を問ふ

三八四

三七十九 隠居は如何なる場合になし得るか

三八四

(附) 隠居をなすには年齢幾年なるを要する

三八四

二十九

單純承認と限定承認との區別を問ふ
三百八十 隠居をなすには必ず右の二條件を完備するか
要する 三八五

(附) 戸主は他家に入ることを得るか

三百八十一 隠居の効力如何又其効力を生ずる時期如何
三八六

(附) 對抗の意義を問ふ

三百八十二 隠居は再び戸主となるを得るか 三八六

(附) 如何なる場合に隠居は取消すことを得るか

三百八十三 隠居取消前に新戸主に對し債権者となりたる者は取消後如何にして其債権を執行し得るか 三八七

三百八十四 戸主は其家を廢するを得るか 三八八

三百八十五 家族は財産を所有するを得るか 三八八

(附) 家族が自己の名を以て得たる財物は家族の所有となるか

第二十五章 婚姻

三百八十六 婚姻の要件には如何なる種類あるか

三八九

三百八十七 婚姻の要件は如何なる者を云ふか 三八九

(附) 届出は婚姻の成立に關係するや

婚姻を爲すに要する年齢を問ふ

前婚者が新に婚姻せんとするには幾ヶ月を経過するを要するや

相姦者は正當の婚姻を爲すことを得るか

親族間互に婚姻することを得るか

養子と養家の親族間は婚姻をなすことを得るか

直系姻族間は婚姻を爲すことを得るか

三百八十八 戸主の同意を得ずして婚姻を爲すことを得るか 三九二

三百八十九 婚姻の取消は如何なる効力あるか 三九三

(附) 婚姻取消ありたるときは夫婦の財産は如何なる方法によりて分別すべきか

三百九十 婚姻取消と離婚とは如何なる差あるか 三九四

(附) 離婚せられたる婦は自己の嫁入り道具を持ち還ることを得るか

三百九十一 婚姻の効力如何 三九四

三百九十二 夫婦の財産は如何にすべきか 三九五

(附) 妻又は入夫の所有物は特有財産なるや

三百九十三 法定財産制とは如何なることを云ふや

三九六

(附) 夫婦間の費用は何人が負擔すべきや

戸主は其配偶者の特有財産を使用収益するを得るか

財産の管理は何人が爲すべきや

日常家事の費用に付ては妻は夫に代る權利ありや

三百九十四 離婚を爲すには如何にすべきや 三九八

第二十六章 親子

三百九十五 法律上子の種類如何 四〇二

三百九十六 嫡出子とは如何なるものを云ふか 四〇二

(附) 離婚若しくは夫の死亡後三百日以内に生れたる子は前夫の子なるや

婚姻成立の日より二百日後に生れたる子は夫の子なるや

離婚後六月内に再婚したるにより生れたる子は何人の子なるや

三百九十七 嫡出子を否認するには如何すべきか 四〇三

三百九十八 (一) 私生子とは如何なる者を云ふか 四〇四

(二) 私生子は如何にして庶子又は嫡出子となるや

三百九十九 (一) 庶子とは如何なる者を云ふか 四〇四

(二) 庶子は如何にして嫡出子となるか 四〇四

四百 認知の効力の發生する時期如何 四〇五

四百一 養子縁組を爲し能はざる場合如何 四〇五

四百二 十五歳未満の者養子となるには如何すべきか 四〇六

四百三 縁組に付き同意を要する場合如何 四〇七

四百四 縁組は如何なる場合に無効なるか 四〇七

四百五 縁組は如何なる場合に取消さるか 四〇八

四百六 縁組の効力如何 四〇八

四百七 離縁は如何にして爲すべきか 四〇九

第二十七章 親權、後見、親族會

四百八 親權と戸主權とは異なるか 四〇九

(附) 親權を有するものは誰ぞ

戸主權を有するものは誰ぞ

成年の子は親権に服従せざることを得るや
家族を扶養するものは誰ぞ
教育監督を爲すものは誰ぞ

四百九 父母は我子に對し如何なる權利を有するや 四一〇

(附) 未成年の子の居所を指定するものは誰ぞ

父母は其子を懲戒する權利ありや

父母は其子の財産を所有することを得るや

父母は子の養育料を子の財産中より引去ることを得るや

四百十 繼父母、嫡母は實父母と同様親權を行ひ得るか 四一二

四百十一 後見は如何なる時より始まるか 四一三

四百十二 後見人の種類を問ふ 四一三

(附) 指定後見人とは何ぞ

法定後見人とは何ぞ

選定後見人とは何ぞ 四一四

四百十三 後見人の任務は後見人自身の都合の爲めに辭任するを得るか 四一四

(附) 婦後見人は其任務を辭することを得るや

十年以上後見を爲したる者は後見を辭することを得るか

四百十四 如何なる者は後見人たることを得るか 四一五

四百十五 後見監督人とは如何なる任務を有する人なるか 四一六

四百十六 後見監督人は必ず有るを要するものなるか 四一七

四百十七 如何なる者は後見監督人たるを得ざるか 四一七

四百十八 後見人の更迭あるときは後見人監督も更迭あるべきか 四一七

四百十九 後見人は如何なる事務を取扱ふか 四一七

(附) 後見人は未成年者か懲戒場に入ることを得るや

後見人は禁治産者を監禁し又は病院に入ることを得るや

後見人は被後見人の財産に對しては如何なる義務ありや

後見人は豫定額より多額の金錢を被後見人に給付し

ても可なるや

後見人は被後見人の爲めに受取りたる金錢は如何にすべきか

四百二十 後見人は被後見人の財産を譲受け若くは貸借するを得るか 四一九

○親族會

四百二十一 親族會は何人が之を招集すべきか 四二〇

四百二十二 親族會員に補欠を生ずるときは如何にすべきか 四二〇

四百二十三 親族會員と成るべきものは如何なる者か 四二〇

四百二十四 如何なる者は親族會員たることを得ざるか 四二一

四百二十五 親族會の會議法及び其議決に不服なるときは如何すべきか 四二一

○扶養の義務

四百二十六 扶養の義務は如何なる場合に存するか 四二一

(附) 兄弟姉妹の間には養料扶助の義務あるか 四二一

四百二十七 扶養を受くる權利は之を差押へ又は賣却するを得るか 四二二

第三十八章 相續

四百二十八 相續とは如何なるものを云ふか 四二三

四百二十九 相續は拋棄することを得るか 四二三

(附) 限定承認とは何ぞ

單絶承認とは何ぞ

四百三十 死者の財産多くして相續人固有の負債甚多きとき、死者の債權者は損失を被むらざる爲め救済の道あるか 四二四

四百三十一 財産分離請求に付き心得べき點は何ぞや 四二五

四百三十二 財産分離の効果如何 四二五

○家督相續

四百三十三 自己が家督相續すべきを他人に奪はれたるものは如何にすべきか 四二六

四百三十四 胎内に子あるとき男子を養ふべきならに生れたる子、男子なるときは何れの子に家督相續あり

四百三十五 家督相續の順位は如何
るか 四二六

(附) 女と男とは何れが先に相續すべきや 四二七
つれ子は相續順位の如何なる位置に位するや

嫡子庶子の女子ありて私生子の男子ある場合には男
養子を爲すことを得るや

妹に婿を取りたるとき姉は相續權を奪はるゝことありや

他人中より家督相續人を選定する場合は如何なる場合なるや 四三〇

四百三十六 法定の推定家督相續人を廢除し得る場合如何 四三一

(附) 親不孝なる相續人は之を廢嫡するを得るや
病身なる相續人は之を廢嫡することを得るや
浪費者は之を廢嫡することを得るや

四百三十七 隱居者は其財産を留保することを得るか 四三二

四百三十八 隱居の場合は前戸主(隱居)の債權は誰に向て辨濟を請求すべきか 四三二

四百三十九 入夫が離婚せられたる場合には債權者は何れに向て辨濟を請求すべきや 四三二

(附) 女戸主の負債は誰に向て請求すべきや

〇遺産相續
四百四十 遺産相續とは如何なるものか 四三三

四百四十一 戸主の死亡したるときは其家を相續せずして其財産のみ相續するを得るか 四三三

四百四十二 遺産相續人の順位を問ふ 四三三

(附) 子二人、孫二人、而して遺産千圓ありたる場合には如何に分配すべきや 四三三

第三十九章 戸籍法

第一節 戸籍事務の管掌

四百四十四 戸籍事務を掌る者と監督 四三七

四百四十五 吏員自身又は家族の戸籍取扱に付て四三七

四百四十六 市町村長又は其代理者が戸籍事務の執行上

届出人其他に損害を加ふる場合 四三八

四百四十七 區長の戸籍事務と市區村制を施行せざる地 四三九

第二節 戸籍簿の設備

四百四十八 戸籍簿の編製方法及び交付閱覽の許可手續 四四〇

四百四十九 戸籍簿の複製と補充 四四一

四百五十 戸籍全部を抹消せしむべきの處置 四四一

第三節 戸籍の記載手續

四百五十一 戸籍記載事項 四四二

四百五十二 戸籍記載文字の訂正加入 四四二

四百五十三 他の市町村長に送付する場合 四四五

四百五十四 戸籍記載完了と違法錯誤遺漏 四四五

四百五十五 行政區畫又は土地名稱變更のこと 四四六

第四節 戸籍の届出

四百五十六 届出方法を記載事項 四四四

四百五十七 届出を二通以上要する場合 四四六

四百五十八 口頭にて届出づる場合 四四六

四百五十九 届出に同意承諾を要する時の手續 四四七

四百六十 外國に在りて届出を爲す場合 四四八

四百六十一 届出を怠り又は爲さざるべき 四四九

四百六十二 届出に缺點あり又は届出人其他の者が印を爲さざるべき 四四九

四百六十三 出生届を爲すべき地と記載事項及び期間 四四九

四百六十四 届出義務者が届出前に死亡したるべき 四五〇

四百六十五 私生兒認知と認知の裁判の結果に依る届出 四五一

四百六十六 遺言を以て認知届出をなす時 四五一

四百六十七 養子縁組の届出を受理する際の心得 四五二

四百六十八 協議上の離縁と其届出ありたる時 四五三

四百六十九 離縁届出事項 四五四

四百七十 婚姻の届出と届出すべき住所 四五六

四百七十一 離婚届に記載すべき事項 四五七

| | | |
|-------|--------------------------------|-----|
| 四百七十二 | 裁判上の離婚届出をなす時 | 四五八 |
| 四百七十三 | 後見開始及び更迭の届出 | 四五八 |
| 四百七十四 | 後見事務終了と保證人の届出 | 四五九 |
| 四百七十五 | 隠居の届書に記載すべき事項 | 四五九 |
| 四百七十六 | 死亡の届出事項と變死者の取調及び報告 | 四六〇 |
| 四百七十七 | 失踪宣告の申立條件及び届出事項 | 四六一 |
| 四百七十八 | 家督相續届出事項及相續人胎兒なること | 四六一 |
| 四百七十九 | 推定家督相續人の廢除手續及び届出 | 四六二 |
| 四百八十 | 家督相續人の指定及び取消の事項並に遺言による場合 | 四六四 |
| 四百八十一 | 入籍届に記載すべき事項 | 四六五 |
| 四百八十二 | 戸主が家族を離籍する際及び離籍に因る一家創立の届出 | 四六五 |
| 四百八十三 | 家族復籍拒絶の届出 | 四六八 |
| 四百八十四 | 廢家絶家の届出事項 | 四六六 |
| 四百八十五 | 分家及び廢家再興の届出 | 四六七 |
| 四百八十六 | 外國人の日 國籍取得と歸化の手續 | 四六八 |
| 四百八十七 | 歸化の届出 | 四七〇 |
| 四百八十八 | 編籍喪失の届出事項 | 四七〇 |
| 四百八十九 | 國籍回復の届出 | 四七一 |
| 四百九十 | 改名の實例と氏名變更の届出 | 四七一 |
| 四百九十一 | 轉籍及び一籍届の手續 | 四七三 |
| 四百九十二 | 第五節 戸籍訂正の申請 届出の訂正を爲し得る場合と期間 | 四七四 |
| 四百九十三 | 第六節 抗告手續 管轄裁判に提出すべき書類 | 四七六 |
| 四百九十四 | 裁判決定及び再抗告と費用の負擔 | 四七七 |
| 四百九十五 | 第七節 罰則 職務怠慢の制裁 | 四七八 |
| 四百九十六 | 虚偽の届出を爲せし時の處分 | 四七九 |
| 四百九十七 | 本法施行の期日及び施行上の制定 | 四八〇 |
| 四百九十八 | 本法規定の適用及び期限ある帳簿書類の處置 | 四八一 |

民法

民法詳解

第一章 總說

第一 權利の思想

古の教には終身路を譲れども百歩を枉げず、終身畔を避れども一段を喪はずと云ふとありて謙讓を以て美德となし、他人より無理難題を言ひ掛けられても之を争はず、其股を潜るを以て眞の大勇とはなしたりと雖も、元來人には自主の權利とて決して他人の侵害を受くべからざる義理あり、況や今日の如く生存競争盛なる世の中に於て、漫に人に譲り人に負けてのみ居たらんには其人は社會に立ちて完全なる生活をなすこと能はざるべし

し、彼の人若し右の頬を打たば左の頬を轉らして打たしめよと教ゆる宗教も其初は目にて目を償ひ齒にて齒を償へと云ひし復仇的教義の變化せるものなるを知らざるべからず、黄金の冠を戴くへき器量もなきに、漫に他人の股を潜るは之れ怯夫の行なり、左れば蜀山人が途中に立てる市人切りすて、股は潜らぬ日本魂と云ひしも權利の伸張としては誠に善し、又楊子が人ありて汝の頭の一毛を抜きて與えなば天下の者喜ぶべしといふども我は與へずと云ひしも、今日の如き世に於ては分けもなく無暗に讓歩するよりは勝れり、成程世の中には一尺一寸の畔を争ふものはあるも、一段を切り取る程の悪人はなければ、利害得失の上より打算すれば争ふよりは、與ふる方却て利益なることあるべしと雖も、何の謂れもなく我所有を侵すは之れ利害の問題にあらずして權利の問題なり、隣叟の我が田地に加へたる畝は我が自主の上に加へたる屈辱なり、我が頭に足を加へ、權利の屈辱を受けて怒らず激せざるは怯夫にあらざれば苦痛を感せざる不死身と云ふものなり、試に例を一國に取りて考へんか、一國が外敵の侵害を受け朝に北門の地を

權利の侵
害を受け
て之に甘
んずる者
は昆虫に
等し

奪はれ、夕に南關の海岸を奪はれ、而して國民は尙ほ安閑として終身土地を遜るも一國を喪はずと稱して安心すべきか、否決して然らず、必ず血を流し屍を暴らしても其尺土寸壤の地を争ひ、刀折れ矢盡きて後止むに至るべし、一國已に然り一人豈に權利の爲めに争闘せずして可ならんや、カントと云へる學者は權利の屈辱を受けて激せざるものを目して地上を匍匐する昆虫に比し、地を匍ふ動物が人の足下に蹂躙せられて死するは當然なりと云へり、

蓋し我國には古來義務の教ありて權利の教無し、人の物は取るべからず、借りたるものは返さるべからずと云ふ消極的行爲は嚴重に定めありと雖も、權利は主張すべし、枉屈は雪ぐべしと云ふ積極的行爲は之を進むることなし、其意蓋し凡て人は義務さへ盡せば自分の權利は強て主張するに及はずと云ふにゐるが如し、然とも權利の貴ふべきことを知らざるものは又義務の貴ふべきを知らず、義務を責むること急なれば却て卑屈に陥ることあり、唯我國封建武士は世界に比類なき程名譽を貴ひたり、若し其名譽を毀損

武士は名
譽を貴ぶ

せられたるときは、恰も市朝に鞭たる、か如く汚辱を感じ、刀に訴えても之を雪がんと
 ぞを欲す、而も武士の一分立たざるに於ては、潔く切腹して武士道を立てたり、彼の天
 正武士の借用証文には若し期日に至り遅滞することあらば、衆人廣坐の中に於て御辱
 め下さるも苦しからずと云ふ文意ありしを見ても、當時武士の名譽を重んじたるを知る
 べし、又武士に次ぎて名譽を重んずるは商人なり、商人の名譽とする所は武士と稍其
 趣を異にす、即ち商人の依りて以て立つ所のものは信用なり、信用は商人の名譽權に
 して、若し此信用を毀損せられたるときは、彼等は一日も商賣上に立つこと能はず、
 忽にして諸般の取引を中止せざるへからざるを以て、商人が信用を重んずるは武士か
 士分たる名譽を重ずると等しく、殆ど他人の忖度する能はざる程の勢力を以て擁護した
 り、蓋し武士と云ひ商人と云ひ、名譽の爲めには一步も借さず、此點に於ては彼等は天
 晴れ權利の擁護者なりき、然るに財産上の權利に至ては之を尊重し之を擁護するものな
 し、否な實際に於ては金錢を尊重し黄金を崇拜する輩なきにあらざると雖も、古來我國儒

教の風として富貴を賤み金錢を輕したる餘弊として、苟も金錢財産の事と云へは士君子
 の口にすべきものにあらざるとなし、陰に尊重して陽に輕視せり、然るも財産左程に賤む
 べきものなるか、此の如き者に向ては、碩學イエリング氏の言葉借るを要す、即ち汝
 は勤勞を賤むかと云ふこと之れなり、惟ふに何人とも雖も勤勞を賤むものなかるべし、而
 して財産は勤勞の結果なることを思へば、財産は決して賤むべきものにあらざ、
 左れば財産上の權利を尊重せざる國民は遊意の國民なり、貧乏なる國は遊意の邦國な
 り、見よ彼の農夫が一升、二升の米穀を争ひ、一鍬、一鍬の畔を争ひ、水論の争に付て
 は戰國の武士も恥る程の決闘をなし、以て我利益を保護するは、皆彼等が晨に星を戴き
 て野に出て、夕に月を踏みて家に歸り、所謂粒々皆辛苦より出る底の困苦をなして得た
 る所の財物なり、若し夫れ米穀の收穫が、何の苦痛もなくして得、額に汗せずして生ず
 るものなれば、彼等は決して血を流す程の慘劇は演ぜざるべし、之れに反して米は一等
 米にあらざれば口に適せず、否な米食は衛生に不可なり洋食にすべしなど云へる輩のこ

を思へ、此等は所謂米の成る木を知らざる輩にして、粒々辛苦の艱難を知らざるが故なり、今朝も市へ糸賣に出てし蠶婦の話を開けば、絹を着錦を飾る人は、髪を結ばず、夜も寝ずして蠶兒を養ふ者にあらずして、却て安樂無爲の人なりしと、蓋し勤勞なる國民程財産思想に富める者なし、財産を賤むは必竟勤勞の苦痛を知らざるが故なり、彼の書生か金錢を浪費し、株式取引所に出入する商人が金銀を湯水の如くに使ふは、曾て勤勞と云ふことと解せず或は父祖の賜たり、或は一六勝負の運命によりて得たる財産なるか故なり、聞く英國人は旅行中宿屋にて不當の仕拂請求を受くるときは一錢二錢の事にても聽かず、若し其勘定違の事實を發見せざる時は、之か爲め數日の出發を遅れても尙ほ之を争ふなり、世人は英人の劣卑守錢奴なるを嗤ふものあるべしと雖も、英人が争ふ所の一二片の銀貨の中には、世人が想像するよりも尙ほ大なる車柄の伏在するものなるを知らざるべからず、イェリソング氏之を稱賛して此數片の銀貨は實に堂々たる英吉利國をして屹然確立せしむる所以なりと云へり、

然るに世には又一種の訴訟嫌ひの者ありて曰く、財産と云ひ、名譽と云ふも、其の中を安樂に暮さんか爲なり、然るを僅少の利を争ひて訴訟を起し、數多の訴訟入費を使ひて贏を得たるものは僅の利益のみ、結局は彼の代言人と云ふ者の好餌となるに終るべし、又彼の名譽回復と云ふ訴を見よ、裁判に於ては假令勝利を得るも、失ひたる名譽は如何にして回復するを得るや、却つて藪をつゝき蛇を出たす底の事實はなきや、况んや僅の事の爲めに裁判所を煩はし法律沙汰に訴ふるは澆季の世の事なり、千金の子は盜賊の手に死せざると同じく法律沙汰は身分を重んずる者のなすべきことにあらずと、嗚呼此輩誠に論し難し、斯る輩に向ては汝は戰に臨み甲を棄て兵を曳きて走る者の怯懦なることを知れりやと云ふの一言を以てすべし、見よ何れの社界に於ても其初は鬭伐を事とし、自己の身體財産を防衛するには腕力を以てし、干戈の間に於て利非曲直を決す、然るに世進み人智開くるに從ひ政府出來、法律出來、人々自己の腕力を闘はずを許さず、利非曲直の問題は皆法律によりて決す、法律は元ど各人腕力の暴用を禁する爲めに設

國民の勢力は、力に依りて、起るる正義の表なり。

國民の勢力は、力に依りて、起るる正義の表なり。

法律とは何ぞや

けだるものなりと雖も、法律出來たるが爲め人々防衛の武器を取去りたるにあらず、自己の防衛の武器は腕力を變じて權利となしたり、權利は即ち自己を防衛する武器なり、然るに權利を侵害せられて怒らず、名譽を毀損せられて訴を起さざるは、是れ明かに甲を棄て兵を曳きて走るものにあらずして何ぞ、論者は法律を以て澆季の世の俗物とす、雖も、利害得失を考へて權利を主張せず、蝮蛇を恐れて名譽の侵害を甘する者こそ却て澆季の世の俗物なり、何となれば彼等は權利よりもパンを欲し、防禦よりも安逸を欲するものなればなり、
惟ふに一國民の勢力と云ふは、一個人が權利の侵害に遇ひて憤然として起る正義心の集合なり、蓋し人の財産の中、國家と云ふ程富貴なるはなく、人の名譽の中、國家程尊きはなく、人の生命の中、國家程大關係あるはなし、若し一國が外國の侵害を受けたるときは人民は其生命、財産を擧げて犠牲と爲さるへからず、古語に忠臣は必ず之を孝子の門に求むと言へりしか如し、眞に國家の擁護者を得んと欲せば、之を權利思想の健全な

國民に求めざるへからず、故に權利の確立は人々自己に對する務めなるのみならず、又人民が國家に對する務なるを知らざるべからず、

第二 法律及權利の意義

人世何事を論ずるにも先づ第一に來る問題は生活問題なり、人類が孜孜として勤勞競争するも、其目的を尋ねれば我身の爲めに何を着、何を食はんと欲するに過ぎず、法律てふものも必竟は此生活問題に付き共存行爲の規則を定めたるものなり、或は法律は神の定めたる掟なりと云ひ、或は正義本分の區別を明定したるものなりと云ひ、或は社界相互の契約なりと云ひ、或は國家の命令したる規則なりと云ひ、法律の意義に付ては學者間種々の議論ありと雖も、近世最も發達したる法律の意義は
法律とは國民の共同生存的行爲の規則にして、國家が之に制裁を加へて行ふものなり、

と云ふが最も法律の眞を得たりと稱せらる。

若し世界に生存するもの吾一人のみならんには、山に入りて木を伐り、川に行きて魚を取り、天地間の物は何を着、何を食ふも自由自在にして敢て之を妨ぐるものなしと雖も、吾の外に他の人類あるときは、此に持物領分と云ふもの起り、互に相犯すことなき義理を生ず、而して人類の次第に繁殖するに従ひ、領分は益狭少となり、義理は益嚴重となる、此際若し酋長國王なるものありて、互に相犯すべからざる義理を明にし、刑罰を嚴重にするにあらすば、強者は弱者を壓し、富者は貧者を呑み、社界は忽ちにして修羅場を現出するに至らん、法律は此必要に迫まられて起りたるものにして、其初は社界の契約によりて生したるものあり、或は國王の命令によりて定まりたるものあるべしと雖も、其目的とする所は、人民か共同的生活を營むが爲め、互に相凌ぎ相犯すとなからしめん爲めに設けたる規則にして、之に背きたる者には國家加之に一定の制裁を加へたるものなり、之を譬ふれば法律は恰も右手に劍を執り左手に金繩を持ちて立てる不動明

王の如し、法律が相犯すべからざる名分を定めたるは、不動明王の金繩に等しく、若し此繩張を犯し、規則に違犯するものあれば、惡魔降伏の劍は忽にして其首に加へらるゝか如く、國家は其權力を以て制裁を加ふべし、左れば法律は活力にして議論にあらす、義理の後に國家最高の權力あり、義理と權力と相俟ちて初めて其活動を全ふす、是れ法律が規則を定むると同時に制裁を加ふる所以なり、

以上法律の意義を説明したれば以下権利のことを説かんに、讀者は近頃まで天賦人權なを稱することを人々口にせしを聞きしことあらん、人世の必要を離れて先天的に天賦の人權なを稱するもの、存するや否やは随分疑はしき問題なれども、法律さへ前上説明したるか如く人間生活の必要に迫られて、出來たるものなれば、法律に因りて支配せらるゝ権利が、天然に存在するてふことは人の考へ能はざる所なり、獨逸の言葉にては權利と云ふ文字と法律と云ふ文字は同一にして、權利と法律とは同一物なることを見はせり、權利は法律に因りて保護せらるゝ、人民の生存條件にして、法律ありて初めて權利あ

り、權利ありて後法律起るにあらず、彼の天賦人權など稱する論は、歐洲中古の壓制に反抗し、人々過度に自由を尊重したる結果として學者の唱道したる議論にして、人民は國家よりも弱きものなり、勿論倫理上の原則として天は人の上に人を作らず、人の下に人を作らず、人々皆平等のものなりと雖も、人類は自然の發達に放任すれば、必ず弱肉強食の修羅場を現出す、此殺伐鬪争を防がんとするには必ず一部落一團體の公力を用ゐざるへからず、國家は此必要に促がされて生したる者なれば、人民は國家の命令に服従せざるへからざるは當然のことなり、左れば國民は國家以上の權利なく、法律以外に天賦の權利なし、若し國家か一部の人民に向て或る保護を興ゐたるときは之れ權利にして、他の者に向て服従すべきことを命じたるときは之れ義務なり、權利と義務は必竟一物の兩端を見たる區別にして、其實は同體なり、例之一の損害賠償に付て見んか、之を拂ふ方より云へば義務なり、之を拂はしむる方より云へば權利なり、權利のことを言へば義務は別に説明する必要なきを以て、多くの學者は權利の定義を下して義務のことを

權利とは何ぞや

細説せず、イエリントン氏は權利を説明して、

權利とは訴によりて保護せらるゝ利益なり、

と云へり、利益とは單に金錢上の利益を云ふにあらずして、普く人間生活に必要な條件を指すなり、デルンブルック氏は人々に賦與せられたる點より説明して

權利とは法の規定により人に屬する生活の至要物に關する持分なり、

と云ひしが、何れにしても權利は法律の規定により保護せらるゝ、共存的生活條件なり、而して權利に公私の區別あり、隨て法律に公法、私法の區別あり、此等は下節法律の種類に至りて詳説すべし

第三 法律の種類

公法と私法

一 公法と私法

公法と私法の區別とによりて、權利に公權と私權とを生ず、元來法律は二個の當事者の

間のことを規定したるものにして、一は権利者にして一は義務者となり、一は統治者にして一は被治者なり。而して統治者と被治者との間のことを規定したる法律は公法にして、一個人同志の間のことを規定したるときは私法なり、故に公法の當事者は其一方は常に國家又は國家の機關(政府官廳)にして、國家と犯罪者(刑法)、君主と議會(憲法)、警察署と人民(警察法)、裁判所と訴訟人(訴訟法)、國家と町村(市町村制)との關係を定めたる諸法律は皆公法なり、隨て此等の法律によりて有する權利は公權なり、而して民法商法は人民相互間の取引を規定したるものなれば此等は私法にして、此法律によりて得たる權利は私權なり、本書の論ずる所のものは民法及び商法なれば、其權利は私法上の權利なり、

強行法と任意法

二 強行法と任意法

強行法は強て従はざるべからざる法律にして、刑法、憲法、訴訟法等は強行法なり、任意法とは強て従ふことを要せず、各人の自由を以て法律に従ふも従はざるも勝手なる法

律にして、民法、商法は任意法なり、例之隣地の塀より隣家の屋根が差出てたるときは余は隣家の所有主に對し、其屋根を除かしむることを得べしと雖も、余は之を除かしめざることを約束することを得、又賣買契約に關する費用は當事者双方平分して負擔するか規則なりと雖も、當事者の約束によりては、何れか一方の負擔とするも差問なし、又家屋の借主は一ヶ月前に立退預告を受くるにあらざれば家屋を明渡す義務なしと雖も、双方の約束を以て之を伸縮するも自由なるか如し、此の如く民法、商法は當事者の意思によりて法律に異りたる行為を爲すことを得べしと雖も、民法第九十一條に

法律行為の當事者が法令中の公の秩序に關せざる規定に異りたる意思を表示したるときは其意思に従ふ、

とあるを以て、之を反對に解釋し公の秩序に關する規則に背きたる行為は無効となさるべからず、例之民法第三十七條に定めたる事項は、法人の定款より省くことを得ず、時効の利益は豫め之を拋棄するを得ず(第四百十六條)、賣買契約の期間は五ヶ年を超ゆる

通法と特別法

ことを得ず(五百七十九條)とある規則は、之を伸ばすを得ず、其他民法中公の秩序を保つ爲めに定めたる規則は任意法にあらざるか故必ず之を強行せざるべからず、

三 通法と特別法

通法は普通人一般に通ずる規則、商法は商人一般に通ずる規則なれば之を通法と稱し、質屋規則は質屋のみに限り、狩獵規則は狩獵者に限り、公証人規則は公証人に限り行はるゝ規則なれば此等は特別法と云ふ、

第四 民法及び商法の大意

民法は私法中の一種にして人の身軀、名譽、財産に付て人民相互の間のことを規定し、我新民法は之を大別して四編となし、第一編は總則にして、此中に於て人、法人、物、法律行為、期間、時効のことを規定し、第二編は物權と稱し、中に占有權、所有權、地上權、永小作權、地役權、留置權、先取特權、質權、抵當權のことを規定し、第三編は

債權と稱し、中に總則、諸契約、事務管理、不當利得、不正行為のことを規定し、第四編は親族と稱し、婚姻、養子、後見相續等のことを規定せり、

商法は商人間相互或は商人と非商人との間に取引する商事に關する規則を定めたる法律にして現行法は會社法、手形法、破産法の三編にして、其他の商法は未だ實施とならず、

第二章 人の能力

一 人の成年となるは幾歳なりや

人は滿二十年を以て成年となす(第三條)、二十年未滿の幼者は之を未成年者と稱す、

二 未成年者の爲したる法律上の行為は如何なる効力を有するや

未成年者の爲したる法律上の行為は「取消し得べき行為」として、未成年者又は其父、母、後見人は何時にても之を取消すことを得べし、故に未成年者を相手に取引をなし、未成年者より物品を買取り、未成年者と或る契約を取結したる相手方は、何時其取消を求めら

未成年者
が相手方
より受取
りたる消
費したる
ものたる
如きは如
何

相手方は
未成年者
に對して
取消を求
むることを
得るや

るしやも計り難ければ豫め注意するを要す、若し未成年者の方より取消を求められたるときは相手方は未成年者より受取りたる金銭、物品を悉く取揃へて返還せざるべからず、若し一物にても不足あるときは其損害を賠償せざるべからず、之に反して未成年者の方は、相手方より受取りたるものを悉く取揃へて返すには及はず、只現在手元にあるもののみ返却し、已に消費したるもの、或は他人に譲渡したるものは返却するを要せず、故に未成年者が一千圓を受取り、悉く之を使ひ果したるときは、相手方は一厘の返却をも得ること能はずして全く損失を受くることあるべし、

又未成年者の爲したる法律上の行爲は、未成年者又は其父、母、後見人よりは取消を請求し得べきも、之を取引したる相手方の方は此取消を請求するを得ずして、全く先方の爲め自由自在に取扱はるゝものなれば是亦注意するを要す(第百二十條、第百廿一條)、

三 未成年者と有効の法律上の行爲を爲さんとするに如何すべきや
未成年者を相手に有効の法律上の行爲を爲さんとするには云ふまでもなく、其父、母、

未成年者
の法定承
理人の承
諾を要せ
ざる行爲

法定代理
人の承諾
を要せざ
る行爲の

後見人の承諾を受けて爲すべし、此等の承諾を與ふる者を稱して法定代理人と云ふ、法定代理人は法律が命じて未成年者の監督をなさしむるものなれば、此等の者の承諾ありたるときは、其行爲は有効にして最早取消すことを得ざる行爲なり、然れども未成年者が何の報酬をも出さずして、單に利益を得、義務を免るゝ行爲は、法定代理人の承諾なきも有効なり、即ち未成年者が贈與を受け、或は借用證文の返還を受くるが如きは取消すことを得ざる行爲なり(第四條)、

四 未成年者の有する學資金の範圍内に於て爲したる取引は有効なりや
民法第五條に「法定代理人が目的を定めて處分を許したる財産は、其目的の範圍内に於て未成年者隨意に之を處分することを得」とありて、未成年者が學術、技藝、商業其他修業見習の爲めに有する資金は、即ち法定代理人が目的を定めて處分を許したる財産なれば、其修業目的の範圍内に於ける行爲なる以上は、未成年者の有効に爲し得べき行爲なるを以て、隨て此と取引したる相手方は安心して可なり、然ども學資の目的以外に爲

したる行爲は此限にあらず、例之學資金を以て商業の資本となし、或は株券を買ひ、相場をなす等の行爲は取消し得べき所爲なり、

五 未成年者が遊蕩の爲め費したる金銭上の取引は取消し得べき行爲なるや

本問は事實問題にして、遊蕩の種類程度によりて一々論決を異にせざるを得ずと雖も、今日未成年者が小遣錢と稱して相當の金銭を有するは普通の事柄にして、民法第五條第二項にある「目的を定めずして處分を許したる財産」と云へるに當り、法定代理人の承諾を要せずして未成年者が自由に使用し得る金銭なり、左れば未成年者が此小使錢の範圍内に於て爲したる遊蕩なるときは敢て無効の行爲と云ふを得ずと雖も、小使錢の範圍を超たる遊蕩費なるときは當然取消し得べき行爲なり、然ども實際に於ては、未成年者の年齢、身分、地位によりて小使錢の範圍を定めざるべからざるを以て一概には定め難し、

六、法定代理人の許諾を経て爲したる未成年者の商業は有効なりや

法定代理人の許諾を経て爲したる未成年者の商業は有効なり、然ども民法第六條に「一

法定代理
八の承諾
を要せさ
る行爲の
三

種又は數種の營業を許されたる未成年者は其營業に關しては成年者と同一の能力を有すとあるを以て、其營業以外の取引に付ては一般の未成年者と同様に無能力者なり、

七 禁治産者とは如何なるものを云ふや

禁治産者とは癡癲、白痴等常に心神喪失の状態ある者に對し、裁判所が禁治産者として宣告したる無能力者のことにして、此者の爲したる行爲は未成年者と同じく何時にても取消すことを得る行爲なり、但し禁治産者と取引したる相手方よりは此取消を請求することを得ず、

八 禁治産者の宣告の請求は何人か爲すべきや

裁判所に對して禁治産の請求をなすことを得るものは左の人々なり、

一、本人、 本人は自ら志願して禁治産者となることを得べし、

二、配偶者、 夫は妻を、妻は夫を禁治産者となさんことを請求し得べし、

三、四等親内の親族、 如何ある者が四等親内の親族なるやは親族論を見るべし、

癡癲、白
痴、心神
喪失者
法律上如
何なる能
力有るや

心神弱者、精神衰弱者、盲者、啞者、廢者、浪費者、以上如何なる能力を有するや

四、戸主、家族の者の禁治産は戸主より請求し得べし、

五、後见人、

六、保佐人、保佐人とは準禁治産者の保助役を興るものにして、準禁治産を禁治産者となすとき請求するの必要あり、

七、檢事、裁判所の檢事亦社會公益の爲め此請求を爲すことを得べし、

以上列擧したる者は禁治産との請求を裁判所になすことを得べし(第七條)

九 準禁治産者とは如何なるものを云ふや

準禁治産者とは心神耗弱者(精神發達の不完全なる者)聾者、啞者、盲者、浪費者、(漫りに金銀財産を蕩盡する者)にして、裁判所の無能力者として宣告したる者を云ふ、

十 禁治産者と準禁治産者とは如何なる差あるや

禁治産者は全くの無能力者なること未成年者と同一なれども、準禁治産者は本來は有能力者にして未だ或る行爲(第十二節以下の行爲)を限りて無能力者なり、隨つて禁治産者

は後见人に附し、準禁治産者は保佐人に附す、(保佐人とは相談人或は保助人と云ふ意にして、準禁治産者の爲めに相談或は保助をなすものを云ふ)

十一 準禁治産宣告の請求は何人がなすへきや

準禁治産の請求を爲す者は、禁治産の請求を爲す者と同一なり、第八節を見よ(第十三條)、

十二 準禁治産者が保佐人の同意を要する行爲は如何なる場合なるや

左に掲ぐる行爲を爲すには、準禁治産者は、保佐人の同意を得ることを要す、

一、元本を受取り又は利用すること、

元本とは貸金にて云は、其元金、質貸借にて貸與したる家屋、田地等なり、此等のものは準禁治産者の受取ることを得ざるものなれば、借主に於ても元本を準禁治産者に返還したるときは、其返還は無効なるを以て二重拂を爲さざるを得ざることあるべし、而して準禁治産者は元本を受取ることを得ざる位なれば、之を利用する

準禁治産元本を受取り又は利用することを得ざるや

準禁治產者に借財をなし又保證人となるときは得ざるや

ことは猶更不可なり、但し元本にあらざる利息、借家賃、借地料は準禁治產者も受取り又は利用することを得べきを以て、此等を支拂ひたる相手方の行爲も亦有効なること勿論なり、

二、借財をなし又保證人となること、

三、不動産又は重要な動産に關する權利の得喪を目的とする行爲を爲すこと、

故に重要ならざる動産は之を讓渡し、又は讓受くることを得べし、例之日用の器具、文房具より鋤鍬、槌、大根、胡蘿蔔、魚鳥等の動産は賣らばとも買ふとも勝手なり、但金銀寶玉其他價の高價なる物品の得喪は重要な動産なるを以て必ず保佐人の同意を要す、

四、訴訟をなす行爲、

五、人に物を贈與し、人と和解を爲し、又は仲裁契約を爲すこと、

六、贈與若くは遺贈を拒絶し、又は負担附の贈與若くは遺贈を承諾すること、

物を貰ふ方は利益なれども、之を拒絶する方は不利益なるを以て、之は保佐人の承諾を要するものとなしたり、但し物を貰ふと同時に或る義務を負担せざるへからざる場合には保佐人の同意を要す、

七、相続を承認し又は之を拋棄すること、

通常相続を承諾することは利益なれども、相続は權利を承継ぐ代りに又義務をも承継くものなれば、通常人にも深重を要する所なり、况んや準禁治產者をや、

八、新築、改築、又は大修繕を爲すこと、

故に小修繕は準禁治產者の單獨にて行ふを得る行爲なり、

九、第六百二條に定めたる期間を超ゆる賃貸借を爲すこと、

賃貸借には一定の期間あり、是より長き期間の賃貸借を爲すときは保佐人の承諾を経ざるへからず、

準禁治產者の爲すことを得ざる行爲は右の如しと雖も、裁判所は準禁治產者の状態によ

り右の外猶多くの行為に付て無能力者となし、保佐人の同意を要することを命ずることあるべし、

以上の規定に反する行為は取消すことを得へし(第十二條)。

十三 妻の爲すことを得ざる法律上の行為如何

人の妻は本来無能力にあらざ、然ども一家の利益を計り、法律は之を準禁治産者と同様に見做し、左に掲けたる行為を爲すときは必ず夫の承諾を要す、

一、元本を領収し又は之を利用すること(前上の解を見よ)

二、借財又は保証を爲すこと、

三、不動産又は重要なる動産に關する権利の得喪を目的とする行為を爲すこと(前解を見よ)

四、訴訟行為を爲すこと、

五、贈與、和解又は仲裁契約を爲すこと、

人の妻は元本を受取ることを得るや
妻は人の保証人となることを得るや

人の妻は他人より物を貰ふなまきや

夫人の承諾を得ずして夫の妻は下女乳母となることを得るや

六、相續を承認し又は拋棄すること、

七、贈與若くば遺贈を受諾し、又は之を拒絶すること、

準禁治産者に贈與、遺贈を受諾することを禁せずと雖も人の妻に至ては之を禁止す

此は云ふまでもなく、人の妻たる者が他人より贈與を受け、又は遺贈を受くること

は、如何に家庭の風儀を害し、風波を起す原因となることならん、此を以て法律は

人の妻に限り此行為を禁止したり、

八、身軀に羈絆を受くへき契約を爲すこと、

右の規定に反し、夫の許可を経ずして爲したるときは其行為は取消し得べきものと爲る

なり(第十四條)。

十四 妻が夫の許可を得ずして爲すことを得る行為は如何

左の場合に於ては妻は夫の許可を受くることを要せず(第十七條)。

一、夫の生死不明なること、

- 二、夫が妻を遺棄したるとき、
- 三、夫が禁治産又は準禁治産者なるとき、
- 四、夫が癡癩の爲め病院又は私宅に監置せられたるとき、
- 五、夫が禁錮一年以上の刑に處せられ其刑の執行中に在るとき、
- 六、夫婦の利益相反するとき、

例之妻が夫に對し離縁を請求するか如き場合は夫の許可を経ることを要せず、若し此場合にも猶夫の許可を必要とするときは、夫は必ず其許可を與へず、妻は生涯悲境に終るに至るべきを以て、法律は斯く規定したるなり、

第三章 財物の區別

十五 動産と不動産の區別

民法第八十六條に曰く「土地及び其定着物は之を不動産とす、此他の物は總て動産とす」

水門、橋、梁、水道、鐵管、鐵道、動産、不動産、なり

と、左れば土地、家屋、井戸、堀割、地上の植物等は皆不動産にして、又之に定着しめたるものにて容易に取放すことを得ざるもの、例之水門、橋梁、水道の鐵管等も不動産なり、而して日用の器具、器械、衣服、食物、動物、金銀寶物等不動産以外の物は皆動産なり、

十六 債權の證書は動産なりや

總て動産不動産は有体物の區別にして、無形物には此區別なし、權利なるものは元來無形物にして債權は云ふに及ばず、版權、商標權、專賣特許權等は假令証券あるも動産不動産の區別を附する能はず、然るに無記名債權の証券に限りては、之を動産と見做すと民法第八十六條第三項に規定したり、蓋し無記名債權の証券は貨幣若くは紙幣の如く其証券自身か財産の目的となるを以て動産と見做したるなり、

十七 假に設けたる小屋、足場の類、植木屋の有する植木物、家屋に附屬したる疊建具の類は動産なりや將不動産なりや

版權、商標權、專賣特許權、債權、動産、不動産、なり

此等の物は皆動産なり、舊民法には用法に依る不動産、用法に依る動産と稱する區別を設け、建築等の用に供する爲め一時設けたる掛小屋、足場の類、及び他に賣買する目的を以て一時植付けたる植木屋の植物等は、之を用法に依る動産となし、家屋に附屬したる疊建具は之を用法に依る不動産と定めたりと雖も、斯の如き區別は實際に於て不必要なるのみならず、却て實際の習慣に背くものありとなし、新民法は此等の區別を定めず只土地に定着して容易に取放すことを得ざるもの、外は、皆動産となしたるを以て、本問の如き物は皆動産と見て差問なし、且つ新民法は主物従物と云ふ區別を設け、従物は主物と生命を共にするものなることを定めれば、多くの場合は主物従物の區別によりて諸般の權利問題を解釋し得べきを以て、本問の如き疑問は故らに動産なるか不動産なるかを確むるの必要なし、

十八 主物従物の區別

民法第八十七條に「物の所有者が其物の常用に供する爲め、自己の所有に屬する他の

疊建具は主物なるや
椅子、机、本箱は主物なるや
從物なるや

主物従物の區別を如何に設くる必要なるや

を以て之に附屬せしめたるときは、其附屬せしめたる物を従物とす」とあるに依て見れば、第一従物となるには、主物の常用に供する物たることを要す、例之家屋に備付けたる疊建具の如き、井戸に具付けたる釣瓶の如き之なり、之に反して椅子、机、本箱の如きは家屋に對し直接の従物にあらず、第二に主物と従物の所有者は必ず同一人ならざるべからず、家屋は甲者の所有に屬し、疊建具は乙者の所有なるか如き場合は、主物従物を區別すること能はざるのみならず、實際區別する必要もなかるべし、全体主物従物を區別する必要は、第八十七條第二項にある「従物は主物の處分に從ふとある効力を生ぜしめんか爲めにして、例之家屋を賃貸すと云へば別に反對の約束なき以上は、其中に備付けたる疊建具をも附屬せしめ賃貸するなり、(疊建具が現在其中になきときは別なり)、蒸氣器械を賣ると云へば之に附屬したる火具小道具をも包含するか如き之れなり、此等の區別は物が一個の所有者に屬してこそ必要なれ、主従其所有者を異にしては之を區別する必要なかるべし、

十九 果實とは如何なるものを云ふや

果實とは元木より生ずる子分の謂にして天然果實と法定果實との二種あり、天然果實とは物の用法に従ひ收取する産出物を云ふ、田地より生ずる米穀野菜、樹木より生ずる菓物等なり、法定果實とは物の使用の代償として受くべきものにして、借家の借家料金銭の利息等之あり、

二十 天然果實と法定果實とは利益を收取するに如何なる差異あるや

天然果實は元木より分けざる間は、其元物と一体を爲すものにして果實として別に分離したる物を認めず、其成熟期又は收穫季に至りて初めて果實と云ふ物を認むるなり、故に甲者か乙者所有の不動産を占有せしに未だ果實を分離せざる前に、之れを乙者に返却する時は甲者は果實を所有すること能はずして乙者の有に歸すべし、之に反して法定果實は日割を以て收取し得べし、假令一ヶ年家屋を賃貸する約束あるも、中にして家屋が他人の有となるときは、前半は貸主の有となるべし、後半は借主の有とすべし、是法定

成熟以前に果實を收取したるは何人の所有なるや

果實は元物と一体を成さず、初より別物と見做が故なり(第八十九條)、

第四章 代理に關する規則

(一) 代理とは何ぞや

二十一 (二) 代理人の爲したる行爲は本人又第三者に對して如何なる効力ありや

(三) 代理と委任とは如何なる差あるや

(一) 代理とは本人に代りて或る行爲を爲し、其行爲か第三者に對し本人か爲したると同一の効力あらしむるを云ふ、之に委任代理と法定代理との區別あり、法定代理とは法律又は裁判所が命じて代理人たらしむるものにして父、母又後見人は法律上當然未成年者の代理人たるが如きを云ふ、委任代理とは辯護士に依頼して訴訟行爲を爲さしめ、商人が各地に代理店を置きて本店の營業を爲さしむる等、本人の依頼によりて生ずる代理を云ふ、(二) 此二種の代理は共に本人に代り本人を代表して法律行爲を爲すものなれば、其行爲

代理外の
行為の有
効は本人
の名義を
以てして
効力を有
するなり

は代理人の行為にあらざりて即ち本人の行為なり、代理人が第三者に對して得たる權利も義務も皆本人の權利義務なり、第三者に於ても代理人に因りて或る義務を負ひ又權利を得たるときは、其の權利義務は代理人に對して有するにあらざりて、其代理人に對して有するなり、換言すれば代理人は本人の器械にして、本人第三者は此器械に依りて直接に權利を得義務を負ふなり、然ども本人第三者が直接に權利を得義務を負ふには代理人が其權限の範圍内に於て爲したる行為なるを要す、若し代理人が依頼せられたる權限外のことを爲したるときは、本人又は第三者は代理人の行為を拒絶することを得べし、又代理人が代理行為を爲すには本人の名義を以てすることを要す、若し本人の名義を用ゐず、自分の名を以て法律行為を爲したるときは、其行為は代理人と第三者との相對上の行為にして、代理人は第三者に對して直接に責任を負はざるべからず、然ども第三者が代理人の行為を以て其本人の爲にすることを知り、又は事情に依り之を知ることを得ざるときは、其行為は有効なる代理にして、第三者は本人に對し直接に責任を負

はざるべからず(第九十九條、第百條)、○

(三) 新民法は代理の外に委任と云ふものを認め、之を契約中の一節に定められたるも、委任とは本人と代理人との關係にして、其間の權利は義務を定め、代理は中間人を通して本人と第三者との間に生ずる權利義務を定めたるものと思惟すれば大過あり、故に代理人と本人との間に生じたる疑問は委任の章を見るべし、本人、代理人及第三者間の疑問は本章を見て決定するを要す、

二十二 代理人は無能力者にてても可なるや

民法第二百二條に「代理人は能力者たるを要せず」とあれば代理人は無能力者にてても可なり然ども十年前後の幼者又は發狂者にては不可なり、此等の者の爲したる行為は意思なき爲め無効なり但し相當の年齢に達したる未成年者又は一時本心に復したる狂人のなしたる代理行為は有効なり、

二十三 權限の定なき代理人(總代理人)は如何なる權限を有するや

権限の定なき代理人は左の行爲のみを爲す権限を有す、

一、保佐行爲、

至急を要する修繕、権利の登記をなし、時効の中斷をなす等、物を保存する爲めに必要なる行爲、

二、代理の目的たる物又は権利の性質を變せざる範圍内に於て其利用又は改良を目的とする行爲、

家屋なれば之を賃貸して家賃を取立て、田地なれば小作人に附して耕作せしめ（利用）、又家屋に裝飾を施し、田地に溝渠を設け肥料を施して改善する行爲（改良）は其權限内なり、而して其利用改良は物の性質を變せざる範圍内に於て爲すを要す、從來の代理規則には總理代人、部理代人の區別ありしと雖も、新民法には此區別なし、然ども此區別は實際に廢せられたるにはあらず、權限の定めなき代理人は即ち未成年者の父、母、後見人、又は浪費者の監督人等は總理代人にして本節の權利を有するものと

總理代人の區別は如何

知るべし

二十四 代理人は更に復代理人を選任することを得るや

代理人は復代理人を選任することを得ざるを以て原則とす、但し本人の許諾を得たる時は復代理人を置かざれば代理事務を果すこと能はざる事由あるときは代理人は復代理人を選任することを得べし（第四百四條）、

二十五 代理人が復代理人を選任したるときは如何なる責任を負ふべきや

代理人が復代理人を選任したるに付き、其責任を負ふは左の場合によりて稍其責任を異にす

一、代理人が本人の承諾を得て復代理人を命じ、又は已を得ざる事由の爲め復代理人を命じたる場合に於ては、代理人は其人物の選擇方及び其監督に付き本人に對して責任を負ふ、故に若し代理事務に不適當の人物を擇び又は其監督を怠りたるが爲め復代理人が失策を爲したるときは、代理人は本人に對して損害を賠償せざる可らず、

代理人の承諾を得たる人は如何なる責任を負ふべき

本人の指
名により
て復代理
人を選ひ
たるとき
は如何

二、代理人が復代理人を選任することが、本人の指名に出で、本人が何某を復代理人と爲すへしと指命したる場合には、其復代理人が事務に不適任なるか、又は不誠實なることを知りたるに、之を本人に通知することを怠りたるか、或は之を解任することを怠りたる場合に非ざれば代理人は其責に任せず（第百五條）、

二十六 法定代理人は復代理人を選任することを得るや

法定代理人は自己の自由を以て復代理人を選任することを得、但し復代理人が爲したる一切の行爲に付ては、恰も自己か之を爲したると等しく責任を負はざるへからず、然れども復代理人を選任することが、事務の都合上已を得ざる事由に出でたるときは、法定代理人の責任は稍軽くして、只其選擇方及監督の不注目に付てのみ責任を負ふものとす（第百參條）、

二十七 復代理人の爲したる行爲は如何なる効力を生ずるや

民法第百七條に曰く「復代理人は其權限内の行爲に付き本人を代表す」又「復代理人は

本人及び第三者に對して代理人と同一の權利義務を有す」と、之によりて見れば復代理人の行爲は代理人と同一なるを知るべし、

二十八 代理人は當事者双方の代理を爲すことを得るや

代理人は如何なる場合に於ても、同時に債權者と債務者との代理を兼ねることを得ず、又自分が債權者なる場合に於て債務者の代理人となることを得ず、自分が債務者なる場合に於て債權者の代理人となることを得ず、蓋し代理てふものは本人の爲めに誠實に事務を執るべき責任あるを以てなり（第百八條）、

二十九 代理は如何なる場合に於て消滅するや

代理權は左の事由に因りて消滅す、

一、本人の死亡

二、代理人の死亡、禁治産又は破産

此他委任によりて成りたる代理權は委任の終了に因りて消滅す（第百十一條）、

第五章 期限及期間

三十

(一) 期限とは何ぞや
(二) 期間とは何ぞや

期限とは或る法律行為を爲す一定の期日を云ふものにして、例之借金に於て何月何日無相違返済すべしと云ふが如く、一定の時日を期するを云ふ、期間とは何年何月より何年何月に至るまでと云ふが如く、或る時より或る時までの間を云ふ、此期限及期間のことは何人も知悉する所なれば、本章には其大略を説明し置く可し、

(一) 期限

一、法律行為に始期を附したるとき(何月何日限り何々の事を爲すべしと云ふが如き約束)は、其期限の到来するまで履行を請求することを得ず、法律行為に終期を附したるとき(今は足下に家屋を貸し置くべしと雖も我隠居をな

期限に終期を附しは如何

期限は何時に附しは如何
期限は何時に附しは如何
期限は何時に附しは如何

期限の利益を抛棄することを得るや

債権者が如何なる場合に利益を抛棄するや

すときには其家を返さるべしと約束したるとき)は、其法律行為の効力は期限の到来したるときに於て消滅す(第二百二十五條)、

二、期限は債務者の利益の爲めに定めたるものと推定す、(期限は債務者の都合の爲め定むること多かるべしと雖も、中には債権者の都合の爲め設けることあり、寄託契約の期限の如きは債権者の爲めに設けたる期限なり、然ども時に依りては債務者の爲に定めたるや、債権者の爲めに定めたるや、不明瞭のことあり、此時には前掲の如く債務者の爲に定めたるものと推定すべし)、

期限の利益は之を抛棄することを得、但之が爲めに相手方の利益を害することを得ず、(金銭の借用人は期限前何時にても返金することを得べしと雖も、之が爲めに債権者が正に得べかりし利息を損失せしむるを得ず)(第三百三十六條)、

三、左の場合に於ては債務者は期限の利益を主張することを得ず(第三百二十七條)、

一、債務者が破産に宣告を受けたるとき、

一、債務者が擔保を毀滅し又は之を減少したるとき、
 一、債務者が擔保を供する義務を負ふ場合に於て之を供せざりしとき、
 (右の場合に於ては假令期限は尙ほ將來にあるも、右の事實ありたること辨濟期限到來したるものとして返濟せざるへからず)、

(二) 期間

時を以て
 期間を定
 めたるこ
 とは何時
 より起算
 するや
 日、週、月
 年を以て
 期間を定
 めたるこ
 とは何時
 より起算
 するや

- 一、期間の計算法は刑法、訴訟法等の中に特別の規定ある場合を除く外、一般の期間は左の數則に依るものとす(第三百二十八條)、
- 二、期限を定むるに時を以てしたるときは即時より之を起算す(第三百二十九條)
- 三、期間を定むるに日、週、月、年を以てしたるときは、期間の初日は之を算入せず但し其期間が午前零時より始まるときは此限りに在らず(第四百十條)、
- 四、前條の場合に於ては期間の末日の終了を以て期間の満了とす(第四百十一條)、
- 五、期間の末日が大祭日、日曜日其他の休日に當たり其日に取引を爲さざる慣習なる

期間の終
 る日を以
 て起算す
 るときは
 如何なる
 日、月、年
 により起算
 するや
 何と云ふ
 日、月、年
 により起算
 するや

閏年二月
 廿九日
 リ一ヶ年
 さ云ふこ
 とは何時
 より起算
 するや
 何と云ふ
 日、月、年
 により起算
 するや

場合に限り、期間は其翌日を以て満了す(第四百十二條)、

六、期間を定むるに週、月又は年を以てしたるときは曆に従ひて之を算す、

週、月又は年の初より期間を起算せざるときは、其期間は最後の週、月又は年に於て、其起算日に應當する日の前日を以て満了す(例令二月十五日より二ヶ月と云ふときは、四月十五日を以て期間満了とす、其間月の大小閏によりては、正月六十日に不足することあるべく、又六十日を超過することあるべしと雖も、其は關する所にあらず、而して此に其起算日に應當する日の前日とあるは、第四百十條により初日を算入せず、翌日より起算したるを以て、最後に至りては其應當日の前日となるなり)

七、月又は年を以て期間を定めたる場合に於て最後の月に應當日なきときは、其月の末日を以て満期日とす(例之今年が閏年にして二月二十九日に約束して滿一ヶ年と云ふときは、來年二月二十八日を以て満期日となす、此場合には滿一ヶ年に一日不

足するか如しと雖も、閏年は續きて來らざれば、一日早く満期日となす又已を得ざるなり)

第六章 時効に關する規則

三十一 時効とは何ぞや

刑法に期滿免除として或る罪を犯したるものが、一定の年限間、巧に逮捕を免かれ、走跡を暗ましたるときは、法律は社會が其犯罪を忘却したるものとして、其罪を咎めず、之が爲め犯人は刑罰を受くることなくして終ることあるが、之と同じく民法にも時効として年月の経過に因り、權利なき者か權利を取得し、權利を有するが權利を喪失するに至ることあり、例之他人より金銭を借りたる者が十年間、催促を受けず、利子をも拂はざりしときは、其義務は消滅して、貸主は裁判所にも訴ふること能はざるに至り、又他人の物にても三十年間自分の物にする意を以て所持し居るときは遂に其人の所有物となる

が如き之なり、而して前者は之を消滅時効と云ひ、後者は之を取得時効と云ふ、共に時間の間経過と云ふ一事を以て權利を得、義務を消滅せしむること刑法の期滿免除と同一なり、之を普通の道義感情より見れば甚不都合なるか如しと雖も、萬事證據を貴び、明文に據る法律の眼より見れば、時効てふものは誠に已を得ざる規則にして、又必要欠ぐへからざるものなり、法律は權利の上に眠る者を保護せすと云ふ法律上の格言ありて、權利を有しながら其權利を主張せず、幾年月の長間、催促もせず請求をも爲ざるは之れ權利の上に眠りたるものにして法律は之を保護せず、若し權利の上に眠りたる者を保護せんとすれば、法律は百年前二百年前に遡りて證據を調べ、明文を搜りて裁判せざるべからず、今明治の世に當り豊臣時代、鎌倉時代に出來たる証文を以て訴訟起らば如何、實に可笑しき現像ならずや、否管に可笑しき現像のみならず、今日の法律を以て幾百年前の裁判を爲すに、之れ柢と豎と相容れんとするものにて實際爲し得べき事柄にあらず、左れば三十年五十年の間全く事無くして治まり來りたるものは、其治まり居たるを以て

時効の効力に其起算日に遡る如き何れ

本來の状態と認めてこそ、却て物事は平穩に治まる道理なれ、然るに根を掘り葉を捜して裁判するは却て社會の平穩を害する者なり是れ法律の時効を設くる己を得ざる所以なり。右の理由に因り民法は時効の効力に關し、左の數則を定めれば、讀者須らく時効總體の上に付て注意し置くべし、

(イ)時効の効力は其起算日に遡る(第四百四十四條)、

言ふは時効の成就に因り權利を取得し、義務を消滅するは、時効の満了したる日に取得消滅するにあらすして、時効の進行し初めたる日に取消し消滅したる意なり、例之余か三十年間他人の田地を占有して遂に其所有者となりし時、三十年満了の日に所有者となりし者とせば、其間に收穫したる米穀は前の所有者に返却せざるへからすと雖も、余の所有は三十年以前に遡るを以て、余は最初よりの所有者なれば、其間の收穫物は余の所有の田地より得たるものとして、前の所有者に返却するに及ばざるが如し、

(ロ)時効は當事者が之を援用するに非ざれば裁判所は之に依りて裁判を爲すことを得ず、

時効を援用するも何人も

(第四百四十五條)

蓋し時効は濫訴の弊を防ぐ爲め、必要已を得ざるに出でたる規定なれば、時に或は不義不道者の利器となり、眞の權利者を害することあるも計られず、左れば法律は各人に向て時効の主張を強むず、仮令三十年五十年不動産を占有し居るも、占有者が良心に依り、眞の所有者に返却せんと欲するものあれば、法律は其者の自由に任せ、敢て法律の規定あるが故に必ず時効を主張して返却するに及ばずと強ふることを爲さず、借りたる金銭は返却するか至當なれば假令十年を経過するも、當事者が時効を援用せざる限りは、裁判所は知らざる顔して、當事者の爲すがまゝに放任すると云ふか本條の精神なり、然とも又

(ハ)時効の利益は豫め之を拋棄することを得ず(第四百四十六條)、

と云ふ規定ありて、時効の未だ進行せざる前に於て、余と足下との間にある權利義務は將來幾十年立つも時効を主張することなかるへしと云ふ約束を爲すことを得ず、蓋し時

時効の利益を拋棄するを得るや

効は長年月を経過し証據は大半湮滅し、時勢は變遷し、且當事者の間柄も昔日とは大に趣を異にする時に至り、死灰再び燃ゆるの案外を避けんが爲めに設けたるものなれば、豫め時効の利益を主張せざるへしなど約束して置きても、時間の経過より生ずる湮滅變遷は免かるへからざるを以て、時効の利益は豫め拋棄するを得ずと定めたる所以なり、若し眞に時効の主張を望まず、時間の進行を願はざるときは、法律は別に時効の中斷と云ふことを定めれば、當事者は其時々々に及ひ己に経過したる時効を棄することを得べし、次に於て之を説かん、

三十二

(一) 時効中斷とは何ぞや
(二) 時効の中斷を爲すには如何なる方法を要するや
(一) 時効の中斷とは未だ時効か完成せざるに先ち己に経過したる時間を水泡に歸せしめ、此時より更に新なる時効を進行せしむる方法なり、例之通常金銭の貸借は十ヶ年にして時効に掛るものなるに、已に入ヶ年を経過し今年にして時効完成せんとするとき、債

權者が裁判所に請求して時効を中斷するときは、已に経過したるハヶ月は水泡に歸し、此時より更に十ヶ年を経過せざれば、時効は完成せざるものとなる、而して時効中斷は何回にても爲し得べきを以て、二回三回中斷を爲すときは、時効は其度に新なるを以て十ヶ年、十ヶ年、又十ヶ年と何時までにも更進するに至るべし、
(二) 時効中斷の方法は左の三種なり(第四百四十七條)、

一、請求

請求には口頭にて爲すものあり、執達吏をして爲さしむることあり、又裁判所に訴へて請求するもあり、時効の中斷の効力を生ぜしむるは何れの請求するも可なりと雖も、裁判所に訴へて請求したるに其裁判所が管轄違の爲め其訴を却下せるか、或は訴訟手續を間違へたるが爲めに其訴を却下せられたる時、又は當事者が訴を取下るときは時効中斷の効力を生ぜず(第四百四十九條) 又口頭にて爲す催促は後日證據を得る爲めに其困難なるを以て、成可執達吏に依るか或は書留郵便を以て催促

するを便利なりとす、而して口頭、書面、執達吏を以て爲したる催促は一度は時効中斷の効力ありと雖も、此等の催促は更に六ヶ月内に裁判所へ請求して本式の請求を爲に非ざれば効力なし、若し此手續を怠りたるときは假令一度は催促するも、其催促は効用を爲さずして時効は最初より時々刻々進行しつゝあるものとなるべし (第百五十二條)、

二、差押、假差押又は假處分

此差押、假差押又は假處分の何物たるかは、民事訴訟法の部を参照すべし、若し此等の手續にして法律の規定に協はざりし爲め取消となりたるか、或は権利者の考へにより取消したるときは、中斷の効力なかるべし、(第百五十四條)、

三、承認

承認とは時効を主張し得べき者か其相手方の權利を認むるを云ふ、此承認は口頭を以てするも、書面を以てするも、事實を以てするも可なり、事實を以てする場合と

債務者が
利息を拂
ひ又は猶
ほ願ひた
る時は中
斷あり

時効の中
断と停止
の如何なる
差ある

は、債務者が利息を拂ひ又は履行の猶豫を求むるが如きを云ふ、何となれば債務者が利息を拂ひ又は猶豫を請求するは是れ明かに債務の成立せることを承認したるものなれば、此事實か時効の中斷を用するは勿論なればなり、

右の事情により時効は中斷すと雖も、中斷の事實終れば、時効は更に其時より新進するものなり、加之ならず假令裁判確定し、債務者の義務明白となるも時効は又此時より新に進行するものなり、

三十三 (一) 一時効の停止とは何ぞや

(二) 如何なる場合に於て時効は停止するや

(一) 一時効の停止とは是まで経過したる期間が全く無効となるにはあらずして唯、停止事情の存する間、時効が眠り居る姿にて、其眠りが覺るや再び前の経過したる時間に引繼ぎて進行するを云ふ、左れば時効の停止は中斷の如く前に経過したる時間を水泡に歸せしむるにはあらず、唯二週間なり六ヶ月なりの間其進行を休むものと知るべし、

(二)時効の停止は左の場合に於て生ず、

- 一、時効の期間満了前六ヶ月内に於て未成年者又は禁治産者が、法定代理人を有せざりしときは、其者が能力者となりたる時は又は法定代理人が出来たる時より六ヶ月内は之に對して時効を停止す(第五百五十八條)、例令未成年者に對し時効を主張せんとする者ありて、其時効は本年十二月末日、満了する筈なりしに、本年九月中未成年者の法定代理人死亡し、十月中第二の法定代理人が選任せられたるときは、時効は第二法定代理人選任より六ヶ月即ち來年三月に非ざれば期間満了せず、此場合に於て時効は三ヶ月間眠りたるものとなるべし、
- 二、無能力者が其財産を管理する父、母又は後見人に對して有する權利に付ては、其者が能力者と爲たる時か、又は後任の法定代理人が出来たる時より六ヶ月内は時効完成せず(第五百五十九條第一項)、

妻が夫に對して有する權利は婚姻解消の時より六ヶ月内も亦同し(同上第二項)

四、相續財産に關しては、相續人の確定し、管理人の選任せられ又は破産の宣告ありたる時より六ヶ月内は時効完成せず(第六十條)、

五、時効の期間満了の時に當り、天災其他避くべからざる事變の爲め時効を中斷すること能はざるときは、其妨礙の止みたる時より二週間内は時効完成せず(第六十條)、例之地震、洪水、戦乱の爲め中斷の手續を爲す能はざる場合の如し、

○取得時効

三十四 幾年間占有すれば他人の物も我物となるや

他人の物にても二十年間占有すれば自己の物となる、而し此には三個の條件あり(第六十二條)、

一、自分の所有物となす意思あることを要す、他人の物を借用し或は之を保管し居る積りにては、幾十年経過するも所有者となることなし、仮令最初は泥棒して取りたるものにて、詐取したるものにて、自分の物と爲さんとする意思を以て所有し

居ることを要す、

二、其占有は平穩なることを要す、平穩とは強暴に對する詞にして、暴力に依りて得たるにわらず、又他人が取返さんとするを暴力を以て拒ぎながら之を占有するにあらざることを要す、

三、公然なることを要す、即ち其占有が隱密ならず、何人に對しても隠し立てすることなく自分の物を取扱ふと同様に公然なるを要す、

右三條件を具備することを要するに、若も占有者か中途にて自分の物として占有することと止めたるときは、時効は之によりて中斷す、何となれば占有者か其意思を拋棄したるときは、之れ他人の物なることを承認し、又は他人の物を借用し、保管したる者と變るべきを以てなり、又占有者か他人の爲めに占有を奪はれたるときは時効を中斷す、然とも此場合には一ヶ年内に占有回収の訴を以て裁判所に訴ふれば時効中斷は効力を生ぜずして前より引續き時効を進行することを得べし(第百六十四條)、

善意の占有
何れに如

三十五 善意にして過失なく不動産を占有する者は幾年にして其所有者となることを得るや

不動産の占有が其初め善意にして過失なかりしときは、十年間にして其所有者となることを得べし、但し前節に述べたる所有する意思、平穩なること、及公然なること、の三條件を具備するは言ふまでもなきことなり、而して此に善意と云ふは占有者が不動産を強奪したるにわらず、横領したるにわらず、詐偽したるにわらず、眞に自分は其所有者なりと信じつゝ、占有したるの謂なり、而して其眞に所有者なりと信したる觀念は、假令其占有者の誤認に出たるにせよ甚しき過失なき以上は善意の占有者たるを失はず、例之登記簿を一見すれば、直に賣主の所有にわらざることを知り得へきに、之を調べずして買取りたるか如きは買主の過失なりと雖も、賣主が癡癡者なりしに、買主か之を知らずして買取りたるるとき、或は買主か代理人として不動産を買取らしむるに、代理人か賣主を詐欺して不動産を譲渡さしめしを、本人は之を知らずして十年間所有せし場合の如きは過

失たき善意者なれば時効によりて所有権を取得し得べきなり(第六十二條第二項)、

三五六 善意にして過失なく動産を占有したる時は如何なる時期に所有権を得るや善意にして過失なく動産の占有を得たる者は、時間の経過を要せず、即時に其所有権を得べし、舊民法は即時時効とし之を取得時効の中に規定したりと雖も、新民法は之を以て時効の適用と見做さず、占有の一事實となし、占有権の中に規定したり、左れば本書も民法の規則に従ひ、後の占有権の章に詳説すへければ此には善意の動産占有者は直に取得するを得と知り置けば可なり(第九十二條)、

三三七 所有権以外の財産権の取得時効は幾年なるや
所有権以外の財産権とは永小作權、地役權、債權、版權、特許權、意匠權、商標權の如きを云ふ、此等の權利の取得時効は前々節に述べたると同じく善意にして過失なかりしときは十年、之に反する場合は二十年にて取得時効を得べし(第六十三條)、
○消滅時効

三十八 消滅時効の進行は何時より始まるや

第六十六條に「消滅時効は權利を行使することを得る時より進行す」とあり、金錢の貸借なれば辨済すべき期日より消滅時効は進行す、故に此日より一定の年月を経れば債務は消滅すべし、又條件附債務なれば其條件の發生したる時より、(停止條件)或は發生せざりし時より時効は進行するなり、

三十九 消滅時効の時間は幾年なりや

普通財産権の消滅時効は二十年あり、
而して所有権の消滅は一方に取得時効を主張する者あるが爲に消滅するが故に、右の内に入らず、又一般の債權は十年を以て取消時効にかゝるを以て右の例外と知るべし(第六十七條)、

四十 定期金の債權は幾年にして時効にかゝるや

第六十八條に曰く「定期金の債權は第一回の辨済期より二十年間之を行はざるに因り

て消滅す、最後の辨濟期より十年間之を行はざるるとき亦同じ、「定期金の債権者は時効中斷の證を得る爲め何時にても其債務者の承認書を求むることを得」

四十一 年又は月を以て定めたる定期の債権は幾年にして時効にかゝるや

年々、半季毎、月々に支拂ふべき約束を以て成立ちたる、利息、借宅賃、俸級其他物品の給付等を目的とする債権は、五ヶ年間之を行はざるによりて消滅す(第六十九條)但し元本に對しては十ヶ年の時効を要す、

四十二 三ヶ年の時効によりて消滅する債権は何なりや

三ヶ年間之を行はざるによりて消滅する債権は左の如し、(第七十條)、

一、醫師、産婆、及藥劑師の治術代、勤務の報酬、調劑料に關する債権、

二、技師、棟梁及び請負人の工事に關する債権、但し此時効は其負擔したる工事終りたる時より起算す、

四十三 辯護士、公證人、執達吏に托したる書類は幾年を以て時効にかゝるや

辯護士、公證人、執達吏は、日々多數の書類を取扱ふものなるか故に普通債権の如く長年月の時効に従はしむるを得ざるを以て、法律は五ヶ年の時効によりて消滅するものとなせり、而して辯護士にては事件終了の時、公證人及び執達吏に付ては其職務を執行したる時より時効を起算す(第七十一條)、

四十四 辯護士、公證人及執達吏の職務に關する債権は幾年にして時効にかゝるや

辯護士の日當辯護料、公證人及執達吏の日當手数料等は、其事件最終の時より二ヶ年間債権を行はざりしときは、其債権は消滅す、但し事件の都合によりて數年若くは十數年繼續せることあるへし、此場合に於ても尙ほ事件の最終の時より起算するものとせば折角短期の時効を設けたる旨意に反するを以て、此の如き場合には、事件中の各事項終了の時より起算して五ヶ年を経過したるときは、仮令事件の繼續中にも、右各事項の債権(訴訟印紙代、日々の日當、取換費用等)は消滅するものと爲したり、(第七十二條)

四十五 二ヶ年の時効に因りて消滅する債権は何なるや

左に掲げたる債権は二年間之を行はざるによりて消滅す(第七十三條)。

一、生産者(紡績業者、造酒家、器械製造者等)卸賣商人、小賣商人が賣却したる産物及賣掛代金、

二、居職人(染物師、經師屋、塗師屋等)製造人(指物師、靴製造人等)の仕事に關する債権

三、生徒及び習業者の教育、衣食及止宿の代料に關する校主、塾主、教師及教匠の債權、

四十六 一ヶ年の時効に因り消滅する債権は何なるや

左に掲げたる債権は一年間之を行はざるに因りて消滅す(第七十四條)。

一、毎月若くは之より短き時期を以て定めたる雇人の給料

二、勞力者(土方、日傭人等)藝人の賃金并に其等が供給したる物の代價、

三、運送賃、

四、旅店、料理店、貸席及娯遊場(芝居、寄席、玉突場等)の宿泊料、飲食料、席料、

木戸錢、消費物代價并に立替金、

五、動産物の損料(夜具蒲團、書籍の損料代)

第七章 占有に關する規則

四十七 占有とは何ぞや

占有とは人が財物を所持する状態を云ふものにして、所有者が財物を所持し、借家人が家屋内に住居し、借地人が地所山林を占領し、手代雇人が主人の商品を所持せるは皆占有なり、而して法律が此に一の權利として保護する占有は、人が自己の爲めにする意思を以て物を所持する權利にして、借家借地人が借用物を占領し、手代雇人が主人の物を所持するか如きは、法律上容假の占有と稱して眞の占有權にあらず、何となれば借家借地人、手代雇人は他人の所有物を借用保管せる者にして、敢て之を以て自己の物となさ

んとする意思を有せざればなり、而して彼の所有者の如きは全く自己の爲めに財物を所持せる者なるを以て眞の占有者と云ふを得べきが如くなれども、所有者の物を占有せるは當然のことにして、所有權と稱する完全の權利ある上に、故らに占有權を云々して之を保護するの必要なければ是亦此に所謂占有にならず、然らば如何なる占有が眞の占有なりやと云へば、所有權を有せざる者が所有權あるもの、如く信じて物を所有し、質權を有せざる者が質權ありと信じて物を保管せる場合を想像せざるべからず、例之余が甲より一の懷中時計を買受けたるに、其懷中時計は甲の所有品にならずして、實際は乙某の所有なりしを甲が窃取したるものなり、窃盜品は原所有者より返還請求を受けたるときは早晩返却せざるを得ざる物なれば、余は其時計に付て完全なる所有權を有せず、然とも余は其時計の占有者なりと主張するを得べし、何となれば其時計は假令余の所有にならずと雖も、余は全く自分の時計なりと信じ、其時計の所有者なりと信じて所持し居たるを以てなり、左れば若し此時計が更に他人の爲めに盜まれ、或は他人が此時計を

法律の
有權を
如何に
占據し
たる理

破損したるときは、余は其時計の所有者にはならずと雖も、占有者なるの理由を以て之を訴へ被盜品を取返し、或は若し此二條件を備ふる以上は假令泥棒して他人の物を窃取し或は詐欺を以て財物を騙取りたるるとき、又は道路に落ちたる物を拾ひ、川流にて漂流物を拾ひ上げたるときにても占有權を有すべし、斯く言へば讀者は大に不審を抱き法律は元と惡を懲らし善を保護する掟なるに泥棒詐欺者に占有權を與へ之を保護するは頗る不都合なりと思ふ者あるべし、然ども人類は元平等なり、法律は現在の儘を以て一應正しきものと見做すへし、若し現在の狀態が却て不正なるときは、其は人間の力に依り訴を以て之を正体に還すを要す、故に泥棒詐欺者と雖も現に物品を所持し居るときは一應其者を以て正當の所持者と見做さるへからず、泥棒の物ありとて謂れなく他人が之を横奪するの理あるへからず、若し之を許すときは横奪又横奪其停止する所を知らざるべし、左れば先づ泥棒を以て正當の占有者と見做し其占有を保護し、而して眞の所有者來て返還を請求するに到り、初めて物品を初の狀態に還すこそ法律か社會を保護する道

を全ふするものと云ふべけれ、破損したる者に對して損害賠償を請求することを得べし、又右の例を變じて此時計を質に取りたる場合を想像するも可なり、盗品を質に取るは不法なりと雖も、余は質物の占有者と云ふに付ては何の不都合もなし、而して此の占有權ありさへすれば、余は眞の質權者にあらざるも、其時計の侵害者に向ては質權者と同一に法律の保護を受くることを得べければなり、左れば占有てふものは二ヶの條件あることを必要とす、一は自己の爲にする意思あること、二は現在其物を所持せること是れなり、若し意思のみありて所持なきときは、占有にあらざる、又所持は現在にあるも意思なきときは容假の占有はあるへきも眞の占有はなし、而して此占有に善意と惡意とありて隨て其結果を異にすることあり、事は次節に説明せん、

四十八 善意の占有と惡意の占有との區別

善意の占有と惡意の占有とを區別するは、再び前節時計の例を藉らざるべからず、即ち前節の懷中時計を余が買取ることに當り、其盗品なることを知らざりしときは余は善意

善意の占有
實を果得
するに或
るを得る
悪意の占有
實を果得
するに或
るを得る
有者が消費
したる如し
きは如し

の占有者なりと雖も、其當時盗品なることを知りつゝ買取りたるときは余は惡意の占有なり、又余か代人をして或る物品を買はしめたるに、代人が詐欺又は強暴によりて物品を取得し之を余に引渡したりしを以て、余は一切其事情を知らざりしときは善意の占有者なり、而して其代人の行爲は惡意の占有者の行爲なり、其誤認にせよ、錯誤にせよ、或は自己の過失にせよ、占有者が其權利ありと信しつゝ權利を實行し來りたるときは皆善意の占有にして自己に權利なきことを知りつゝ占有せるは惡意の占有なり、而して善意の占有と惡意の占有とは、左の異なる結果を生ず、

- 一、善意の占有者は占有物より生ずる果實を取得す、
 - 二、惡意の占有者は果實を返還し、且其已に消費し、過失に因りて毀損し又は収取を怠りたる果實の代價を償還する義務を負ふ(第九十條)、
- 故に善意の占有者は田地より生じたる米穀、野菜、動物より生じたる産兒、卵、貸家より生じたる借家賃等占有物より生じたる果實を収得する權利あるを以て、假令占有物を

元本に付ては善意の占有者
善意の占有者
善意の占有者
善意の占有者
善意の占有者
善意の占有者
善意の占有者
善意の占有者
善意の占有者
善意の占有者

眞の所有者に返還することあるも、此等の果實は返還するに及ばず、而して其果實は已に消費したるものは勿論、未だ消費せざる分にも返還するを要せず、之に反して善意の占有者は占有物を眞の所有者に返還すると同時に、未だ消費せざる分は勿論、已に消費したる果實にても之を金銭に替へて返還し、其他過失によりて毀損したる果實、例之刈入れたる米穀の保存を怠りたるが爲めに之を腐敗せしめたるもの、及び収取を怠りたる果實、例之已に收穫季に及ひたるに刈入れを怠りたる爲め米穀を腐敗せしめたるものに至るまで之を返還せしむるものとす、

右は唯果實に付て説明したるも元本に付ても善意の占有者は自分の過失によりて占有物を毀損し或は之を滅失せしめたるときは、其全部を賠償せざるべからずと雖も、善意の占有者は此義務を有せず、唯だ家屋を破壊したる后、古柱、古瓦、臺石等の手元に残り居るものあるときは、所有者に返還する義務を負ふ、而も善意の占有者か右等の残物を賣拂ひ代金にして己に消費したるときは之を返還するに及ばず、

買主は賣主の身分を取調ぶる義務あり

四十九 動産の占有者は如何なる場合に於て其所有となるや
動産は日常取引轉々の盛なるものにして、若し動産に付て一々其物は賣主の所有物なるや、賣主は能力者なりや否やを取調べて賣買せざるべからざるものとすれば、大に動産の流通を害し、讓受人を困難せしむるを以て、法律は左の四ヶの條件さへ備ふれば、動産の占有者は直に所有者たらしむる効力を與へたり、

- 一、善意なること、善意の意味に付ては前節に説明したり、
- 二、過失なきこと、善意なるも過失あるときは直に其動産の所有者となることを得ず、例之服装甚見苦しく殆ど乞食の如き者より、貴重なる寶玉を買取るが如きは、一應其者の身分を調べ然る後買取るが至當なり、然るに之を怪しみもせず直に買取り、後に至り其乞食は泥棒なりしこと判然るときは、其買主は讓受方法は善意なるも、其身元を調べさりしは過失なるを以て、無過失の占有と云ふを得ず、之に反して寶玉を持し居る者か左程醜くからぬ者なきときは、買主は故ら賣主の身分を取調

ぶる義務なきを以て、無過失の占有者なり。

三、平穩なること、強盜横奪によりて得たるものは平穩の占有者にあらず、

四、公然なること、窃盜遺失物拾得者等が他人に隱密に占有し居るときは公然の占有にあらず、

此四條件を備へ居るときは、其占有者は直に其物の所有者なり、但し不動産に付ては此限りにあらず(第九十二條)。

五十 盜品の被害者、遺失物の遺失主は幾干の年限内にあざれば其物を取戻すことを得ざるや

前節説明したる善意の占有者は占有と同時に其動産の所有者となることを得べしと雖も、其動産か盜品なりしか又は遺失物なるときは、其盜難又は遺失の時より二年間内に原所有主より取戻を請求せられたるときは、之を返還せざるべからず、故に盜品の被害者又は得失物の遺失者は、其盜難又は遺失の時より二年間内に取戻を請求するを要す、

若し此年限を経過したるときは、假令盜品遺失物の所在が知れたりと雖も、之を取戻すことを得ず(第九十三條)。

五十一 善意にて買取りたる占有者か盜品又は遺失物を返還するとき、其請求者に對し代金を請求することを得るや

盜品又は遺失物なることを知らずして善意にて買取りたる占有者は、左の場合に於ては被害者又は遺失主より代價を受取るに非ざれば之を返却するに及ばず、

一、物品を競賣に依りて競落したるとき、

二、公の市場にて買取りたるとき、

三、其物と同種の物を販賣する商人より買取りたるとき、例之時計屋より時計を買取り、古着屋より古着を買取りたるときの如し、

此三ヶの場合には善意の占有者は代價を受けされば之を返還する責なしと雖も、競落にあらず、公の市場にあらず、又古着屋より時計を買ひ、商人にあらざる者より物品を買

るたる等の場合に、其物品か盗品又は遺失物なるときは、占有者は代價の支拂を受けずして被害有又は遺失主に返却せざるべからず、但し此場合に於て占有者が賣渡人に對して損害賠償を請求するは差問なし(第九十四條)。

五十二 他人か飼養せし家畜外の動物を占有したるものは直に其所有者となるを得るや

牛馬猫犬 鶏 家鴨 金魚等は家畜なりと雖も、虎熊 狐 猿 鷲 鰯 鯉の如きは家畜にあらず、若し此家畜以外の動物を飼養せしに、此に檻籠等より逃げ去りたるか、又は此等の物の外部にありしとき、占有者か飼養の動物なることを知らずして之を占有し、逃失の時より一ヶ月内に飼養主より返還を請求せざるときは、占有者は其所有者となるべし、然とも若し其動物に綱又は鎖等附きありて、一見他人の飼養せる動物なることが分るときは、其所有者となることを得ず、何となれば此場合には善意の占有と云ふことを得ざればなり(第九十五條)。

五十三 占有物返還のとき占有者は其物に費したる費用の償還を受くることを得るや
占有者か物を返還する場合に於て、其物の保存の爲めに費したる金額其他の必要費を回復者より償還せしむることを得、此の権利は善意の占有者も悪意の占有者も有するものとす、但し占有者か果實を取得したるときは通常の必要費は其負担に歸す、次に占有者が其物の改良の爲めに費したる金額、其他の有益費に付ては、其價格の増加が現存する場合に限り回復者の選擇に従ひ、其費したる金額又は増加額を償還せしむることを得、但し悪意の占有者に對しては裁判所は回復者の請求に因り之に相當の期限を許すことを得(第九十六條)。

五十四 占有者が占有を妨害せらるゝときは如何にして之を防ぐべきや
占有者か占有を妨害せらるゝときは、占有保持の訴と稱して、其妨害を停止せしめ、又は其妨害に因りて、損害を生したるときは、其損害賠償を裁判所に訴へて爲さしむることを得べし。例之余か占有の田地の中へ、他人か來りて耕作を施さんとするとき、或

余の地内へ入りて他人の耕作をなすは如何すべき

七十二
は余か占有の地内へ他人が残り建築を爲さんとするとき、或は隣地か建築を爲す際余か地内へ建物の一端を出して、我が境内を犯したるとき、或は此占有は余が占有地なりとし、人か來りて争ふとき等は、此の占有保持の訴を爲すべし、而して此訴は妨害の存續する間は勿論爲すことを得べしと雖も、妨害の止みたる後は、止みたるときより一ケ年内に起すにあらざれば効力なし、又其妨害は、余が地内へ他人か家屋を建築する妨害なるときは、占有保持の訴は、其工事着手の時より一ケ年内に起すことを要す、若し此期間を経過し、或は其内に工事が落成したるときは、此訴を爲すことを得ず（第九十八條、第二百一條）。

五十五 余が隣地に於て煤烟の落つべき烟突を建るとき、或は隣地の家屋か朽廢して傾れ來らんとするとき等は如何にすべきや

此場合には占有者は占有保全と云ふ訴を以て、其烟突の建築を禁止將に傾倒せんとする朽廢家屋を取除かしむることを得へし、蓋し占有保全の訴とは將に占有を妨害せられん

とする虞あるとき、其妨害の豫防を爲さしめ、或は將來生すべき損害に付て豫め其賠償の擔保を爲さしむる訴にして、其妨害の危険ある間は何時にても此訴を起すことを得へしと雖も、若し其危険の虞が工事より生する虞なるときは、其工事着手の時より一ケ年内に起すことを要す、若し其危険なる工事が其儘落成したるときは、假令着手より一ケ年内なるも占有保全の訴を起すことを得ず（第九十九條、第二百一條）。

五十六 占有物を奪はれたるときは如何なる名義の訴を起すべきや

占有物が他人の爲めに奪はれたるときは、占有回収の訴に依り、其物の取返し及び夫より生じたる損害賠償を請求することを得べし、此訴は侵奪の時より一ケ年内に起すことを要し、一ケ年を経過したるときは最早訴ふることを得ず（第二百條、第二百一條）。

第八章

隣地間の關係

（地土権者も本章定むる所の諸權利に有す）

○隣地立入の權

五十七

（一）隣地との界又は其近傍に於て工事を作さんとするとき自分の土地に餘地なきときは隣地に立入りても可なりや

（二）右の場合に於て隣地の家宅内に入ることを得るや

（一）隣地との界又は其近傍に於て牆壁、建物を新築し或は修繕せんとするに、自分の所有地に餘地なくして立働きに不便なるときは、隣人の所有地内に立入ることを得べし（第二百九條）、然ども隣地に無断にて立入ることを得ず、必ず其旨を通知して其許可を請ふべし、若し隣人が立入ることを承諾せざるときは、其土地の區裁判所に訴へ、裁判所の命令を以て隣地に立入るべし、

（二）前上の場合に於て如何なる事情あるも隣人の家屋内には立入ることを得ず、若し隣家へ入る必要あるときは隣人の承諾を受くるより外に道なし、裁判所に訴ふるも其効なし

（第二百九條第二項）、

（注意）（一）隣地立入の権利を有する者は土地の所有者に限るを以て、借地人は立入るこ

借地人は
入ることを
得るや
隣地に入る
立入る者に
害を加へ
ずるに
如何

とを得ず、若し借地人が隣地に立入らんとするときは、一應土地所有者の手を経て隣人に掛合ふことを要す、隣地へ立入りたる上、若し其庭園、田畑を害し、作物を損したるときは、必ず相當の代價を拂ふべき義務あり、

○他人の土地を通行する權、

五十八

（一）如何なる場合に他人の地内を通行するを得るや
（二）他人の地内を通行するときは如何なる場所を選ぶべきや

（一）他人の土地通行權は、自分の土地が他人の土地を以て取圍まれ全く公路に通ずることの出來ざるに生ず、法律上斯の如き土地を稱して袋地と云ふ、而して其周圍を取圍むものは土地のみに限らず、一方に池、沼、河、渠、又は海等ありて、他人の土地を通るにあらざれば不都合なる場合も亦袋地なり、又土地に隣りして公路あるも其公路は高さ堤手なるか、或は非常に低き所にありて公路に達するには階級を設けて下らねばならぬ様な場合も袋地なり、此の袋地に居るもの又は此袋地に用事あるものは、周圍にある

袋地とは
如何なる
土地なる
や

袋地者は
隣地の所有
者に拂ふ報
酬義務あり

他人の土地を通行する権利あり(第二百十條)、

(二)袋地の所有者が他人の土地を通行するに、徒歩して通るも、車に乗りて通行するも、荆棘を拓き砂利を敷きて通路を設くるも其勝手なりと雖も、必要のなきに無暗に車や馬を入れて他人の土地を害すへからず、袋地が何かの製造場なるか、大工作場なるか、人車の通行盛なる袋地なるとき道を設け車馬を驅るも可なれども、普通一般の人の所有地ならんには、成可く周圍地の害にならぬ様に通行すべし、民法第二百十一條に通行の場所及び方法は袋地の爲めに必要にして而して周圍地の爲めに損害最も少きものを選ぶへじとあるは此意なり(第二百十一條)、

(注意) 袋地の所有者は頗る周圍地の者に不便利を與ふる者なれば必ず相當の代金を拂ふべし、而して其拂ひ方は一度に拂ふも或は年々に割りて拂ふも勝手なりと雖も、土地を拓きて道を付けたる分は一度に拂ふべきものとす、但し分割と稱して一個の土地を二個に分ち、其一部を他人に譲渡たる等の所爲により、其一部の土地が袋地となりたる

ときは別に損害代金を拂ふに及ばず、

○水の流通に關する事

五十九 隣地より水流れ來りて迷惑するときは如何

隣地に池沼泉水ありて其餘水が自己の地内に流れ來るものあらん、或は大雨のとき雨水の氾濫し流るものあらん、或は隣地に飛瀑噴水ありて水滴の飛ひ來るものあらん、此の如き場合には隣家に逼り、水口を塞ぎ水除を作らしむることを得るやと云ふに、此場合には天然に來るものと、人工によりて來らしむるものによりて區別せざるべからず、雨水、泉水、飛瀑等の如き天然自然に來る水は之を防み之を塞ぐことを得ず、之れ水流を受くる者の身に取ては甚迷惑の次第なりと雖も、又隣地の者になりて見るも若し水の逃げ場なきときは是亦迷惑あるべし、何れにしても迷惑なれば、水の自然に任すより他に良き方法なし、是れ民法第二百十四條に「土地の所有者は隣地より水の自然に流れ來るを妨ぐるを得ず」と規定したる所以なり、左れば人工に因て水の流れ來るときは此

方は隣人に談判して之を塞がしむるも、自分に塞くも勝手なり、例之人工を以て噴水機を設け、又は新に泉池を作りたる場合の如き之なり、

六十 水流が低地に於て自然に阻塞したるときは如何

低地の者が故意に水流を阻塞すへからざることは前述の如しと雖も、水流が自然に低地に於て塞がり、或は地震、洪水等の天災によりて塞がりたる時に於ても、低地の者がその阻障物を取去り水流を通せしむるの義務なきは當然なり、然ども高地の者は自費を以て水の流通に必要な工事を作すこと勝手なり、此場合に於て高地の者は低地に立入る権利あるは勿論ありとす、

六十一 甲地にある水事工作物か破壊阻塞して乙地に損害を及ぼし又は損害を及ぼさ

んとしたるときは如何すべき

甲地に池、沼、貯水場等ありて其堤防破壊したるが爲め激流奔下し來りたる時、又甲地より水道を引きあらんに之れか阻塞したるとき、又甲地に向て水逃げを設けたるに限

塞して乙地に悪水氾濫したるとき等の場合には、乙地の所有者は甲地の者に向て堤防を修繕せしめ、水を疏通せしむる権利あり、又破壊阻塞に至らずとも、堤防に損所ありて貯水、河水、海水の溢れ來らんとする虞あるとき、或は隣地に於て水路の阻塞せんとする虞あるときは甲地の所有者は禍を未發に防ぐ爲め豫め用心工事を爲さしむる権利あり

(第二百十八條)

(注意) 前二項の場合に於て費用の負擔に付き別段の慣習あるときは其慣習に従ふ者とす、(第二百十七條)、故に或る地方によりては費用を分擔する所あるべし、此等は宜しく土地の慣習によりて決すべし、

六十二 水流に伴ひて流れ來りたる砂石は之を阻塞するを得るや

又其砂石は何れの所有に歸するや

水流と共に隣地より流れ來りたる砂石は之を阻塞することを得ず、又其砂石は當然隣地の者の所有にして、流れ來たるか爲め此方の所有物となることなし、

六十三 隣地に於て雨水の注下すべき屋根又は建物^{たてもの}を設けたるときは如何

民法第二百十八條に土地の所有者は直に雨水を隣地に注瀉せしむべき屋根又は工作物を設くるを得す^{おぼ}とあり、故に自然に土地の形勢により流れ来る雨水は致方なし^{いたしかた}と雖も、隣地に於て直に雨水を注下せしむる様なる屋根又は工作物を設けんとするときは、我は之を取除かしむることを得べし、若し又已に斯の如き屋根、工作物を設けたる以上は相當なる預防工事を爲すか或は之を取除かしむることを得べし、

六十四 水流地の所有者は水路又は幅員を變ふることを得るや

自己の物を自己か勝手に變更することを得るは當然なりと雖も、水流なるものは其關係する所、單に一個人に止らず、衆人に關係する所廣大なるを以て、他の所有物の如く自由勝手に處分することを得ず只左の場合によりて多少變更するを得べきのみ、

一、對岸の土地が他人の所有なるとき、

此場合に於ては其水路又は幅員を變更するを得ず(第二百十九條第一項)、

二、兩岸の土地が水流地の所有者に屬するとき

此場合に於ては其水路又は幅員を變更することを許せり、然とも其變更は自分の所有地内に限るものにして其下口に至りては從來の儘の形に復するを要す、故に初めに其下口か東に向ひたるものは、從來の通り東向になすべく、初めに三尺幅なるものは矢張り三尺幅となすべきなり(第二百十九條第二項)、

以上は一般の規定なりと雖も、其土地の風儀習慣により水流又は幅員の變更を許し、又は下口を原形の儘になし置くを要せるときは其習慣に従ふべく、必ずしも法律に依るを要せず(同條第三項)、

(注意) 水流地の所有者とは河床を所有する者と謂なり、即ち掘割、溝渠等の一個人又は共同によりて開鑿したるものは一個人にても所有し得へしと雖も、自然の河流、官設、公設の河渠等には一個人の所有者なし、

六七五 高地の所有者は餘水を排泄せしむる爲め隣地を通ほして水道を設くるを得

水流地の所有者は如何

然り水道を設けることを得べし、然ども土地の袋地と同様、隣地を通過するにあらざれば公路、公流、下水道に達する能はざる場合に限る、民法第二百二十條に高地の所有者は浸水地を乾かす爲め、又は家用若くは農工業用の餘水を排泄する爲め、公路、公流、下水道に至るまで低地に水を通せしむることを得、但低地の爲めに損害最も少き場所及び方法を選ぶことを要すとあり、

(注意) 前上の工事を爲すとき己に隣人の設けたる排水道あるときは我が水道を此と接續せしむるか或は他に利用する道あるときは、隣人の排水用工作物を利用することを得べし、但し相當の代金を拂ふは勿論なり(第二百二十一條)、

六十六 水流地の所有者は水堰の一端を對岸に附着せしむることを得るや

右の場合に於て對岸者は水堰を供用することを得るや

水流地の所有者は水堰を設くる爲め其一端を對岸に附着せしむることを得、

を拒むことを得ず、但し損害ありたるときは相當の償金を拂はしむることを得、

右の場合に於て對岸者が又一部の水流地を所有するときは先方の設けたる水堰を使用することを得べし、然ども單に對岸地の所有者にして河床の所有者にあらざるものは、此水堰を使用すること得ず(第二百二十二條)、

○經界に關する權利義務

六十七

(一) 經界は何人が作すべきものなるや

(一) 二經界に關する費用は何人が負擔すべきや

(一) 二個の土地の間に樹石、杭杵、牆壁、溝渠等經界を表はすべきものなきときは、互ひの所有地の範圍を明かにすること能はず、隨て後日の爭論の端となるものなれば、經界は何れの所有者も之を設けることを得べし、若し甲地の所有者が經界を設けることを拒むときは乙地の所有者は甲の承諾を経ずして經界を設けることを得べし(第二百二十三條)、

圍障は幾
尺の高さ
に爲すへ
きや

(二) 經界は双方が利益と受くべきものなれば之を設くる費用及之を維持する費用は相隣者互に平分して負擔すべきものとす、但し測量の費用丈は所有地の廣狹に比例して負擔すべきものとす(第二百廿四條)、

○圍障に關する事

(一) 圍障を設くるに相互の協議調はさるときは如何なる材料を以て圍障を作る

六十八 へきや

(二) 其費用は何れか負擔すべきや

(一) 圍障とは二個の建物の間に設くる經界なり、此を設くる目的は家内の有様を隣地より窺見るを得せしめざるが爲なり、此圍障には生垣あり、竹垣あり、板屏あり、土屏、煉瓦屏の別あり、又其高に付ても高きもの低きものあり、我は費用の掛らざる竹垣を以てせんとするに、隣人は煉瓦屏に作らんと主張し、又我は三尺の高さにせんと云ふに隣人は六尺にせんと云ふ、此の如く相方協議調はさるときは、如何なる屏を設くべきや、

民法は此の如き場合には板屏又は竹垣等の費用の少き圍障物を作ることと命し、高さは六尺と定めたり、若し此より高價なる煉瓦屏、石造屏を設けんとする富豪家あり、又は六尺以上の圍障を設けんと欲する者あらば其代價の騰上りたる額は其者の負擔となるべし、例之板屏あれば坪五圓にて出来るものを煉瓦にしたる爲め拾五圓となりたるときは差額拾圓を其者の負擔となすが如し(第二百二十五條、第二百二十七條)、

(二) 双方協議によりて建てたる圍障、或は法律に定めたる種類の圍障の設置費用及び保存費は相互平分して負擔すべきものとす(第二百二十六條)、

(注意) 土地により本節の規定に反する習慣あるときは其習慣によること勿論とす、

○互有權

(一) 經界、圍障は何人の所有に屬するや

六十九 (二) 一方の建物の一部を成す牆壁は互有に屬するや

(三) 高さの異なる二棟の建物の間にある牆壁も互有に屬するや

(四) 防火用に設けたる牆壁も互有に屬するや

(一) 相方互に出金して作りたる經界、圍障は固より相隣者の共有物なること論を俟たず、而て一方の者のみ出金して作りたる經界、圍障は其出金を爲したる者の所有なることも亦明かなる事柄なりとす、然るに此處に數十年來存在する經界、圍障にして何れの者か作りたるや、何れの者の所有なるや判明せざるときは、法律は之を相隣者の共有物なりと推定せり、之れ双方の鬩を防ぐ爲めの規定なり、此共有を稱して互有と云ふ(第二廿九條)。

(二) 然とも一方の建物の一部を爲すものは互有にあらず、例之經界に接して煉瓦の倉庫を築造し、其倉の壁が直に隣家の界となすときは如き之れなり(第二百三十條第一項)、(三) 一方の建物は高く、一方の建物は低く、而して其圍障が低き建物より高さときは、其高さ差分丈は高さ建物の所有なり、之れ其高き部分は低き建物の爲めには少しも用を爲さずして高さ建物の爲めに造られたるものと推定することを得るか故なり(第二百

條第二項)

(四) 然とも防火用の爲めに築きたる牆壁は前上の限りにあらず、何となれば防火用に築きたる牆壁は屋根よりも高く築き上ぐることを以て低き建物の用を爲さざるを以てなり、此場合には十分証據を以て其所屬を証明するより他に方法なし

七十 隣地より我地内へ出て居る竹木の枝又は根は之を剪除する權利ありや

隣地より竹木の根が經界線を潜りて我地内に延び來りたるときは、我は勝手に經界線を越へたる部分の根を剪除することを得、而て經界線を越へて出て來りたる枝葉は私の勝手に剪除することを得す、隣人に命じて剪除せしむるを得、若し隣人剪除せざるときは區裁判所に訴へ然る后剪除するを得べし、(第二百卅三條) 法律が枝葉と根との間に此區別を設けたる理由如何と云ふに枝葉には菓實等の有價物あるを以て之を剪取するには隣人の許諾を得るを要すと雖も、根は價なきを以て隣人に通告するに及ばすと云ふにあり、然とも根を剪るときは樹木大體を枯死せしむるとあり、枝葉を剪るよりも中々大事な

隣地より
差出たる
樹木の枝
葉を剪る
へからさ
何る理由
如

るに法律の反對に出てしは甚だ奇なり、思ふに枝葉を剪れば菓實を窃盜したりなど稱して刑法上の問題起るか故ならんか、

○隣地に接し建物、窓、井戸等を設くるべきの注意

七十一

(一)隣地の界に建物を築くには幾何の距離を残すべきや
(二)一尺五寸の距離を餘さずして建物を築造し或は築造せんとせし時は如何

(一)隣地と隣地との界に接して家屋、倉庫を建つるに餘り接近して建つれば火事其他の不都合あり、然るに餘り澤山の距離を存して明地を作るも亦不都合なり、故に法律は此場合に於ては双方各一尺五寸宛の距離を存することを命したり(第二百卅四條)、

(二)然るに若し右の一尺五寸の距離を存せずして我地に接近して家屋、又は倉庫を築きたるときは如何、此場合は二ツに分ちて考ふるを要す、第一は隣地の者が經界に接して家屋倉庫を築かんとして其用意をなし居る時か、或は已に工事に着手して大工左官が工事を取急さつゝある際あれば、我は隣人に掛合ひて其設計を變更せしむることを得べく或

は斷然其築造を差止むることを得べし然ども建築に着手して已に一ケ年を経過したるときは之を差止め又は變更せしむることを得ず、此場合には之か爲め蒙りたる損害を賠償せしむるのみに止まるべし、第二は其建築の已に落成したる時なり、此場合には又隣人をして差止め或は變更せしむることを得ず、建物は其儘に存し置きて單に損害賠償を得るのみなり(第二百卅四條第二項)、

(注意) 此二部に異りたる習慣あるときは其習慣に従ふ

七十二

隣地の者、我が地内を窺見することを得る窓又は椽側を設けたるときは如何

前上の理により經界線より一尺五寸以内には建物なき筈なれば、隨て窓又は椽側なき理なりと雖も、經界に近き所に窓、椽側ありて我地内を窺ひ見らるゝは大なる迷惑なれば、法律には經界線より三尺未満の距離に於て他人の宅地を觀望すへき窓又は椽側を設けたるときは必ず目隠を附することを命せり、故に此目隠なきときは我は隣人に請求して目隠を作さしむることを得べし、然ども我は其窓又椽側を塞がしむる權利なし、(第二百卅

五條)

(注意) 右に反する習慣あるときは此限にあらす、

七十三 井戸、用水溜、下水溜、肥料溜を穿つには隣地と幾何の距離を隔つへきや

六尺以上の距離を隔つべし(第三百二十七條第一項)、

七十四 地窖、厠坑を穿つには幾何の距離を隔つへきや

三尺以上の距離を隔つべし(第三百二十七條第一項)、

七十五 水樋を埋め、溝渠を穿つには幾何の距離を隔つへきや

これには一定の隔離を定めず、單水樋、溝渠の深さの半以上を隔つることを命したり、例之溝の深さ三尺あれば、經界線より一尺五寸を隔つへきが如し、然ども經界線より三尺以上を隔りさへすれば如何なる深さの樋、又溝にても之を設くるを得べし、(第三百卅七條第二項)、

(注意) 前上三節の距離を隔て、工事となすと雖も、設置者は此上にも猶土砂の崩れぬ

様水又は汚液の滲漏せぬ様、十分の注意をなすことを要す、隣人は右等の工事に付き不注
意の箇所あるときは相當の豫防手段を施さんことを請求するを得へし(第三百卅八條)、

第九章 所有權の取得

○先占

七十六 甲者鹿を射て未だ死せず、之を追蹤して方に第二の丸を發せんとする際、乙

者傍より射て鹿を斃したり、鹿は甲乙何の所有に屬するや

此は民法の所謂先占到關する疑問なり、先占とは所有する意を以て先に捕へたる者に所有權の歸するを云ふ、今甲は先に鹿を射たるも急所を外づれたる爲め之を追蹤して方に第二の銃丸を發せんとして殆ど其先占内にあるか如しと雖も、現に鹿を斃したるは乙なれば、乙こそ先占の權利を得たるものなり、斯く言へば乙者は人の物を横捕りしたる様に見ゆれど、先占と云ふものは、先に手を著けたるばかりにては不可なり、現在手に入

れて濟はねば所有すること能はず、生きたる動物は最早逃るゝこと得ざるに至りたる
ときが手に入りたるときなり、本間鹿の逃るを得ざるに至らしめたる者は乙者なれば鹿
は乙者の所有に歸すへきなり、

然ども甲者の丸が鹿の急所に當りたるが爲めか、或は大傷を負ひたる爲に、鹿は最早一歩
も逃る能はざるに至りたるに、突然傍より乙者の發砲により鹿は落命したり、此場合
に於て其所有權は甲者に歸すべし、何となれば鹿は乙者の發砲を俟たず、已に甲者の手
の内に入りたるものなればなり、

○遺失物

七十七 拾ひたる遺失物は幾年を経て自分の所有となるや

遺失物を拾ひたる者は、一ヶ年以内に所有主の知れざるときは、自分の所有となるべし、
然ども遺失物の所有となるには、之を拾ひたる地又は拾得者の住居地の警察署に届け出
て、警察署が遺失物の拾はれたることを公告し一ヶ年を経たる後にあらざれば不可なり、

若し遺失物を拾ひて届け出ざるときは刑法上の罪となるべし、刑法に遺失物を拾ひて其
所有主に還さず、三日内に届け出ざるときは、十一日以上三ヶ月以下の重禁錮に處せら
れ、又は二圓以上二拾圓以下の罰金に申付けらるべし、

七十八 店頭に置き遺れたる物は遺失物なりや

此には法學者間種々の議論ありと雖も、今日の處にては遺失物なりと論する者多し、隨
て此物も三日内に届け出てざるか、又は其所有主に還さざる時は前項と同一の罪に處
せらるべし、又一ヶ年以内所有主知れざる時は、拾得者の所有となるべし、

七十九 洪水の爲め流れ來りたる物、難破船より投棄したる物品は遺失物なりや

此等は漂流物と稱し、遺失物と同様に取扱へり、故に之を拾ひたるものは、民法、刑法
共に遺失物の拾得者と同一に見做したり、

○埋藏物

八十 埋藏物を發見したる者は幾年を経て所有することを得るや

埋藏物とは土中に埋れたる金銀貨幣寶物を云ふ、此等の物を発見したる者は、自分の土地より得たると、他人の所有地より得たるとを問はず、必ず之を警察署に届け出づるを要す、而して警察署か法律の定むる方法により、天下に公告を出し、六ヶ月内に其所有者が知れざるときは、発見者の所有に屬す、然ども他人の所有地内に於て発見したるときは、発見者は、其半を取り、土地の所有者其餘を取るべし、民法第二百四十一條に他人の物の中に於て発見したる埋藏物は、発見者及び其物の所有者折半して其所有権を取得すとなり、

埋藏物も遺失物、流失物と同じく発見したる后之を隠匿したるときは刑法上の罪に處せらるべし、但し他人の所有地内に於て発見したるときに限る、自己の土地に於て発見したるものは、之を隠匿するも罪とはならず(第三百五十八條)、

八十一 衣服の中に縫込みたる貨幣、壁又は屏瓦の中に塗込みたる物品は埋藏物なりや

此等は埋藏物なり、埋藏物は土地に隠れたる物に限らず、動産物の中にあるものにてても可なり、但し佛像の眼に彫めたる金玉は埋藏物にあらず、場合によりては添付物たることあるべしと雖も、佛像の臺中又は腹の中に隠したる寶玉は埋藏物と云はざるを得ず、何となれば耳目の金玉は、佛像裝飾の一部分にして、二者合して一体となすと雖も、腹中又は臺の内部は裝飾を要する部分にあらずして、其金玉は地中と同じく埋没せられたる者なればなり、此理を推して總ての場合に埋藏物なるや、添付物なるやを判別すべし、

○添付

八十二 不動産の上に從として附加せしめたる物の所有権は何人に屬するや

本疑問は左の場合に於て起ることあり、

一、甲者家屋を所有したるに、乙者自分の材木を以て建増を爲したるときは、乙者は其材木が自分の物なりとの理由を以て、其家屋全体の所有者なりと主張するを得るや、或は其分離の請求をなすことを得るや、素より乙者は増築せざりし以前の代償を

甲者家屋
所有其
材木以て
建増な
し其家
屋は其
所有な
るや

甲者の材木乙
者以て所有
する所を自
分の所有材
木の係る家
屋の保つた
る爲し増

供する等の義務は盡したるものとす)

此場合に於て乙者は建物を請求するを得ず、又分離を請求するを得ず、甲者には主たる物の所有者なるを以て、従たる物も隨て所有すべき理なり、然ども甲者は乙者に相當の代償を支拂はざるへからず、而して甲者若し乙者の建増を爲しつゝ、あるを、悪意を以て見過し居たるときは、材木代は無論、其工作費用をも拂はざるへからず、之に反して甲者は乙者か建増をなしつゝ、あるを知らず、或は之を知るも甲者は何か考へ違ひにて、乙者に爲さしむる權利ありと思ひながら、増築を爲さしめたる場合には、甲者は工作料等の諸雜費を拂ふに及ばず、只現在建増に因りてのみ生したる増加額のみ拂はへ可なり(第七百三條、第七百四條)、

二、甲者家屋を所有し居り、乙者の材木を取り自分に建増を爲したるとき、乙者は材木の所有者るか故に家屋は我物なりと云ひ、甲者は家屋が自分の物なるが故に其増築も自分の物なりと主張するときは如何、之を分離して兩人に與ふべきや、合して一人の有となすべきや

あるときは
何れに歸す
るべき所は

地上権者
永小作人
賃借人等
自己の費用
借用物に
上附加物
たるに附屬
物たるに
物たるに
物の機に
他人の指
環に自己
の嵌め石
の嵌め石
の機に自

て一人の有となすべきや

此場合に於ても分離するを得ず、甲者は主たる不動産の所有者なるか故に、其全體の所有者なり、而して甲者が善意なるときは、乙者は其材木代のみを受取るへしと雖も、甲者に悪意あるときは、乙者は材木代の外に其損害の賠償をも請求するを得べし、

(注意) 然ども地上権者、永小作人、賃借人等が、自己の費用を以て借用物の上に加へたる附屬物は、右の添付物を以て論ずるを得ず、此等は権原によりて附屬せしめたるものなれば、之を分離して返すとも、之を主物の所有者に賣却することも勝手なり、

八十三 各別の所有者に屬する數個の動産が附合によりて合成物と成りたるときは何れの所有者に屬すべきや

例之甲者の指環に乙者の寶石を嵌め、甲者の幅物に乙者の古代錦を以て表装し、或は甲者の机に引出しを附たる等の場合には、之を分離すべきや、或は一方の所有に歸せしむ

分か抽出
を附けた
るときは
指環又は
机は何人
の所有に
歸するや

るやと云ふに、二物の合成が容易に分離 得べき場合には、之を分離して舊形に復す
へしと雖も、二物の合成が容易に分離するを得へからず、縦分分離し得へきも、分離す
れば再び舊形に還らす、或は器物に損所の出來る場合には動産合成稱して、主たる物
の所有に歸すへきものとなせり、前例に於て指環、幅物、机は主たる物にして寶石、錦、
引出しは従たる物なり、然るに従たる物と雖も、主たる物より非常に代價の高きとき
は、従たる物か却て主たる物となることあり、例之拙劣なる畫工の描きたる幅物にて、
代價にすれば二十錢か三十錢のものなるに、之に一寸四方五六圓もする表装を爲すとき
は、其表装の方が主たる物となる可し(第二百四十三條)、

甲者の銅
と乙者の
錫を混合
し甲者の
酸と乙者
の鉛とを
混合した

八十四 各別の所有者に屬する金屬又は液体か合して混和物となりたるときは如何
例之甲者の銅と乙者の錫を和して眞鍮となり、硫酸と鉛と合して白粉となりたるときは
如何にすへきや、此疑問は前節と同一理にて主たる物の所有者の有に歸すべし、若し
主従を區別し難きとき代價の高下によりて區別すへきなり(第二百四十五條)、

あるときは
何れのもの
を有するや

八十五 如何にしても動産合成物の主従を區別する能はさるときは如何するや
若し物品の主従を區別する能はさるときは、合成物の成りたる當時の價格によりて互に
共有物となすべし(第二百四十四條)、

八十六 他人の動産に工作を加へたるときは如何

他人の動産の上に工作を加へたるときは、加工して得たる物品の所有權は、以前の動産
物の所有者に歸す、然れども加工したるか爲め非常に高價なる物品となりたるときは、
加工者の所有に歸すべし、例之他人の板木の上に左甚五郎の如き名人が、細工を加へた
る爲め非常に高價のものとなりたる場合の如きは、其加工者の所有に歸すべし、(第二
百四十六條)、

第十章 共有物

八十七 共有物の使用法は如何にするや